矯正図書館

刑政

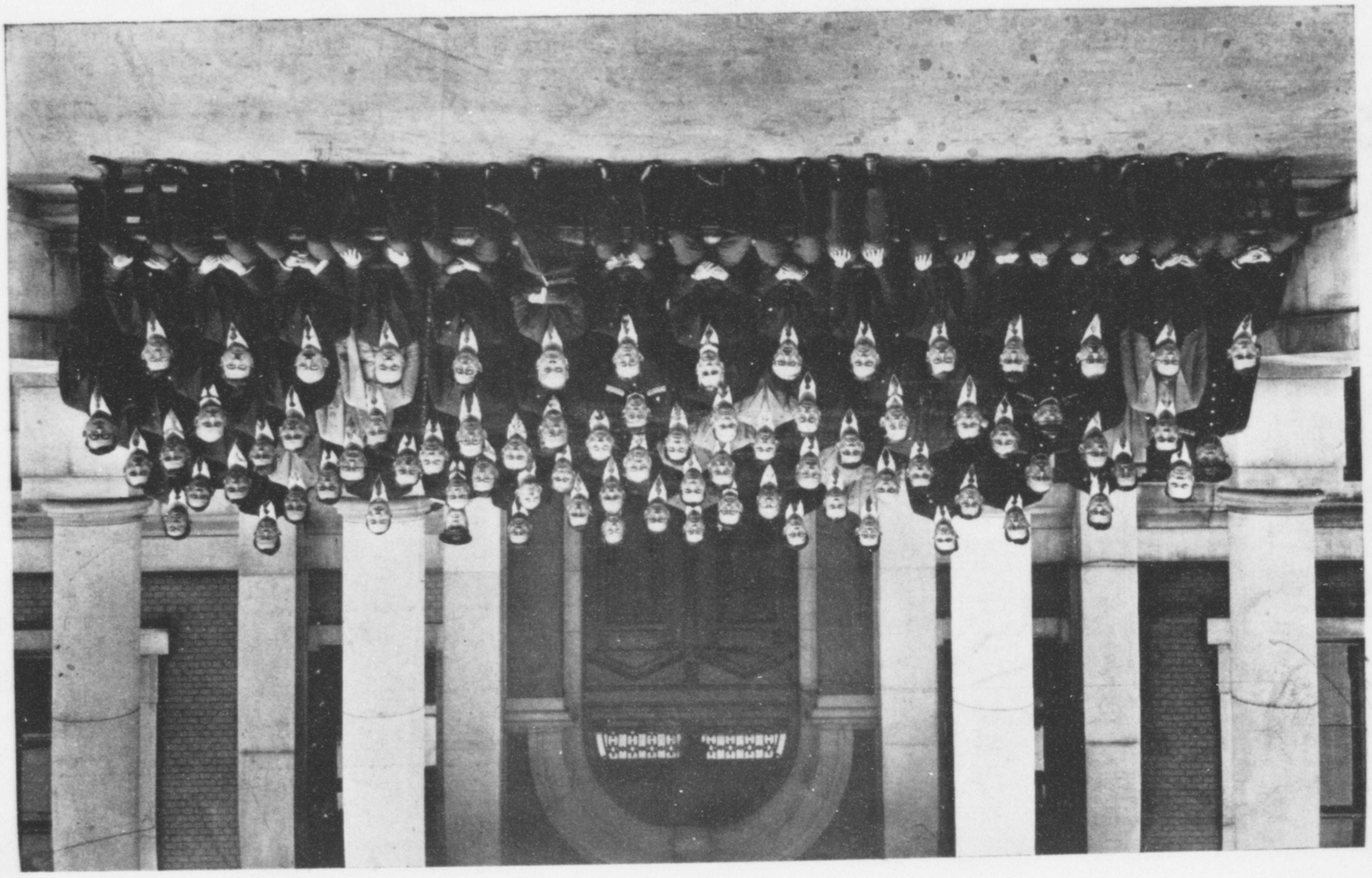
第四十九卷　五月號　第五號

兇悪犯罪の續發と危險性の處罰（卷頭言）	正木亮	2
行刑戒護の目的と作用 ―戒護課長會同に於ける訓示―	岩松玄十	5
犯罪人の分類	木村龜二	12
德川幕府の牢屋制度	細川龜市	25
少年犯罪者の危險性の規定條件（完）	近藤貞次	38
一九三三年のドイツ犯罪豫防法	ヘルマン・マンハイム	53
新刊紹介		63
大日本帝國獄制沿革徵略（二）		66
全國戒護課長會同		76
雜報		

財團法人　刑務協會發行

刑政第49巻第5号

— 金記同會長課徴戒國全 —



矯正図書館

刑政第49巻第5号

矯正図書館

刑政



第四十九巻

第五號

兇惡犯罪の續發と危險性の處罰

留守居の若妻が虐殺されたとの三面記事に戰慄した市民は一、二日後には又可憐な一少女の慘殺に關する記事を讀まなければならなかつた。この近年に於て恐らく最近ほどグルーミーな三面記事の續くことは稀であつたと思ふ。そして、その度毎にかやうな兇惡犯罪の原因が刑罰に責任をゆづられるのである。或人はいふ。かやうな現象は科刑の輕い裁判の生む當然の結果であると。又或人はいふ。かやうな慘害は寬大なる行刑の所產であると。

もちろん輕い科刑とルーズな行刑とが刑罰の一般豫防力を減殺し次の犯罪への決心を容易ならしめることは之を肯定しなければならぬ。故にかやうな犯罪が起り又犯罪が流行の徵を示すときは裁判官は科刑に意を拂ひ、刑務官は行刑の倫理的機能を全ふせねばならぬことはもちろんであるが、しかしながら現時行はるる兇惡犯罪は必ずしも刑罰の一般豫防力の減殺にのみ罪を歸すべからざるものがあるのである。その意味に於て當路者は玆に徒らに刑の抽象的威力に過信することなくして具體的の豫防制度の實現に力を盡すべきことが逼られて來るのである。

顧みれば昭和五年のことであつた。かの說教強盜の橫行に對して當路者はそれを以て刑の一般豫防力、刑の峻嚴性の足らざることに歸責して盜犯防止法を制定したことであつたが、その場合に於てかやうな犯行を爲すべき危險の徵表に對しては何等考慮を拂ふところはなかつたのである。而して此の法律の實施以來その實施以前よりも夜盜が減少し兇惡なる強盜犯人が防壓されたといふ結果は決して聞くを得なかつた

のである。その點に於て盜犯防止法の效果は一九二五年のアメリカの盜犯防止法たるボウメス法と同じ運命をたどりわれわれは改めてかかる兇惡犯罪の防止に付いて考へ直さねばならぬ必要にせまられて居るものであると思ふ。

惟ふに盜犯防止法にせよ又それ以前の諸刑事法にせよ、何れも結果處罰に全力をそそいで原因的現象に關することがなかつた。假に原因的現象を處罰するとしてもそれは極めて小種類の豫備陰謀だけで而もそれらの多くは極めて輕い處罰に過ぎないのである。たとひ、その根據が意思責任を基本とせねばならぬ刑法の立場であるにしても、さるにても現代の實社會生活に於てはかやうな立法方法では生活は決して安定であり得ないことを何人も知り得るやうになつたのである。

極めて通俗的な言葉を以てすれば人を殺さうとしてつけ覘ひつつある者を二年以下の範圍で處罰し、强盜をなすべく双をとぎすましつつある犯人をとらへて二年以下の範圍で刑法の使命が達するなぞと今日の社會人は考へぬやうになつたのである。さやうな危險犯人こそ長い隔離と矯正とを必要としそれを爲すことによつて始めて盜犯防止法以上の效果が期待し得られるものとわたくしは考へるのである。

嘗ては刑法の主觀論者が敎唆の獨立處罰を主張して强き反對を受けたことであつた。しかし現實の問題として再び二・二六事件を惹起すべく人を敎唆したものがありと假定せよ。被敎唆者がをどらなくともそれは實に危險極まりない敎唆であり處罰せねばならぬものではあるまいか。とにかく、意思刑法が强き支持を受けることは猶續くであらうが、しかし、かやうな危險の徵表に對して之を閑却すべからざるものであるとの觀念は意思刑法の上に於ても强調せらるべきことはも早總ての國の今日の問題となつたのである。

例へば、新興國リツアニヤの一九三四年二月八日の國民並國家保護法を見よ、そこには他人をして國家に危險なる行動に出でしめんとする教唆を處罰し、口頭、文書若はその他の方法によつてリツアニヤ國及國民の利益を害する行爲を煽動、宣傳したる者を罰し法律違反の豫備計畫は總て之を處罰して居るのも、國は小さいが學ぶべき現代立法傾向のあらはれであるのではある。

意思刑法のナチスに於ては一九三三年十一月二十四日の危險なる常習犯人及保安處分に關する法律を制定してその新觀點が犯罪人に對する國民共同團體の現實的保護は明かに前提的原因を抑壓することであるといふことを知らねばならぬとして從來の一本槍の犯罪鬪爭法（Einspurigkeit in der Verbrechensbekämpfung）を二本槍即ち原因鬪爭と結果の處罰に代へ以て國民の現實の災害を救ふ必要があると爲した。その點に於てナチスも亦危險性處罰の範圍を擴張したことになるのである。

私は玆にさやうな世界的傾向に立脚して危險性處罰の具體方法が刑法改正をまつまでもなく一日も速に實現されるならば兇惡犯罪の續發は或程度に救濟され得るものであると思ふ。

昭和十一年四月廿日

正木亮

行刑戒護の目的と作用

——戒護課長會同に於ける訓示——

岩松玄十

今回各位の御會同に際し所見の一端を披瀝するの機會を得ましたことは私の最も欣幸とするところであります。

現時に於ける國家內外の情勢は寔に多事多端でありまして、政府と言はず國民と言はず、國を擧げて之を憂ひ、擧國一致勇猛邁進此の難局を打開し新興日本の躍進を期待して居るのであります。此の秋に當りましては、吾々は一死報國の一大覺悟を以て各自其の分掌するの職責に刻苦勉勵し報國の誠を致さねばならぬと存じます。此の事は各位も正に御同意のことゝ存ずる次第であります。

却說、所管事務に關し二三各位の御考慮を煩はしたいと思ふ點を申し述べることに致します。

一、惟ふに戒護は行刑各般の作用の基調となるものでありまして、行刑の生命線とも謂ふべく戒護の萬全の上にこそ總ての敎化を施すことが可能なのであります。申すまでもなく、戒護の第一目的は隔離作用の充實であり、戒護職員たるものは常に檢束の事に力を致し、收容者を完

全に刑務所内に管理し以て社會の康寧を圖ることを其の最大の使命と致して居るのであります。然るに假釋放、刑務作業等他の部門に於きましては近來益々其の効果を擧げつゝあるのでありますが、戒護方面に於きましては、近時却て刑務事故增加の傾向を示し、遺憾ながら其成績優良なりとは申し兼ねるのであります。卽ち昭和九年には逃走二十五件、自殺三十三件、其の他十八件計七十六件なるに對し、昨昭和十年には逃走二十八件、自殺其の他二十五件計八十七件、差引十一件の增加となつて居るのであります。更に遡て昭和八年に比すれば二十七件の增加となつて居る次第でありまして、洵に戒心を要すべきものがあるのであります。就中昨年に於きましては重大なる逃走事故があり、之れが爲世人に不安の念をいだかしめた事例も一再に止まらなかつたのでありまして、此の事は既に各位の御承知の通りであります。又最近に於きましては、受刑者と職員と結託通謀して外部に書信の連絡を爲し、而も半歳に亘つて其の事實を知り得なかつた事例すらあつたのであります。勿論之等の原因は近來收容者の增加に伴ひ益々戒護部職員の負擔加重を來たしたると、物的戒護の不完全等に由來する點が多々あるのでありませうが、若し職員の緊張に於いて缺くるところなしと致しますれば、敍上の如き重大なる事故は惹起するの餘地がなかつたものと謂はねばならぬのであります。各位は可及的物的戒護の設備を充實すると共に一層職員の配置、收容者の行狀視察、搜檢等に意を注ぎ所謂人的戒護の完璧を期し此種事故を未然に防止することに努力せられんことを切望する次第であります。

二、戒護の第二の目的は所內の紀律保持であります。抑々刑務所は嚴肅なる紀律の府たるものでありまして、全受刑者は其の紀律の府に於て嚴肅なる紀律に服することに依つて始めて社會に於ける紀律ある合法的生活を營むに足るの精神が訓練されるのであります。而して紀律の保持に就ては徒に形式の末に拘泥し、其の表面的行動をのみ緊束するが如きことなく信賞必罰の妙諦を會得せられ、眞に生命あり活動ある紀律の下に嚴に行刑の權威を宣揚し、其の紀律の下にあつて尙其の躬に紀律あるを知らず、自ら紀律と相一致するが如き極致に達せしめるやう致さねばならぬのであります。各位は深く此の紀律の眞意義を了得せられ所內に於ける紀律保持の完璧を期すると同時に、受刑者の紀律的生活の訓養に努められんことを切望する次第であります。

三、戒護の直接目的は只今申し述べたる如く受刑者を社會と隔離し之れを完全に管理することゝ所內の紀律を維持することにあるのでありますが、之れのみを以て戒護部職員の職責が完全に遂行せられたりと申すことは出來ないのであります。更に受刑者の改過遷善の實質的方面に積極的の御協力を願ひ度いのであります。卽ち、受刑者に對し直接的に精神の敎養を施し其の德性を涵養し、理性を啓發せしめんとする敎誨の施行に對しましても、又受刑者の習性とも謂ふ可き怠惰性を匡正し、勤勉力行の精神を訓養すると同時に、社會生活の爲めの職業訓練を授けんとする作業の施行に際しましても、各其部職員と一致協力するの責務あることに思を致さねばならぬのであります。然るに從來ともすれば戒護課職員は戒護のみを以て自己の職分と爲し、敎誨は敎務課に、作業は作業課に專屬するものと誤解せらるゝの傾向あり、爲に所內各課

に對する積極的な協力未だ充分ならざるやの憾みが見受けられるのであります。抑々受刑者に對する關係に於きましては行刑のあらゆる部分は戒護と關聯を持つものであり從つて其戒護課職員の態度にして斯くの如きものであると致しますならば、遺憾乍ら行刑の根本目的を完全速かに達成することは至難なりとせねばならぬのであります。各位は戒護本來の職責遂行に努むることは勿論、率先して現實に行はれつゝある他部門の事業を充分に認識し敎誨の施行も作業の向上も將又保健衞生の充實も等しく廣義に於ては自己の責職なりとの觀念の下に協心一致努力せられん事を切望して止まぬ次第であります。

四、日常直接收容者に接觸する職員の人格は、直ちに收容者に反映し敎化上影響するところ大なるものがあることは申すまでもありません。近來各位の努力に依り戒護部職員の人格は漸次向上するの傾向を示して居ることは之れを認めることが出來るのではありますが、數多き職員中には今に尙人格上指彈に値するの非行を敢て爲す者が絶えないのであります。加之、最近一二の地方に在ては刑辟に觸れ刑事上の處分を受くるに至つた者すら生ずるに至つたのでありまして、返へす返へすも遺憾に存ずる次第であります。此の事は一刑務官、一刑務所の不名譽なるのみならず、全刑務官、行刑全般の威信を失墜せしめ、延ひては行刑の根本目的を破壞するに至るの處があるのでありまして、各位は深く思を茲に致し、自ら其儀範たることは勿論、部下職員の監督敎養に意を用ゐ、先づ人格第一主義に立脚し、武に偏せず文に偏せず、訓育の周到を期せられたいのであります。

五、本年一月を以て我國は累進處遇令實施二ヶ年の經驗を有することと成りましたが、各位は其間直接の當事者として極めて愼重に具體的實證的なる研究を重ねて、其結果を實行せられて來たことゝ存ずるのであります。然し乍ら、過去二年間に於ける其の成績に就いて之れを考察致しまするに、過渡期に於けるものとしては洵に已むを得ない事情もあることゝ存ずるのでありますが、遺憾乍ら二三の重要なる點に付いて、未だ其の運用に於て完からざるものが見受けられるのであります。其の第一は行刑成績の評點方法に缺陷なきやの點であります。例へば第一級者に在る者は原則として、改悛の情極めて顯著にして釋放後に於ける保護關係の整備するに於ては、何時にても責任を以て假釋放を上申するの可能性を有する者でなければならぬのでありますが、累進處遇令實施以來第一級者の假釋放に付き之れを見るに、假釋放者は全一級者の二割五分に過ぎないのであります。勿論前述の如く保護關係に缺陷ある者も多數あることではありませうが、それを考慮に入れると致しましても、第一級者の大部分即ち其七割五分に當る者が假釋放上申不適格者、即ち大體に於て第一級者たるの資格なき者であると謂はねばならぬのであります。且つ第一級者の惹起せしめたる刑務事故に付き之れを見るに第一級者千人に付き月平均約八・〇件といふ比率を示して居るのでありまして、之れを全在監人千人に付き月平均九・二件の事故なるに比しますと、其間第一級者と其他の者との間に格段の差が認められないのでありまして、之れ亦第一級者としての實質的資格なき者が如何に多數に第一級者として の處遇を受けつゝあるかと謂ふことを證して餘りあると謂はねばならぬのであります。此の

事は特に各位の深甚なる御考慮を煩はしたいのでありまして、緊急に愼重なる研究を重ね、之れが對策を講ぜねばならぬ事と存ずるのであります。大臣閣下が今回各位の會同を御召集になつた理由の大なるものは實に此の點にあるのであります。此の點に關聯する協議事項が提出されて居るのでありますから、後刻十分なる御討議を願ひたいと思ふのであります。次は累進處遇の眞精神に對する誤解なきやの點であります。御承知の如く累進處遇は何等受刑者に對する優遇法の性質を持たないものでありまして、彼等をして累進處遇が恰も生活の安易法であるかの如く誤解を懷かしめるやうなことがあつてはならぬのであります。然るに累進處遇が新敎化方法として認めました所の集團散歩、自辨物品購入の如きものは、一度其の運用を誤る時は、却て受刑者に安易と濫費との惡風を助長し、徒らに虛榮心を刺戟するの結果を來すのでありますが、從來其實行方法を觀察致しますと、甚だ遺憾乍ら寧ろ惡用せられて居るのではないかとの印象を受けるものが決して二三には止まらないのであります。此の點特に御留意願ひたいと思ふのであります。累進處遇に依り行刑が不當に弛緩せしめらるゝに至つては、行刑は只だ形骸を存するに過ぎないものとならねばならぬのであります。行刑の嚴肅性は何處までも重要視し、受刑者の阿諛便佞に動かされることなく、又徒らに衆情の靜謐をのみ願つて不當なる緩大に出るが如きことなく、每月の採點に關し、又進級の決定に關し一人一件と雖も忽がせにせず愼重審議を重ね、特に累進準備會員に對しては常に適當に指導監督せられんことを望む次第であります。

六、衆議院議員選擧法違反の刑事被告人は最近の調査に依りますれば、全國に於て約三千人の多數に達して居るのであります。而も此の種事件の審理は選擧肅正の趣旨を徹底せしむるの必要上急速を要すべく、從つて出廷等自然頻繁とならざるを得ないのであります。且つ此の種の被告人中には社會的地位身分ある者多く、自殺或は證據湮滅を企つる者も決して尠くはないのでありまして、現に最近自殺を遂げたる者二名其の未遂者一名を生ぜしめて居るやうな次第であります。國家非常の際とて財政上直に職員の增加を行ふことは頗る困難の事情に在り戒護部職員の手不足は玆に至つて益々負擔加重を來たさゞるを得ないのであります。各位日夜の御勞苦は誠に御同情に堪えないものがあるのでありますが、尙一層の御努力を御願ひ致す次第であります。抑々未決拘禁本來の目的は裁判審理の爲に外ならぬのでありまして、特に逃走、自殺、證據湮滅の防止に專念するは勿論、裁判審理の進行を阻害せざるやう裁判檢察の兩方面と圓滿なる連絡協調を保ち、未決拘禁の趣旨貫徹の爲に努力せられんことを望む次第であります。

犯罪人の分類

木村龜二

一 犯罪人分類の必要
二 犯罪分類の諸種の試み
三 犯罪人の基本的分類

一

犯罪人の分類といふことは、從來の刑事學の最も重要なる課題の一であつた。特に、刑事學の古典的著述に於ては、犯罪人の分類は基本的な出發點であり且つ到達點でもあるかと思はれる程重要な地位を占めて來て居つた。然るに、最近の刑事學の著書の中には犯罪人の分類は殆んど何等の地位が與へられない狀態に在ると謂つてよい程である。ドイツでは、アシヤッフエンブルグの『犯罪及び其の鬪爭』が犯罪人の分類を試みた最後のものであり、アメリカではパーメリーの『刑事學』(一九一八年)が犯罪人の分類を試みた最後のものである。其の後の重要なる刑事學書例へばスーサーランド、ギリン、ヘーンズ及びゴールド等のそれの中には、もはや、犯罪人の分類は特別に問題となつては居ない。

何故に、犯罪人の分類がしかく閑却せられるに至つたかといふ原因は甚だ多樣であらうが、その最も重要と考へられるのは、ロムブローゾの所謂生來犯人の存在が否定せられ、其の結果一般に犯罪人の分類といふことが科學的に不可能と信ぜられるに至つたことではなからうかと考へられる。然し、果して犯罪人の分類が科學的に不可能であらうか。これは『科學的』といふ言葉の意味に依つて決定せられるべきことである。成る程、犯罪人を、ロムブローゾ及び其の信奉者の考へたやうに、自然科學的見地から分類することは方法論的に誤謬であるが故に、不可能であると考へられる。何となれば、犯罪現象は本質的に社會現象であり特に法律的價値判斷に關係する事實であるが故に、社會的法律的見地を純粹に抽象した領域に於て犯罪現象從つて犯罪人について論ずるといふことは不可能であるからである。然しながら、犯罪現象が社會的法律的現象であるといふことは、社會的法律的見地からは犯罪現象從つて犯罪人の分類が可能であることを意味して居る。この意味に於て、犯罪人の分類が科學的に不可能であると論斷することは許されないであらう。

のみならず、事實上は、犯罪人の分類の必要は最近には益々緊急なものとなつて來て居るのである。第一に、司法上の見地に於ては、現行刑法上は既に心神障礙者(刑三九條)及び少年犯人(刑四一條、少年法一條四七條六二條)の區別が認められて居るが、刑法草案に於ては、右の外に、更に、不定期刑の對象となるところの常習犯人(草案九一條)及び保安處分中特に監護處分の對象となるところの心神障礙者(同一二七條)等の分類が認められることとなつて居る。次に、行刑の上に於ては『行刑累進處遇令』の制定以來、犯罪人の分類は科學的行刑の基本的な條件となつて居る。行刑

累進處遇令に於ては、從來の監獄法の中に認められて來たところの女子犯人(監獄法三條)及び少年犯人(同二條)の外に、心神障礙犯人、思想犯人(行刑累進處遇令二條四項五項)、初犯者、累犯者(同一四條)及び『處遇上相當なる分類』に依り定められたところの犯罪人(同一四條)の分類が認められて居る。これ等司法上及び行刑上の犯罪人の分類は、私の考へでは、實際的目的の上から爲されたものである。從つて、必ずしも科學的體系的であるとは謂ひ難い。然し、それは科學的方法的見地に於て批判せられ基礎づけらるべき性質のものである。

右の如き意味に於て、犯罪人の分類は、科學的に可能であり且つ必要なるものとして、今日に於ても依然として、要求せられて居るのである。ひとり、刑事學の最近の著書がこれを輕視乃至閑却するの傾向に在ることは甚だ遺憾なことと謂はねばならぬ(一)。それ故、私は、以下に於て、犯罪人の分類に關し若干原理的な叙述を試みたく思ふ。

(一) パーソンスは、四十年來刑事學者の多數に依つて甚だ重要視せられて來たところの犯罪人の分類の問題が無視せられつつあることは『望ましからざること』であると爲して居る(Parsons, Crime and criminals, 1931, p.49)。

一

犯罪人の分類の試みに於て最も單純にして最も古くから行はれて居つたと考へられるのは偶發犯人と常習犯人との區別であつたと謂ひ得よう(一)。勿論、この分類の根據は、從來は、或は單純に直感に依るに過ぎぬものであつたり、又、單に處罰の回數の單複に依るものであり從つて初犯者、累犯者の分類と同意義に用ひられるものであるに過ぎず、何等科學的考察の結果に因るものではなかつた。

(一) この分類の學說的概觀については Ferri, La sociologie criminelle, 2e éd., 1914, p. 138 et suiv.; Wahlberg, Das Gelegenheitsverbrechen in Gesammelte kleinere Schriften, 3. Bd. 1882, S. 55 ff. 參照。

右の分類を批判して更に科學的な分類を置き換へんとしたのがロムブローゾであつて、彼は犯罪人を分類して、(一)生來犯人、(二)激情犯人(政治的激情犯人を含む)、(三)精神病的犯人、(四)偶發犯人及び(五)激情犯人の五箇のカテゴリーに分類して居る(二)。又、フエリーは、ロムブローゾの分類を批判して、犯罪人を、(一)精神病的犯人、(二)生來犯人、(三)常習犯人、(四)偶發犯人及び(五)激情犯人の五箇のカテゴリーに分類して居る(三)。其の他、類似の試は、ガロフアロ、クレラ、エリス、パーメリー等に依つて試みられて居るが(四)、これ等イタリア學派の分類は、分類の原理を缺いて居ること及び犯罪現象の社會的意義を看過して居ることの二箇の缺陷を含むものとして甚だ不十分のものと考へられる。

(二) Lombroso, L'homme criminel, 2 tomes, 1895.

(三) Ferri, ibid. p. 150 et suiv.

(四) 諸種の犯罪人の分類の見本を示したものとしては、Parmelee, Criminology, 1926, p. 186 et seq.; Parsons, ibid. p. 48 et seq. 參照。尚ほ、吉益學士『累進制度と受刑者の科學的分類』刑政第四七卷第一一號)。

イタリア學派の犯罪人の分類の試みに對して特色を示して居るのは、ドイツの社會學派の試みである。其の特色は、犯罪人分類の標準となるところの原理を明白にし、その原理に從つて方

法的に分類を行つたことである。このドイツ學派の基礎を作つたのはリストである。

リストの犯罪人の分類(五)は、最初、その論文『刑法に於ける目的觀念』に於て明らかにせられたのであつて、リストは、ここで、刑罰の作用を標準として犯罪人の分類を試みたのである。即ち、リストは、刑罰の作用を三箇に分ち、改善、威嚇及び排害と爲した。そして、この三箇の刑罰的作用が實現せられるのは、犯罪行爲に對してではなく、犯罪人に於てであると爲し、改善は改善可能なる者に對し、威嚇は改善を必要とせざる者に對し、排害は改善不可能なる者に對して行はれると爲した。ここから、リストは、犯罪人を、改善不可能なる者、改善を必要とするもの及び機會犯人の三つのカテゴリーに分類したのである。この中、前二者即ち改善不可能なる者と改善を必要とする者とは、從來、常習犯人と稱せられて居るものの中の改善可能性の有無の程度に依る區別である。リストは、後に至つて、刑罰を標準とする分類を拋棄して、犯罪人の反社會性を標準とする分類を採用し、犯罪人を偶發犯人と慢性的犯人との二箇に大別し、慢性犯人の中に改善可能者と改善不可能者とを分類したのである。

(五) 拙著『刑事政策の諸問題』第一八頁以下參照。

リストの犯罪人分類と類似の分類を試みて居るのはラートブルッフである(六)。ラートブルッフは、先づ犯罪人を偶發犯人と慢性的犯人とに二大別し、慢性的犯人を更に完全責任能力者と限定責任能力者とに區別し、限定責任能力者を治療可能者と治療不可能者とに細別し、完全責任能力者を改善可能者と改善不可能者とに細別し、更に、改善可能者の中に成年と少年とを區別して居る。ラートブルッフは、この分類を以つて刑法上の處分に對應するものとして、治療可能者に對しては治療處分を、治療不可能者に對しては收容處分を、改善不可能者に對しては排害處分を、成年犯人に對しては改善處分を、少年犯人に對しては教育を施すべきであると爲して居る。

(六) Radbruch, Einführung in die Rechtswissenschaft. 7.-8. Aufl. 1929, S. 111 ff.

リスト及びラートブルッフの犯罪人の分類の特質は其の分類の原理を明白に立て、これに從つて體系的に分類を爲さんとしたことであつて、その意味に於て甚だ科學的性質を具備して居る。特に、分類の原理が、犯罪現象と本質的に關係を持たざるところの自然科學的概念標徴に依られることなく、犯罪現象の本質的概念標徴に依られて居ることに注目すべき進歩の跡を示して居ると考へられるのである。勿論、リストは、其の最初の分類に於ては、犯罪の概念要素の一たる刑罰の作用を分類の標準と爲して居つた。然し、刑罰の作用を標準とする分類は、刑罰を犯罪人の特質に從つて應化せしむべしと爲すところの刑罰の個別化といふ近代的要求に矛盾するのみならず、刑罰を必要とせざる犯罪人及び刑罰以外の社會防衛處分を必要とするところの犯罪人を分類の範圍外に殘さねばならぬが如き結果となり、その意味に於て適當なりとは謂ひ得ない。故に、リストが後に至つて、刑罰の作用ではなくして、反社會的情操を標準として分類を試みたことは甚だ適當であると謂はねばならぬのである。

唯だ、リスト及びラートブルッフの分類の中には、改善可能者及び改善不可能者の分類が保持せられて居る。特に、改善不可能の概念については、周知の如く、既に、甚だ多くのことが論ぜられ

て來たのであるが、尙ほ一應その意味を吟味して置くことが必要であらう。私は、犯罪人の中に改善不可能のものがあるか否かの問題の以前に、論理的に謂つて、果して何を標準として改善不可能と爲すかが考へられ、そして、その點が批判せられねばならぬと思ふ。即ち、若し、現存の刑罰及び其の他の社會防衞處分の制度乃至施設を現狀のままとして、其の現存の制度の下では改善不可能の者が存在するといふのであるとするならば、何故に寧ろ其の制度を改善して所謂改善不可能者を減少又は一掃することを考へずして、現存制度の缺陷を犯罪人の責任に轉化して改善不能の烙印を犯罪人の額に捺さねばならぬかの合理的な理由が理解し得ないと謂はねばならぬであらう。それで、嚴密に且つ正當に、改善不可能といふことが謂はれる爲めには、少くとも最も完成せられたところの制度が理想的に運用せられたものとしての假定の上に立たれねばならぬ。然るに、かかる理想的狀態は現實の制度に對しては常に單純なる極限概念たるに止まるのである。從つて、かかる經驗を超えたところの理想狀態を標準として現實の犯罪人を分類することは事實上は何等の妥當性を持たず、從つて、何等の實際的價値を有せざるものと謂はねばならぬことゝなるであらう。いづれにしても、右の如き意味に於て、改善不可能者を犯罪人分類の一つのカテゴリーとして是認することは、制度に對する單純なる保守主義か、又は、總ての現實の事實に對して想定せられたる理想狀態を規準として判斷せんとするところの極端なる觀念論かの域を脫せざるものであつて、いかなる意味に於ても適當なる思想ではない。故に、科學的な犯罪人分類からは改善不可能者のカテゴリーは排除せられねばならぬ。

かくして、改善不可能者のカテゴリーを排除しながら、專ら、犯罪人の反社會的情操即ち犯罪人の危險性を標準として分類を試みて居るのはアシャッフェンブルグ(七)である。アシャッフェンブルグは、國際刑事學協會の一八九七年のハイデルベルクに於けるドイツ部會の會議の決議の原理を批判して自己の分類を展開したのである。即ち、彼は犯罪人を七箇のグループに分類して、(一)偶然犯人、(二)激情犯人、(三)機會犯人、(四)豫謀犯人、(五)累犯的犯人、(六)常習犯人、(七)職業犯人と爲して居る。

(七) Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 3.Aufl. 1923, S. 231 ff.

アシャッフェンブルグの右の分類は、大體に於て、危險性の强弱の程度を標準としたものであると解し得る。然し、その分類せられたところの七箇のカテゴリーは必ずしも明白なる限界を持つたものであるとは爲し得ない。何となれば、例へば、激情犯人は場合に依り機會犯人であり又場合に依り豫謀犯人であることもあり、累犯的犯人は場合に依り常習犯人であることもあり、更に、偶然犯人即ち過失に因る犯人も亦常習犯人であることがあり得るからである。それで、結局、アシャッフェンブルグの分類の示唆するところは、危險性に依る犯罪人の分類は、一方に於ては外部的事情が犯罪の支配的原因であり從つて危險性の最も小であるところの偶發犯人と他方に於ては外部的事情は單に犯罪の機緣たるに過ぎず從つて危險性の最も大であるところの常習犯人との兩極の中間に多數の程度上の區別を立て得るといふことである。それと同時に、我々は、犯罪人分類の諸種の試が、最も單純にして古くから存在するところの偶發犯人と常習犯

人に關する直觀的常識的區別から出發して、これを批判することから始められ、最後には、この單純にして古くから存在するところの分類が實質的に犯罪人の反社會的情操又は危險性を標準とした區別として科學的概念として再び肯定せられるに至つて居ることを看過すべきではないからう。

然しながら、犯罪人の反社會性即ち危險性を標準とする分類は犯罪現象の最も重要ではあるが單に一箇の標徴を規準としたところの分類である。この意味に於て、私は、反社會性のみを標準とする一元的な分類は十分なるものとは謂ひ得ないと考へる。犯罪人の分類は、反社會性の外に、犯罪人の法律的秩序に對する諸種の關係を基礎としたところの諸種の見地から爲されたところの多元的分類でなければならぬ。

三

犯罪人分類の學說的發見を批判的に考察した結果、私の到達し得た結論は、犯罪人分類の原理が一元的ではなくして多元的であらねばならぬといふことである。然るに、從來の分類は分類の原理を持たざる單純なる任意的分類であるか、又は、分類の原理を自覺したものに在つても單に一元的な分類の範圍內に於て二分法に從ふか、三分法に從ふか、又は、それ以上の數の項目に分類するかに終つて居つた。これに對して、私は、分類の原理そのものに複數性を認める意味に於ける多元的な分類が爲さるべきであると考へて居る。且つ、又、この場合の分類のカテゴリーは

單純に經驗的事實の中から共通的要素を有する部分を集積綜合して作られるところの一般化的性質を持つたものではなくして、各々のカテゴリーは理念型的意味を持つたものであるといふことを忘るべきではなからう。

右の如き意味に於ける犯罪人の多元的分類の原理として、私は、(一)反社會性の强弱(二)反社會的性格の固定の程度、(三)犯罪人の精神的機能の常規性の有無、(四)犯罪人の價値意識の常規性の有無、及び、(五)犯罪人の性的區別の五を數へ、これを以つて必要にして且つ十分であると考へる。今、この五箇の原理に依るところの犯罪人の分類を簡單に示すと次の如くである。

(一) 反社會性の强弱を標準とする分類としては、常習犯人と偶發犯人との區別を基本的なものとする。この區別は犯罪人の分類の學說に於て常に出發點とせられたものであること既に述べたとほりである。偶發犯人とは外部的事情が支配的動機となつて犯罪を爲したる者を謂ひ、その動機の主たるものとしては恐怖、狼狽、挑發、誘惑、貧窮等を數へることを得る。偶發犯人に於ける犯罪は、再び繰返されるところの危險性のない、本人にとつては苦き過去のエピソードたるの性質を有し、又、彼にとつては刑務所の門は再び潛られることのない過去の思ひ出としてのみ存在する。故に、偶發犯人に對しては、場合に依り起訴猶豫、宣告猶豫若は執行猶豫で足ることがあり、又場合に依り單に威嚇を以つて足ることがある。これに反し、常習犯人とは外部的事情を單に犯罪の機緣とするに過ぎず其の犯罪を決定するのは常に內部的性格的要素であるが如き者を謂ひ、其の原因は、慢性的な失業、貧窮、疾病、流浪、勞働嫌忌、賣淫等の外に、刑務所に於ける惡

感化等を主たるものとして居る。常習犯人について特に注意すべきことは、常習犯人と累犯者との區別であつて、常習犯人は累犯者たることを原則とするが累犯者は必ずしも常習犯人ではない。又、常習犯人の中にはその犯罪性が受働的に發現するところの狹義の常習犯人と能働的に犯罪を生活の手段と爲すところの所謂職業犯人又は營業犯人の二箇が區別せられる。いづれにしても、常習犯人にとつては刑務所は生活の根據であり、彼等は其の生涯の大部分を刑務所内に過すことを常とする。彼等に對しては短期自由刑は無意味であり、不定期刑を適當として居るのである(一)。

(一) 常習犯人に對する諸國の對策については、拙著『刑事政策の諸問題』第二六三頁以下參照。

(二) 反社會性の固定性の程度を標準とするところの犯罪人の基礎的分類は成年犯人と少年犯人との區別である。成年犯人と少年犯人との年齡的限界を定めるについては、從來は滿十八歳を普通と爲し我が少年法は十八歳未滿の者を少年と稱して居るが(少年法一條)、最近には更に少年の範圍を擴大する必要が認められつつある。少年犯人に對しては既に少年法、少年裁判所の制度が諸國に行はれて居る。少年犯罪の原因は近代的産業組織に因る家庭生活の破壞を根本とするのであつて、少年犯人の特質は、未だ性格が固定せず、これを適當に指導教育する時は再社會化の可能性が特に大であることである(二)。

(二) 少年犯罪問題については、正木學士『少年犯罪の防壓對策』、拙稿『少年犯罪の特質・原因及び對策』(共に法律時報第六卷第二號)參照。

(三) 犯罪人の精神的機能の常規性の有無を標準としたる分類の基本的なものは常態的犯人と精神病的犯人との區別である。精神病的犯人の中には犯罪的精神病者と所謂限定責任能力者とが區別せられ、犯罪的精神病者に對しては特殊な精神病的處遇を内容とする保安處分が必要とせられつつあるが、限定責任能力者に對しては從來の刑法は刑の減輕を規定するのを普通として來て居る。然し、文明の進歩とともに特に心神耗弱者が增加し心神耗弱者の犯罪は特に異常性を帶びたものであることが認識せられるに至つて居る。故に、限定責任能力者に對して單に刑を減輕するといふことは無意義であつて、最近には彼等に對しては適當なる保安處分を必要とすることが一般に認められて居る。

(四) 犯罪人の價値意識の常規性の有無を標準とする分類の基本的なものは普通犯人と確信犯人との區別である。普通犯人は普通の社會意識を持たざるが故に犯罪に至り、確信犯人は普通の社會意識と異る價値意識に因つて行動するが故に犯罪に到る者である。確信犯人は其の價値意識の基底を成すところの價値の種類に從つて宗教的確信犯人、政治的確信犯人、倫理的確信犯人等に區別せられ、其の現存社會制度に對して保守的態度を持するか改革的態度を持するかに依つて反動的な者と進歩等なものとに區別せられる。確信犯人に對する對策は今日の最も重要なる問題の一である(三)。

(三) 拙著『刑事政策の諸問題』第一六五頁參照。

(五) 最後に、性的區別を標準とする分類は男子犯人と女子犯人との區別である。これは單

に自然的な性的差別を基礎とするものの如く考へられぬではないが、寧ろ其の根柢には性的區別を基礎としたところの社會的地位の差異がありこれに重點が置かれるのであるからこの區別を無視することは許されない。女子犯人の犯罪性は、從來は、男子犯人に比較して輕微なものと考へられて來たが最近には所謂『女子犯罪現象の男性化』の現象が見られ其の處遇上及び對策上重要なる問題を含むことが認められるに至りつつある(四)。

(四) 拙稿『女子犯罪現象の特質●原因及び對策』(刑政第四六巻第五●六號)參照。

以上の五箇の原理を標準としたところの犯罪人の分類を以つて、私は、刑事司法及び行刑上の基本的な分類であると考へ、この分類を基礎として更に其の範圍内に於て心理學的・生物學的・社會學的見地から科學的調査が進められ具體的な對策が定められるべきであると考へる。

德川幕府の牢屋制度

細川龜市

一 近世封建制と獄制
二 獄吏
三 囚禁
四 戒護
五 給養、衞生および醫療
六 領置 —— 以上本號 ——
七 逃走、釋放および死亡
八 近世封建的獄制の性質

一

近世封建制度は一種の集權的封建制度であると言はれ、いはゆる分權的な中世的封建制度と區別して意識されて居る。すなはち、中世では初めは守護、地頭たちが、後には戰國時代の諸大名がそれぞれ自己の知行地域に對して一種の封鎖的な、特立的な政令を行つて居たに反し、德川時代に入ると諸大名は德川將軍の下に馳せ參じその統督の下に政治を行つて居り、その最もよき例は參覲交代制度であると言はれて來た。

しかしながら、近世社會は飽くまでも封建的體制の下に編成されたものであつて、封建制度はそれ自體が地方分權を本質とするものなる故に、近世封建社會が集權的であつたといふのは何處までも中世に比しての相對的な意味において然りしに過ぎず、諸大名はそれぞれ自己の藩法を制定し自治的に獨立的に行政、司法を行ひ來つたのである。かの德川將軍といへども一面においては大名の性質を有し、天領と言はれる德川氏の領地に對する一大大名であつた程である。

されば、近世にありては德川幕府法以外に諸藩はそれぞれ自己の藩に適當した制法を有して居たのは言ふまでもないのであるが、ただ、ここに注意すべきは、寛永十二年六月二十一日の武家諸法度の第二十一條に『萬事如江戸之法度、於國々所々可遵行之事』とあるように（一）、諸大名の制する法制の基本精神は全く幕府の法制に準據するを要し、その精神に違背せる制法をなすことは絕對に許されなかつたから、本篇において明かにせんとする獄制の如きもおのづから總てが德川幕府の制度に依據せざるを得ず、從つて、幕府法にあつても藩法にあつても獄制としては殆んど同じ構成をなして居たと言ふことが出來るのである。

ところで、諸藩における獄制を個々に明かにすることは纏まれる成文の監獄法を有たなかつた時代のこととて中々容易のことではないし、且つ前陳の如く幕府法の獄制も諸藩のそれも殆んど同じ內容のものであつたから、ここでは專ら德川幕府法における獄制を大觀したいと思ふ。故に、諸藩の獄制は右に準じて理解してよろしいであらう。

一　德川禁令考、第一帙、第一〇七頁（昭和七年司法省本）。

二　ここに維新以前における凡百の法制を理解するに就いて最も基本的な問題がある。それは卽ち身分主義と言ふことであつて、人人の身分の異るに從つて婚姻、相續、衣食、犯罪、刑罰を異にしたのである（一）。もとより、獄制もその例外ではあり得なかつたこと言ふまでもない。すなはち、被告人または受刑者が百姓町人であれば百姓牢へ、御目見以下の直參、陪臣、僧侶、醫師は揚屋へ、御目見以上の直參は揚座敷に禁ぜられ、それぞれその處遇を異にした。揚座敷の處遇が最も寬大であつて、朝夕の食事は本膳にして坪と平とが附き、大牢の科人をして給仕をさせる（二）。居室は六疊敷であり、疊は備後表、緣附である（三）。これに亞いで寬であつたのは揚屋であり、食事は『朝夕五時分、夕七時、貳度、但しゆとりめしにて、モツソなり、汁は手桶に入遣ス、尤、揚り屋之內に、人數だけ膳、椀入て有レ之、こふのものに、ぬかづけの大根なり、呑湯水もかぎり有りて入遣ス、』と言ふ狀態であつた（四）。百姓牢の狀態は後にしばしば述ぶるところの如くである。なほ、女子のみを禁ずる女牢なるものがあり、御目見以上の女子は揚座敷に禁ずるも、それ以外はすべて揚屋女牢に入れることになつてゐる（五）。

かくの如く、身分の異るに從つて獄舍を同じくしないといふことは、近代的監獄法の絕えて行はないところであるが、維新以前の身分主義的獄制の下にあつては、同じ種類の罪を犯してもこのように身分によつて處遇を異にしたのであつた。これわが古監獄法を理解せんとする者にとつては最も基礎的な問題であることに注意せねばならぬ（六）。

一　德川時代の法制が如何に身分主義によつて一貫されて居つたかに就き、拙著『日本法制史大綱』下卷（昭和十一年）第四章、第五章、第八章、第九章、特に第三七八頁以下參照。

二　牢獄秘錄。

三　諸例類纂、五。

四　牢獄秘錄。

五　諸例類纂、五。

六　以上の外、大牢、貳間牢、切死丹牢などがある。『大牢ハ宿有レ之者、貳間牢は宿無レ之者、依レ之俗に無宿牢と云也』（牢獄秘錄）であり、切死丹牢は切支丹宗門の者のみを入れる特別牢屋である。但し、これは京都に置かれて居た（京都御役所

向大概覚書、二一〇。

三　牢屋のことを籠舎、牢舎、牢獄、獄舎などとも言つたが、江戸の牢屋は徳川初期から置かれて居り、小傳馬町と本所との二箇所に在り、前者は江戸町奉行の管轄に属して居たに対し、後者は關東郡代に所属してゐた。小傳馬町の牢屋に關する繪圖に就いて事を考ふるに、總坪數二千六百七十七坪餘あり、表五十二間二尺二寸五分、奥行五十間に達して居る。表の周圍には堀を掘つて逃走に備へ、この内に牢屋奉行の邸宅が三百八十六坪を占め、且つ同心の住居もある。しかして、この二千六百餘坪に達する牢屋敷内に揚座敷、揚屋、百姓牢、拷問藏、牢間場、御撰場、死罪場、などが所せまきまでに立ち比び、周圍には大きな土塀が立つて居る。諸藩の牢屋も恐らくほぼこれと同じ構成であつたと思ふ。なほ、身分主義を甚だきびしくしたにも拘らず、穢多非人のための特別牢なるものはなく、安永八年八月の制によれば、穢多、非人はなるべく穢多頭、非人頭へ預けることとし、止むを得ず入牢申付ける際には牢内を仕切り、百姓町人へ入込にならないよう注意し、食物等が入用の場合にもそれぞれ穢多頭、非人頭へ申し付けるようにせよと言つて居る點より觀れば（一）、百姓牢を仕切りせるものが即ち穢多、非人の特別牢であつたと言ふことが出來る。

それから、牢屋は既決監であると同時に未決監であつたが、この點は最後の項下で明かにしたい豫定である。

一　類例秘錄、六。

二

今日の典獄に相當する者として囚獄（牢屋奉行）を置き、江戸町奉行の支配下に属せしめ、石出氏がこの職を世襲した。石出氏の先祖たる本多圖書常政は家康が三河時代から奉公したものであり、大坂陣にも隨行したが、後ち關東

に盗賊の横行が甚しいからこれを鎭壓すべき命を受け、これより以來囚獄を勤めることとなつた。石出の氏名は在名なるが故に本多をかく改めたのである（一）。

囚獄の下に牢屋同心五十六人、牢屋下男三十八人あるが、にて敲の數をかぞえる）、打役四人（拷問のときの打役）、小頭二人、世話役四人、平番などがある（二）。

獄吏の俸祿としては、囚獄は三百石・牢屋敷拜領であり、牢屋下男は金一兩二分・一人扶持であるが、その内で三十人は特に味噌代として一日四文宛を給せられる。この下男達は臺所、米搗、門番、張番、藥部屋、夜具持などを分擔して勤務することとなつて居る（三）。

一　古事類苑、法律部、三、第二〇四頁。

二　牢獄秘錄、

三　古事類苑、法律部、三、第二〇五頁、松平太郎氏『江戸時代制度の研究』上卷（大正八年）、第八八七頁。

三

一　囚人の護送が如何にしてなされたかは、『地方落穗集』の『大切之囚人江戸へ召連候事』の項下にすこぶる委曲を盡して說明してある。曰く、『人を殺候もの、其外大切之囚人道中召連候には、御老中御證文渡る、本紙は御代官に差置、寫を以罷通也、又本紙は紙に入、澁紙に包、役人の襟に懸、寫を以宿に罷通候事もあり、時宜によるべし、扨又、武士は駕籠乘物に入、戸前へ錠をおろし青網を懸け、網は下より上へ通し廻し上にて留る、囚人ははがひメなり、但し格に寄その品有べし、百姓町人等は目籠に入るなり、目籠は高さ三尺に作り、琉球蔴にて包、前にて合する也、前に穴壹ツあけ、梯の出入する也、下の臺は丈夫にして板にて張り、大小便拔候樣に落穴を明る也、内に柱一本建

て囚人を縛付る、囚人は手錠を掛け、足にはほだしを打、口にはくだをはませる也、細き竹を口の廣さに少し長く、学繩を通しくはへさせ、後にて結ぶ也、是は舌を不レ喰爲也、食事爲レ致候節は、囚人に付役人立會諸事入レ念べし、尤御老中御證文に、道中宿々にて囚人に食を喰はせとの御文言なり、右御證文寫を宿々問屋へ見せる、是は道中宿々役人勤る故なり、但、ケ様の囚人には、かゆ然るべし、泊りの宿にては宿役人ども呼寄囚人を預、證文取レ之、番人嚴しく付、役人共も詰居候がよし、尤宿々火の用心堅く申付、若急火の節は退場に手段心がけ、宿役人共へも承レ之圖メリ等能様差圖すべし、』と（一）。囚人の護送が如何に用意周到になされたかは、この一文を讀むのみにても十分に理解し得よう。

しかし、右は重罪犯人を護送する例であつて、普通の囚人護送は餘程簡單な方法でなされたらしく、從つて護送中に逃走する場合も屢々あつた。もとより、かかる逃走囚に對しては重科を以て處斷したこと言ふまでもない。寛政二年十二月の判決によれば、繁藏なる者、曾て盜犯の科に依り入墨の上重敲に處せらるるも盜犯を止めず、所詮、死罪に行はるべきであるが赦に遭つた。その後ち入墨を消し紛らしたので元の如く入墨の上江戸拂または江戸十里四方追放に相成たるに、御構場所（居住禁止區域）とは承知して居り乍ら江戸へ立入り、役人に捕えられて町役人へ預けられてゐた。然るに、奉行所へ引出される節、足痛なりと僞り駕籠に乘つて奉行所へ引出される途中で、縛られた縄の結目を駕籠に摺付けて手を抜き縄を外し、奉行所前で逃走し、且つ兩國橋際の廣小路で名前を知らない無宿者より賊錢とは知り乍らも一貫六百匁を貰つてゐる。これ等の所行は實に不屆千萬につき死罪を命ずる、と言つてゐる（二）。護送中の逃走囚に對して如何に苛酷な處罰がなされたかは、正に右の事實によつて髣髴たらしめられるものがある。

一　地方落穗集、巻十二（日本經濟叢書、第九巻、第二五二頁）

二　御仕置例類集、三ノ十三。

二　以上の如くにして護送された囚人はこれを牢屋に禁ずる。德川幕府の根本法たる公事方御定書上巻第七條の規定に依れば、『入牢之者有レ之節者、改番所ニ而鑓役共當番同心立合、囚人名前、歳、肩　書等入牢證文ニ引合相改請取、牢内江入、衣類爲レ脫、下男ニ爲レ相改候上、牢揚屋江入候、衣類之儀者帳面ニ記置、翌日雙方番所江相届、尤金子書物其外牢内法度之品持參り候得者取上、懸ケ番所江差出候』といふ手續を踏んだ（一）。入牢は日中は稀にして多く日暮の頃に行はれ、若し喧嘩にて入牢せしむる者は双方を東牢と西牢とに分收し、以て喧嘩を防止する（二）。

次に女囚の入牢は男囚とその手續を異にする、『牢獄秘錄』中の女牢入牢之事の條下には次の如くこれを詳細に說明してゐる。

一　女之入牢之時ハ、乞食之女房（是ハ女牢附人ニて、一ケ月代リニ替リ合て女牢之内に居る也。）　衣類を改る也、尤、鑓番女牢之外ざや〇此間有ニ脫字一、女部屋と云、牢内之女名主へイト言ふ、時に牢入り有、深川無宿さだと言時、牢内女名主ハイ御有がたうと答ふ、其時鑓番を一ツ〳〵相改、帶髪をくづし改、改相濟て牢内江入る也、

（中　略）

一　乳のみ子有レ之女入牢之時ハ、此子も同く入牢させる事也、尤、入牢之時、此子も相改る事也、

一　懷胎にて入牢いたし候女ハ、臨月に至り牢内にて出産させ候事也、かゝる時ハ付人女房世話いたし遣ス事也、

（中　略）

一　女入牢之時ハ先召連來りて、牢庭火之番所前へ來る定に而、鑓番差添來りし者ゟ書付請取、一一名所、年を聞屆けて、夫ゟ牢内へ入る事也、

以上の如く住所、名前、年齡などを訊問し、嚴重なる身體檢査をなしたる上にて牢屋に拘禁されることが始まるのである。

一　徳川禁令考、後聚第一帙、第一〇五頁乃至第一〇六頁（司法省本）。
二　牢獄秘錄。

三　囚禁されたる禁囚は、囚人帳たる牢帳に登錄せられ（一）、また公事方御定書上巻第四十三條では『總而年中御仕置に成候もの之人數高書付並牢舍之者翌年江越候儀、何故ニ年を越候譯、一ケ年切ニ可書上事』と規定した（二）。囚禁が雜居制を原則としたこと言ふまでもなく、牢内は重犯者による初犯者への感化が少からざるものあつた。

公事方御定書上巻第七條の附錄によれば、元文三年五月の制にかかる牢内法度が定められてゐる。その法文は次の如くである（三）。

一　牢内之法度祖守、名主之申付相背申間敷候事、
一　牢舍之者、座席上座、下座と不ニ相隔込合不レ申候樣差置可レ申事、
一　牢内御詮議ニ付引分ヶもの者勿論、平生相牢囚人共と近敷雜談爲レ致間敷事、
一　牢内ニ而役人共相囚人共江吟味ヶ間數事申懸、内分ニ而窮迷等爲レ致間敷候事、
一　あらみ錢又者座錢抔申懸錢爲レ出申間敷候、尤宿々より屆候錢、其當人江急度可ニ相渡一候事、
一　囚人相煩候ハヽ、不レ依ニ何時一當番江可レ訴候、勿論重病之者有レ之候ハヽ、容體得と此方江可ニ申達一候、前藥並丸散丹●圓膏藥等迄、願候當人江銘々急度可ニ相渡一候事、
一　博奕停止之事
一　入牢之者並歸牢之者、呼出歸之者、此方ニ而改入候得共、萬一双物、筆、墨、金錢等其外牢内法度之品持來候ハヽ、早速此方江可レ訴候事、
一　相囚人着類貸借決而致間敷候、尤、御仕置ニ出候者之衣類賣候迚、着申間敷事、
　但、出牢致者之衣類、上帶下帶ともニ一切留申間敷事、
一　湯日並土用中涼、又者牢内出入之節、外鞘江出牢之鐵物、鋏之類、或者木切瓦等ニ至迄、牢内持這入申間敷候事、
右之條々相背候ハヽ、其御掛り江申上、當人者不レ及レ申、名主、役人迄も御咎被ニ仰付一候樣可レ致候間、急度可ニ相愼一事、

これに據つて觀れば、囚人はすべて牢内の法度や名主の命令を遵守すべく、同囚といへども雜談を交すことを禁ぜられ、牢内で博奕を打つことを禁止せられたのは言ふまでもなく、入牢、歸牢の際に禁制品を持ち込むことを得ず、また同囚間で衣類の貸借などをも禁止してゐることが知られる。この法度は恐らく牢内の壁間に揭げられて囚人の違背するなからんことを期したものに相違ない。

一　御仕置裁許帳、一。
二　徳川禁令考、後聚、第一帙、第三三三頁。
三　徳川禁令考、後聚、第一帙、第一〇八頁。

四　囚禁具としては手鎖、ホダ、繩などが使用せられた。手鎖は兩手をその手首のところで禁ずるものであり（一）、ホダは足を鉗し（二）、繩は手を縛する。但し繩には各種のものがあつた（三）。これ等の囚禁具は自殺や逃亡を防止するために使用されたこと言ふまでもない。

一　牢獄秘錄。
二　諸例類纂、五。
三　牢獄秘錄には繩に就き次の如く說明してゐる。
一　揚り屋繩といふは、兩方の小手をゆるく縛る也、大牢、貳間牢は、後口手に縛る也、
一　切繩といふは、死罪ものに懸て打首になる也、此切繩と言は、わらの繩ふたすぢ合せてなひ合する也、
一　此繩にも四通り程も有る也、但切繩ハ一張番懸ヶ繩を習ふには、此四通りを心得るなり、先、揚り屋繩、腰繩、片手繩、ト通り也、
　是は片手後口へ廻らぬもの有レ之時は、片手繩にかけるなり、片手繩に懸る時は、片手を後口へ廻シ縛り、片手は腰にしばり付る也、かゝる生れのものは、切繩を懸る時も矢張り片手は腰へしばり付る也、
一　揚り屋ものへ繩を懸ル時は、揚り屋緣頬にて張番繩を懸ル、女牢、大牢、貳間牢のものは土間にてかける、尤、外ざやの

内にてかける也、

一　切繩を懸る時に立合候鑑役、平當番共、無刀にてさやの内ニ入立會ふ也、昔は脇差をさして立會しが、壹人無法之死罪人平當番之脇差をうばひとり、壹兩人も怪我せしゆへ、其後は無刀にて入候事になりたる也、

五　入牢をなすのは被疑者または受刑者たる當人に限つたのは勿論であるが、例外として代人による入牢の方法があつた。その一例として、寛文四年に、他人の娘を奪取したる犯人を宿泊させてゐた宿主は、その罪として囚禁せられたのであるが、同人が犯人を尋ね出す旨の證文を提出したので、彼れを出牢せしむる代りとして同人の弟を囚禁した、しかし、犯人を尋ね出し得なかつたので間もなく弟を出牢せしめて同人が入替つた（一）。かかる場合の代人入牢は一種の人質といふ性質のものであつて、本人の最も近しい血緣者たることを條件としたこと疑ひない。

一　御仕置裁許帳、十。

四

一　戒護は牢屋内の秩序を維持し、禁囚の逃亡を防止する意圖の下に、德川幕府法の夙に留意せるところであつた。その物的條件として牢屋に周壁、堀を設けて逃走に備へ、また人的條件としては牢役人に帶刀せしめ、牢内を巡視せしむる等のことを行つてゐる。

二　牢内の巡視には特別巡視と普通巡視との二種がある。特別巡視といふのは、一箇月に四回づつこれを行ひ、一牢づつ囚人を牢納へ引出し、見廻り與力、牢屋奉行、鍵役、小頭世話役等が下男を引具して牢内に這入り、禁制品所持の有無、破損箇所の有無等を檢するものである（一）。これに對し普通巡視は一日に一回づつ御徒目付が見廻るものであつて、一書にはこれを次の如く詳說してゐる（二）。

一　每日一度ヅヽ晝夜ニ差別なく、御徒目付見廻りに來る事也、尤、時刻之定りなく、不時に來る也、牢やしき外さやの内に入り、揚り屋はじめ、日々に來り廻る時に、牢屋同心鑑役來りて、御徒目付衆御廻り之趣言つゞく、時に牢内名主申ハ、御煎湯も行屆きまして、有難仕合と言、其時御徒目付申ハ、何ぞ申立る事ハ無レ之哉と言、名主申ハ、何も申立る儀無レ之と答ふる時ハ、御徒目付又々外之牢を見廻ルなり、但夜分何時ニ來る事と不レ限深夜ニ來る事も有レ之見廻に來る時ハ、外さやの外より鑑番來り、御徒目付御廻り之由を言也、夜分ゆへ外サヤの内へハ入らざる也、

一　此節申立る儀有レ之旨申者有之候得バ、御徒目付則牢の入口江其ものを呼出し、其譯合を聞時に、其もの申ハ、私儀元來火付盜賊ニハ無レ之候得共、餘り拷問嚴敷候ゆへ、火を付候趣申候得共、全く左樣之儀無レ之由を申時、御徒目付、右之趣を手帳ニ留置、御目付衆江申立る事也、依レ之罪科定りても又吟味かゝる事有レ之ハ此故也、

一　此節申立候儀御座候由、牢内奥之方ゟ申ス者有時ハ、先其者を口元へ呼出し、いかなる儀と相尋る、時に其者申ハ、牢内名主非道にして私衣類をはぎとりしと言、又嚴敷打擲せしと言時ニ、御徒目付名主を呼、右之趣相糺し、無ニ相違一おゐては名主を叱り、其當人ハ牢替（註略）申付、名主不法に究る時ハ又申立候科人之方不レ宜共、科人計り牢替申付る事也、

一　見廻り町同心每日四ツ時ニも相成候得バ、惣牢見廻り候事なり、

一　御徒目付夜分之見廻り等有レ之ハ、牢内計り見廻る事ニハあらず、牢屋同心之勤方をも見廻る爲也ト言也、

これに依れば、牢内の巡視は現行法における巡閲および巡視の制度（三）の意味をも有すると同時に、戒護をも亦特に重視して行はれたものであることが知られる。就中、特別巡視において然りしものがあるのである。

一　德川禁令考、後聚、第一帙、第一〇七頁。

二　牢獄秘錄。

三　正木學士『新訂增補監獄法概論』第五〇頁乃至第五一頁參照。

三　牢内において竊盜、殺人、鬪傷などを未然に豫防することは戒護の最も留意したところであるが、しかし、牢役人が如何に注意を拂つて居てもかかる事件の絕無を期し難い。故に牢内でこのような所爲ある者に對しては秩序維

持のために一定の刑を加へることが出來た。文政元年の江戸町奉行の判決文を觀るに、無宿にして入墨の刑を受けた
る鐵五郎なる者は不届をしたので入牢中、相牢の者の所持する衣類を盜取して隱匿して置いたが、相牢なる新助に發
見せられ、それがために牢内にて致して居つた役儀を取上げられたのを心外に思ひ、ひそかに相牢の内七人を語らつ
て新助の熟睡中を絞殺せんとしたところ、新助がはね反し聲を立てたので、今度は引續いて共犯者中の一人が新助の
口へ雜巾を抗し込み、傷害を加ふるの不法に及んだので、鐵五郎は牢内で重敲の刑に處せられ、共犯者もそれぞれ處
罰を受けてゐる（一）。かくの如き兇惡なる行爲を未然に防止することは戒護の最大眼目であつたと言はねばならぬ。

一　御仕置例類集、一ノ三十四。

四　牢内若しくは牢屋の近くから出火した場合には如何にするかと言ふに、公事方御定書上巻第七條の附錄にその
處置を規定してある。すなはち『出火之節手當之儀、牢内風筋惡敷有之候節者、揚座敷者並重病人、逆罪もの等ハ
駕籠ニ爲乘、其外之囚人者、及候たけ者珠數つなきニ致し、牢内危相成候得者、風筋ニ寄り兩番所、回向院江爲立
退候、尤、至而急火之節者、繩掛不申放遣し候、無滯立歸候者、先例之通重科之者ニ而も助命申付候間、心得違
不仕立歸候樣、帶刀申渡候』（一）とあるように、急火の際の如きは全囚を放免して鎭火後に相違なく歸牢せしむる
こととして居たのである。しかして、御定書百箇條第八十五條に據れば、右の場合そのまま逃亡して歸牢せざるも特
に刑を加重することをなさないが、若し溫順に歸牢せる者に對しては一等輕刑することに規定されてゐる（二）。尤
も、これは御定書百箇條の編纂後のことであるが、それ以前においては歸牢せざる囚人をば極刑に處したこともある
らしく、新井白石の如きはかかる場合に極刑に處することの不當なる所以を大いに切言してゐる（三）。

徳川前期における釋放の例として『明良洪範』に說くところを引用することは徒事でないであらう。曰く、『寬文
七年、大火傳馬町牢屋敷類燒ノ時、石出帶刀罪人共ヲ悉ク召出シ、申渡シケルハ、今急ニシテ此所遁ル可ラズ、汝

等ヲ燒殺サンモ不便也、牢ヨリ出ス間、心ノ儘ニ立退クベシ、火鎭リテ三日ノ中ニ歸ルベシ、其者共ハ申立テ命ヲ助
クベシ若亦逃隱レ歸ラザル者共、從類ニモ罪ヲ懸ケ、其身ハ何レニ忍ビ居ル共、日本中ヲ尋ネ出シテ重科ニ行フベ
シ、十一年以前、丁酉ノ歲ノ大火ニ淺草橋ニテ大勢命ヲ失ヒシハ汝等ガ類ノ牢舍人也、今度ハ帶刀ガ了簡ヲ承リテ、
命惜シクバ立歸ルベシト申渡シ追放シケル、牢ノ燒シハ二月六日也、十日ニハ殘ラズ立歸リシ內、三人見エザリシ、
是ハ腰ノ立ザル者ナリシ故、燒死タルニヤ、其後其事申立テ、其歸リシ者皆赦サレ、其中必死〔死罪〕ニ當ル者共ハ
薩摩ノ島へ流サル』（四）と。故穗積博士は曾て本問題につき『石出帶刀の處分は、變事に方り人情に基づいて行つた
必要なる處置』であると大いに激賞されてゐる（五）が、現行監獄法第二十二條の規定は右の如き沿革を辿つて出現
したものである。

一　徳川禁令考、後聚、第一帙、第一〇七頁。
二　徳川禁令考、後聚、第四帙、第一九八頁。
三　折たく柴の記、卷下（新井白石全集、第三卷、第一七三頁乃至第一七四頁）。
四　古事類苑、法律部、三、第一九五頁乃至第一九六頁。
五　穗積陳重博士『法窓夜話』第七十八話（大正十一年第六版、第二八二頁）。

——未　完——

刑政第49巻第5号
矯正図書館

少年犯罪者の危險性の規定條件（三）

——經濟的、社會心理的、教育的考察——

近藤貞次

目次

はしがき
一 危險性の規定條件其一——社會環境
二 危險性の規定條件其二——家庭の經濟狀態
三 危險性の規定條件其三——家庭の職業、居住狀態に伴ふ諸問題
四 危險性の規定條件其四——家族の素行、其他、躾け上の諸問題（以上前前號）
八 危險性の規定條件其八——精神狀態
2 智能狀態、情意傾向
一、智能狀態。智能はわたくしどもの社會生活に對する適應性を規定する重要なる條件の一つである。そこで一般的に言つて、智能のよくないと云ふことは社會への適應を誤る可能性が多いと見てよいかと思ふ。併し、
五 危險性の規定條件其五——學校生活
六 危險性の規定條件其六——職業經歷
七 危險性の規定條件其七——交友關係
八 危險性の規定條件其八——精神狀態
1 少年期、青年期の特徴（以上前號）
2 智能狀態、情意傾向 3 特殊の精神作用
九 危險性の主要なる諸徴候
むすび

このことは飽迄一般的に言つてゞある。智能がよくても情意傾向との關係に於て危險性の大きい場合がある。即ち智能の側面のみから危險性を決定出來ない場合があるので、この點は寧ろ精神構造全體から考察されなければならない事柄である。今、情意傾向の考察に先だつて、智能の側面からのみ考察するとすれば、大體、智能のよく

ないことは社會生活を營んでゆく上に少くとも有利ではないと言つてよいかと思ふのである。

前から再犯者と非再犯者の比較に使用して來た二二名の少年の智能の分配狀態を見ると第二十五表の樣になる。（表の指數はビネー・シモン氏法によるものである。）卽ち、再犯者には低能者（七〇以下）が見られるが、非再犯者には見られない。再犯者では智能の普通なる者（九一——一一〇の者）が二九%であるのに對し、非再犯者では三八%である。平均して非再犯者の智能狀態が稍よいのではないかと思はれる。

第二十五表　智　能

IQ	再犯者		非再犯者	
	實數	%	實數	%
—— 70	2	14	0	0
71—— 80	2	14	3	38
81—— 90	6	43	2	25
91——110	4	29	3	38
計	14	101	8	101

高瀨安貞氏は七名の再犯者の調査結果を發表されて、七名のうち三名は普通智の範圍內にあり、三名が下智（普通以下にして精神薄弱者との中間者）、一名が精神薄弱（顯度の魯鈍）に屬するものであつたと述べられて居る（註一）。

今、初犯者の二八一名の智能指數を通覽して居ると、第二十六表になる。此の表によつて、智能指數八一——九〇の者の最も多いことが知られる。一四二名五一%である。此の段階にある者は、智能の劣等なる者（七一——八〇）と普通なるもの（九一——一一〇）との中間にあるので中間者と言はれて居る。所で、智能指數七〇以下の低能者は四九名で一七%である。犯罪少年に於て特に問題にされる傾向を持つのはこの低能者である。併しその低能者は此處では一七%しか居ないのである。而もこの一七%と云ふ數字は他の學者の調査より少し多くなつて居る。例へば、一九二〇年、ヒーリーは一、〇〇〇名の少年累犯非行者を分類して、普通下と精神缺陷の兩者を合はせて一七・八%とし（註二）、これより少し先、マイナーは犯罪者の中に七・三%の精神缺陷者が見られると報告し（註三）、ヒーリーが其後ブロンナーと共に四、〇〇〇名の少年非行者を調査して二三・五%は明瞭に精神

第二十六表　精神狀態

IQ	實數	%	情意傾向
—70	49	17	衝動的、稍衝動的(26) 見榮を張る、誇張的(2) 輕噪(2)、調子に乘る、被影響性大(3)、 怠惰、遊惰、遊び好き、仕事嫌ひ、物ぐさ(8) 倦き易い(4)、落付き無し、不安定(7)、氣分動搖(2)、浮浪傾向(15) 亂暴、粗暴、喧嘩、短氣、抗爭(20) 反撥的、反抗的(10)、內向的(1)、愚痴(1) 無情性(1)
71—80	65	23	衝動的、稍衝動的(25)、空想的(8) 見榮を張る、虛勢を張る(2) 輕噪(1)、輕卒(4)、調子に乘る、人に乘せらる、仲間に脆い(8) 怠惰、遊び好き、物ぐさ、仕事嫌ひ(12) 倦き易い(1)、落付きなし、不安定(4)、氣分動搖(1)、浮浪傾向(13) 亂暴、粗暴、喧嘩、抗爭、怒り易い(24) 反撥的、反抗的(13)、內向的(3)、固執的(2)、愚痴、不平(6) 粗放(1)、無情性(1)
81—90	142	51	衝動的、稍衝動的(44)、凝り性(6)、空想的(12) 見榮張る、誇張的、虛勢張る(14) 調子に乘る、仲間に乘る、仲間に脆い(15) 輕噪(4)、反發(2)、輕卒(9) 遊惰、怠惰、仕事嫌ひ、遊び好き、物ぐさ(23) 倦き易い(7)、落付き無し、不安定(9)、氣分動搖(4)、浮浪傾向(19) 亂暴、粗暴、抗爭、怒り易し、喧嘩(39) 反撥、反抗(17)、內向的(6)、固執的(3)、愚痴、理窟つぽい、不平、憤慨(12) 粗笨、大膽、奔放(6)、無情性(2)
91—110	25	9	衝動的(9)、凝り性(1) 遊惰、遊び好き(4) 倦き易い(2)、不安定(1)、浮浪傾向(3) 喧嘩、怒り易し(5) 反發、反抗(5)、內向的(3)、固執傾向(3)、不滿、不平、愚痴、理窟(7)
計	281	100	

薄弱者であると言ひ(註四)、又、イギリスのバートは二〇〇名の少年犯罪者の中八%が精神缺陷者と見られると述べて居る(註五)。だから、犯罪者の多くが低能者だなどとは勿論言はれないのである。併し、普通人の間に見られる精神薄弱者の割合に比べると、犯罪者の間に見られる割合の方が多いのである。例へば、ターマンの統計によると普通人の間に於ける精神薄弱者の割合は二%乃至三%になつて居る(註六)。かやうにして、犯罪者の間に見られる低能者は普通の人々の間に見られるより多い割合ではあるが、併し、從來考へられて居た程多く犯罪者の中に見られるものではないのである。

次に、少年犯罪者の智識傾向に關聯して居る一つ二つの問題について考へて見度いと思ふ。

少年を調査して居ると、調査者に對する應待や返答などから見て智能が高いと思はれる者が、智能檢査をして見ると案外智能が低いとか、逆に、會話などの點から智能が低さうに見えて、智能檢査をして見ると案に相違して智能のよいことがある。このことは又、所謂學業成績なるものと智能檢査の結果が喰ひ違ふことの一つの條件をなすものと考へられるのであるが、それは、少年の精神の智的構造に大體二つの型のあることを暗示するものではないかと思ふ。謂はゞ社交型と學究型とも云ふべき二つの型があるやうに思はれるのである。社交型の方は一見した所智能は高さうで實際はさうでもないものである。さうして此の社交型にも、多辯で笑顏よく口も上手に操るものと、落付いて居て人に問はれなければ話しをせず、問はれても充分考へる所あるかの如く語り出すと云ふ種類の者とある樣である。學究型の者は一見した所惡く見えるのであるから社會生活上損ではあるが、危險性から言ふと社交型の者より少い樣に思はれる。社交型の者の中でも、多辯發揚型の者は衝動的で窃盜などをして居る少年に多く見られる例であるが、沈着型の者は往々殺人などの重罪をなす患れがある。このことは後で情意傾向を述べる時更に觸れる機會があるかと思ふ。勿論少年の精神の智的構造はこの二つの型に屬するものゝみではない。寧ろかゝる二つの型の典型的のものは比較的少く、多くはこれらの二つの型の中間にあるのである。

更に、犯罪者の智的構造が均衡を失して居ることを指摘される學者がある。故寺田精一氏は智能の發達不平均と犯罪との關係を述べられ、その關係を二つの場合に區別して、智能の或る一方面が其社會に於ける普通人より劣つて居る爲めに失敗に至り易い場合と、逆に、自己の

或る一方面の智能發達が其社會に於ける普通人より秀れて居るために不正な慾望を滿足させようとして犯罪に至る場合とを擧げて居られる。前者の場合の例としては、立案には普通人に秀れて居るが、實行力は普通人に劣つて失敗に陷る傾向の者がある。後者の例は詐欺を行ふ者に多く見られる。强ち秀れた一面を持つて居るために人を瞞着しようとするのである(註七)。これは寺田氏の例であるが、智的構造が均衡を失して居ることが、犯罪の一つの原因をなして居ることは少年犯罪者にも見られることである。

註一　刑事學研究會『假釋放制度に關する實證的研究』(刑政、第四十七卷第十號)。

註二　Healy, W., op. cit., p. 139.

註三　Miner, G. B., Deficiency and Criminals, 1918, p.126.

註四　Healy and Bronner, Delinquents and Criminals, Their Making and Unmaking, 1926, p. 151.

註五　Burt C., op. cit., p. 300.

註六　Terman, L. M., The Measurement of Intelligence, 1916, p. 56.

註七　寺田精一氏『犯罪心理學』二二六頁以下。

二、情意傾向。先にも一寸述べた様に、少年の智能狀態はその情意傾向との關聯に於て見られる時始めて、少年の精神狀態の全體が知られることになり、危險性の規定條件としての意味も明瞭になるのである。情意傾向は智能の様に數字を以て示すことが困難なので、これから述べることは數字にのみ重きを置くことは出來ない。

今、例の二二名の者に就いて、再犯者にどう云ふ情意傾向が多く見られるか、非再犯者はどうであるかと云ふことを調べて見ると第二十七表の様になる。勿論これでは極めて大體のことしか分らないのであるが、再犯者、非再犯者共に衝動傾向が多く見られる。これは、衝動傾向そのものよりは、衝動傾向を有する者の他の情意傾向

第二十七表　情意傾向

情意傾向	再犯者	非再犯者
衝動性	8	5
倦き易い	1	2
輕卒	1	0
浮浪傾向	3	0
喧嘩、怒り易い	4	0
虚勢張り度がる	3	1
反發的、反抗的	1	4
計	21	12

並びに智能狀態との關係によつて危險性が定まるものであることを示すものではないかと思ふ。このことは倦き易い傾向などに就いても言はれることで、衝動性そのものや倦き易い傾向などは、他の條件がよく、あまり程度の大きいものでなければ陶冶し得る可能性のあるものゝ如くである。浮浪傾向は再犯者に多い。浮浪傾向はどうも問題が多い様である。それから喧嘩や怒り易い傾向は再犯者に多く見られ、逆に、反發性や反抗性は非再犯者に多く見られて居る。つまり、無暗に喧嘩する者の方が危險率が大きく、少し位反發傾向が見られても、若しその者の意志が强く智能がよければ危險率は少いと見てよいのではないかと思はれる。刑務所などに收容されて居る時はどちらかと言ふと反發傾向を有する者は取扱ひにくい所はあるけれども。

今述べた所は少數の者の極めて大體の考察であるから第二十六表にもどつて今少し一般的の考察をして見度いと思ふ。

A　先づ低能者の考察から始める。低能者は一般に問題を起し易いものである。併し低能者の中でも特に問題を起し易いものがある。智能の段階から言ふと等しく低能者であつても情意傾向から言ふと大體二つの型がある。低能兒研究の先覺者として有名なビネーが既にこのことを指摘して居り、其後の低能兒研究者も此の區別を指摘して居る人が多い(註一)。一つは均衡型、安定型、遲鈍型などと呼ばれるものであり、今一つは不均衡型、不安定型、興奮型などと呼ばれるものである。此の後者の謂はば積極型の低能者の方がより多くの問題を起し易いのである。リドルが竊盜をする者は普通の者より概して攻勢的 aggressive であると言つて居るのも此の邊の事實を示すものと見ることが出來よう(註二)。で、此處に扱はれる低能者も大部分後者の不均衡型、不安定型、興奮型の者であるのである。

卽ち、第二十六表を見ると、倦き易い傾向、落付かない不安定の傾向、浮浪傾向、それから亂暴、喧嘩、抗爭等々の一群の傾向が低能者に於て最も多く見られて居る。低能者に於けるこれらの情意傾向は陶冶頗る困難である。先に、倦き易い傾向は條件がよく、程度が餘り大きくなければ陶冶の可能性がある様に書いたが、このことは低能者にはあてはまりにくい様に思はれる。又、右情意傾向から浮浪者に低能者の多いことも了解出來る様に思ふ。勿論、浮浪傾向を有する者は低能者のみではない。他の段階の智能の者にも見られる。併し、低能者では特に多

くて特に取扱ひにくいのである。これらの者は浮浪しながら畑をあらしたり、寺院や神社の賽銭拂ひをしたり、店先きから掻拂ひをすると云ふ様な、小さい犯罪を繰返し繰返しやつて居て、なかなか治らない代りには大きい犯罪にも滅多に發展しない様である。尤も浮浪傾向があつて而も衝動性の者では、好奇心から放火して樂しむと云ふ様なこともある。

低能者と放火は關係が深いとよく言はれる。今述べたのも低能者が放火する一つの場合である。然るに、矢張り右述べた様に低能者の中には粗暴で興奮し易いものが居る。斯う云ふ者が叱られると腹立ち紛れに放火することがある。併し此の場合には放火の代りに殺人の行はれることもある。

他の智能段階に於ける者達と同様、低能者の中にも衝動傾向が多く見られる。買喰ひをし度いとか活動寫眞を見度いとなると、どうしてもやらないで居られない、と云ふ様な傾向である。斯う云ふ者も浮浪傾向を持つて居る者や、不安定の者と同様、家を飛出したり奉公先を飛出して小さい犯罪を繰返す。この衝動傾向に基く慾望の不節制のために失敗して居る低能者も、他の智能段階の者に於けると同様に多いけれども、犯罪は小さいもので ある。掻拂ひが最も多い。忍込みや强盜をして居るとすると多くは不良交友の背景を有するものである。併し、この衝動傾向の著しい者で性慾の昂進して居る少年が强姦をする様なこともある。少年で强姦をなして居る者の中には、此の種の者が比較的多い様である。

又、粗暴、短氣、喧嘩早いなどの情意傾向を持つた低能者の中に恐喝をして居る者がある。これは、恐喝は多くの場合さうであるけれども、決して單獨ではなく、不良集團に加はつて居り、特に低能者に於ては他の者に指導されて恐喝をして居るのである。

B 智能の段階から言ふと、低能者の次には劣る者について述べる順になるが、話しの都合上、中間者（智能指數八一——九〇）の方から述べることにする。

中間者に於ても犯罪そのものは低能者に見られると大體同じである。たゞ中間者以上の者になると罪質が單なる掻拂ひなどにとゞまつて居る者が殆んど無くなる。然るに、情意傾向から言ふと低能者に比べて色々特徴をなすものがある様である。そのために、或る種の犯罪が中間者に最も多く見られると云ふ様なこともある。

中間者の中にも浮浪傾向を有する者が多く見られる。併し、中間者などの智能の稍進んだ浮浪者には嘘の上

手なのが居る。これは浮浪者の取調べなどに特に注意を要することであるが、彼等は一つには生活のために自然に嘘を言はざるを得ない様になるのかも知れない。何しろ浮浪しながら行き着いた所行き着いた所で食にありつかなくてはならないのであるから、うまく話し込む必要に迫られて嘘を言ふのであるのかも知れない。併し兎に角浮浪者には特に虚言について注意をしなければならない。新聞のニュースなどから見るに世間などにも浮浪者の虚言で迷惑した者も多いことであらうと思ふ。

低能者にも衝動傾向を持つた者が多かつたが此處にも多い。遊び好きで物ぐさ、意志が弱くて底力などと云ふものは少しもない。仲間に誘はれても嫌と言ふことが出來ない。そこで、低能者などに比べると智能はよいのであるが、少し位高い智能では、この情意傾向に對して均衡を保ち得ず、慾望誘惑には極めて不安定の精神構造である。此の種の者にも二種の型がある様である。一つは朗か型、輕噪型、發揚型、誇張型と言つた様なものである。多辯である。智能狀態のことを述べた時、社交型の中の多辯型發揚型とか言つた中にはいるわけである。今一つは陰性のものでゆらりゆらりとして居て、働きかけても一向に手答への無い者である。此の衝動傾向に抗爭傾向の加はつた様な情意傾向を持つて居る者があるが、此の種の者は情意傾向が複雜なだけ危險性も大きい様である。中等學校迄進んで失敗して居る者を調べて見ると、智能は中間程度で學業成績が悪くて學校へ行くのが面白くなく、他方、衝動傾向があり、さう言つた者が類は類を呼んで映畫、喫茶店などに凝り出したと云ふ者が多い様である。

中間者にも强姦罪を犯して居る者がある。その情意傾向を見ると、感情が爆發的で衝動傾向特に著しい者か、衝動傾向もあるが他方大膽奔放で成育環境も墮落して居ると云ふ様な者達である。つまり、情意傾向と智能とが均衡を失して居る精神構造が常に問題を起し易いのではないかと思ふ。

今、大膽奔放と云ふ様な情意傾向の見られる者の例を出したが、第二十六表によつて知られる通り、粗奔、大膽、奔放と云ふ様な傾向は此の中間者に特徴的に多く見られる。このためか、不良集團をつくつて恐喝などをして居る者で此の段階にぞくする者が最も多い。今、二五名の罪名恐喝の少年の智能の分配狀態を見るに、此の段階の者が一四名五六%である。これらの中には又喧嘩早いとか粗暴の者、抗爭傾向の著しい者が多い。智能普通

の者は僅かに二名八%である。低能者は五名二〇%、劣等者（智能指數七一——八〇）は四名一六%で、中間者の者に引き廻されて居る者達である。

これらの喧嘩早い粗奔の者達は一見した所明るくほがらかな所がある。外向傾向が著しい。然るに、他方、愚痴、不平が多く、反抗性の著しい者がある。さうして表情なども暗く、今にも不平愚痴を言ひた相な所が何となく口邊のゆがみに見られる。前者の方はうまく指導すると割合によく動くが、後者の方はなかなか取扱ひにくい。この後者は家庭生活にも職業生活にも殆んどすべて此の情意傾向のために失敗して居る。

併し、かく明瞭に不平家であり反抗家であることが認められる者は判定も容易であり、犯罪も竊盜が多く、時に強盜や放火をする程度であるが、外見上は、さ程問題が無い様に見えて、而も問題性がこれらの者より深酷な者がある。罪質から言ふと、強盜、殺人、放火に見られる者であり、刑務所内では突發的の事件を惹き起す者である。この者は口數が少く、話せば中々筋の通つて居ることを言ふ。殊に此の型の者は落付いて居て、客貌がどう云ふものか整ふて居る者があつて、一見智能がよさ相に見えるが、實際檢査をして見ると、よくない場合が多い。先に少年の智能狀態を述べた時、社交型の沈着型と假に名をつけたのは此の種の者であつたのである。固執傾向が強くて神經が太く、落付いて居て無情性で、犯罪に對する意識性が少く平氣である。不平が多い。此の點は內向的の様な感じも與へる。普通にはよく此の型の者の認識を誤ることがある。

然るに、これによく似て居て危險性の少い者が居る。それは、今の型の様に、單に內向的の感じを與へると云ふのではなくて實際に內向的であり、固執傾向の強いことは今述べた型の者に似て居るが、神經質である。內向的の興奮傾向の強い者で、思ふ存分興奮を外にあらはし得ないで、腹の中で興奮して居る。此の者は會話などから受ける感じよりは智能がよい。で、此の型の者は中間者にもあるが、智能の普通の者にも見られるのである。此の種の者は條件がよければ犯罪者にならずにすむ者である。多く奉公先の主人の虐待などに對する復讐などのために放火をしたり殺人をしたりして居る。始めは興奮を外にあらはすことが出來ないで居るが、此の外に發散されない興奮が固執傾向と一緒になつて、腹の中をかけめぐり、苦しみに苦しみ抜いて遂に爆發するに至つて居るのである。

C　智能の劣等なる者（七一——八〇）の情意傾向には特別の變つた所なく、低能者と中間者の所で述べた傾向の中間をなすものである。だから情意傾向から言ふと寧ろ此の劣等者が中間者たる趣きがある。但し、中間者に見られた所の危險性の少い內向的興奮性の者は此の劣等者の中には殆んど見られない様である。

D　智能普通の者（九一——一一〇）にも衝動傾向は多分に見られる。併し浮浪傾向は他の智能段階の者達に比べて少くなつて居る。又、第二十六表について、亂暴、喧嘩、抗爭、等々の一群の情意傾向と、反撥性乃至反抗性と、不平、不滿などを訴へる傾向の三者の相互の數的關係を、低能者、劣等者、中間者、普通者に於て比較して見ると、興味ある結果が見られる。卽ち、喧嘩、亂暴等々の傾向の智能の各段階に見られる割合は、低能者、劣等者、中間者、普通者の順で減少し、逆に、反撥性乃至反抗性と、不平、不滿などを訴へる傾向の方は、低能者劣等者、中間者、普通の者の順で增加して居る。先に非再犯者の情意傾向に反抗性が比較的多く見られることを述べたが、さうして、智能も非再犯者の方がよい傾向にあることを述べたが、卽ち、智能の普通の者に多く見られる反撥傾向は智能の惡い者の抗爭傾向よりは陶冶の可能性が比較的多く存するものである。勿論此の種の者でも再犯に陷るが、その様な場合を調べて見ると、それには色々の他の條件が介在して居り、再犯をする前に再犯から逃れようとした努力の跡の見られるものがある。

註一　靑木誠四郎氏『低能兒及び低能兒教育』（岩波教育科學講座、一七頁）。

註二　Riddle, E. M., Stealing as a Form of Aggressive Behavior, 1, Your. of Abnor. and Soci. Psychol., vol. 22(1927—28), No. 1, Ⅱ, vol. 22. No. 2, Ⅲ, vol. 23. No. 1.

3. 特殊の精神作用

A　特殊の論理。少年犯罪者の中には、自己の犯罪は他人に迷惑をかけないからそれ程惡くないとか、自己の犯罪は已むを得ざるに出でたものである、と云ふ風に自己の犯罪を理論づけて居るものがある。又、自己の犯罪は成人殊に知名の者の犯罪に比べれば物の數でないのに、かゝる長期の刑を科せられるのは甚だ不當であると述べて居るものもある。これらの理論の中には一應うなづける一面を持つて居るものもあるが、結局、かたよつた論據に立つ特殊の理論が多いのである。强盜や放火をして居る少年に多く、彼等には不滿不平が多く、中には訴訟病に近い者すらある。

B　一方的指向性。精神の作用方向が只一つのものに向つてどうしても他の方向へ轉換出來ず、次第にその一方的の精神の作用方向に內向性の情緒的なるものがまつはりついて、遂に何か爆發的行動に迄到達すると云ふ樣な特殊の精神作用を、假に一方的指向性と言つて見たのである。志向性と書いた方がより分り易い樣にも思ふが此の言葉は術語として倫理學の方に先有權があるので指向性と書くことにした。平く言へば思込んだ一心とか一念と云ふ樣なことにあたるかと思ふ。夢中になると云ふ語もあるが、言葉のニュアンスから言つて一心とか一念とか云ふ方がよい樣に思ふ。慾望の不節制で失敗をして居る時などは慾望に夢中になると云ふ方がよいと思ふが此處では一心一念と云ふ言葉がよりよくあてはまると思ふ。

この一方的指向性にも色々の場合がある。奉公に出て家へ歸り度い一念とか、現に奉公しつゝある職業が思はしくなくて轉職し度い一心とか云ふのがある。今一つは、叱られたり虐待されたりしてその復讐に燃ゆる一心である。復讐に燃ゆる一念と云ふ樣なことは比較的何人にも了解出來易い心理狀態であるけれども、轉職し度い一心などは人によつては了解に苦まれる人もあるかも知れないが、事實存在するのである。又、これより更に稀の場合であるが、或る事情のため或る他人の家庭に預けられて居る樣な場合、その家庭を離れ度い一心と云ふのがある。こんな場合少年達が思付く方法は何か惡い事をしたならば轉換の途が拓けると思ふのである。この樣な場合の犯罪には放火が最も多く、時に、强盜、殺人が行はれる。

此の種の者の精神構造には特徵的のものがある。その中に大體二つの種類がある樣である。一つのものは、神經質で內向的であつて固執傾向が强く、多くの場合怒りを外に現はすことが出來なくて居るが、刺戟があまり永續的であつたり强かつたりすると時に興奮を勃發させることのある者である。かゝる情意傾向の者で智能のよい者は、周圍の條件がよければ犯罪をせずにすむものであり、矯正率も多いことは、先に情意傾向の考察の際に述べた通りである。尤も、かゝる情意傾向のものでも多少智能の低い場合には保護關係について注意を要するものがある。

今一つの型の者は、外見內向的に見えてそれ程內向的ではなく、固執傾向は强いが神經質ではなくて神經が太く無情的である。從つて落付きがある。態度や會話では

智能はよい樣に思はれるが實際はよくない。此の種の者は一見した所前述の型の者によく似て居るが、實は異り危險性が大であると云ふことは、これも先に情意傾向の考察の際に述べた所である。

C　ひがみ。わたくしどもがどの程度の智能を持ち、どう云ふ顏かたちを具へ、どんな體型を持つて生れて來ようと、すべては生物學的事實でそれ自身何等意味があるわけでない。併しその生物學的事實に色々の社會的意味がつけられる。それ自身どうでもない顏に美醜の區別がつけられる。智能にでも惠まれないと馬鹿にされる。脚が二本であらうと四本であらうとそれ自身何等社會的意味がないわけであるが、四本脚の者でも生れると人々はこれを怪んで畸形と名づける。怪むだけならよいがこれを異樣の眼を以て眺め、中にはこれを嘲けると云ふ樣な者も出て來る。さうすると、怪まれたり異樣の眼を以て見られたり嘲けられたものは不愉快な感じを持ち次第に心理學者の所謂劣等感を持つ樣になる。始めアドラーがこの言葉を使ひ出した時には、身體的缺陷に對して持つ劣等感が主として問題にされたのであつた(註)。此の劣等感は日本語のひがみと言はれて居るものを意味して居ることもある樣であるが、ひがみと云ふ言葉は併しもつと廣い意味に使はれて居るのではないかと思ふ。

ひがみの犯罪に對する根本的の關係は、ひがみを持つて居る少年がそのひがみの故に圓滿なる社會生活を營むことが出來ずに、家出をしたり離職をしたりして浮浪乃至住居不定の生活にはいることである。少年達がひがみを起して居る原因には色々ある。繼母繼父其他實父母でない者に育てられて居る所から純粹の情愛關係が破れてひがみを起して居る場合がある。奉公に出てひがみを出して居ることもある。又、家庭の經濟條件が惡くて居住狀態が貧弱であるために仲間に馬鹿にされたりいぢめられてひがみを持つ樣になつて居る場合もその一つである。それから、智能が低くて、學業成績が惡かつたり、就職しても仕事の呑込みが惡かつたり仕事の間違ひが多くて仲間から輕蔑されてひがみを起して居る場合がある。更に、夜尿のため、畸形のためひがみを出して居る少年がある。ひがんで居る少年は表情が陰氣で、先づ氣を引き立たして淡白に社會關係を結ぶことが出來る樣に導くことが肝要である。例へば少し位仕事の間違ひがあつても朗か型の者はにくめないものである。

註　Adler, A., Über der nervösen Charakter, Wiesbaden, 1922.

九　危險性の主要なる諸徴候

右に述べた様な分析的な調査では見出しにくゝ、而も記述にも困難で、臨床的方法によらなくては充分理解しにくいのであるが、併し危險性を知るのに重要な要素が若干ある。その主なるものを次に述べて見度いと思ふ。

A　不良化の速力。非行が早期に發現することは危險性の高いことを示す一つの要素になるが、遲れて發現しても危險性の高いことがある。さう云ふ場合は不良化が非常な速力を以て進展して居る。と云ふ意味は、犯罪迄は何等問題になる傾向が認められなくて、或る特殊の原因から放火したと云ふ様な場合に見られる、突發性、偶發性の意味ではない。矢張り、小さい非行から順を追ふて大きい非行に發展して居るのである。が、その發展の速力が速いのである。

B　不良化の抵抗。少年の不良化の經路を發生的に細かく調べて見ると、少年の側に於て、途中、何等の抵抗なしに、坂に車を轉がす様になだらかに不良化して居る場合がある。これに對して、時折、正道に戻らうとする少年の努力によつて抵抗にあひ、まがりまがり不良化の經路が進んで居る場合がある。又、少年の方で正道を歩まうと努力して居るのであるが、兩親が行方不明になつたりして、歩むべき正道を見失ひ、不良化して居る者もある。前項に述べた所の不良化の速力のはやい者などでは精神が不良化に都合のよい様な構造になつて居るのであり、今の場合では、精神がなかなか不良化の方向に向きにくい様に出來て居るのである。で、不良化の經路に抵抗が認められる場合には危險性が低く、抵抗が認められない場合には危險性が高いと見なければならない。

C　場なれした態度。少年の中には調査者の前に來て場なれした態度で調査者と應待するものがある。かゝる者に接した場合には、犯罪經歷の長短を問はず、調査者の前に來て場なれした態度をとり得る程に危險性の進んで居ることを見逃すべきでない。

D　虚言。犯罪に關係ありとされる虚言にも色々の種類がある(註一)。併し、話しをうまくつくろひ、自分に有利に話しを展開すべく意識的に嘘を言ふものがある。此處では此の種の虚言が問題であるのである。此の種の虚言は、多辯のために餘計な事迄話してしまふのや、記憶の不明瞭のため話しを間違ふことなどからは明らかに區別出來るものである。よく、かゝる虚言が調査の邪魔になる様に言ふ人があるが、それは臨床的經驗の薄弱な人の話しである。却て、虚言は危險性を知る徴候の一つとして極めて大切なものである。例へば、調査に際して場なれた態度をとる様な者に接する場合には、豫め、どれ位のうまさでどの程度の嘘を言ふかの見通しをつけ、果して嘘をついて居ることを見出したならば、その嘘を調査者の方で次第に破壞して行つて、その嘘のうまさ加減を量り、危險性の一つの徴候にすればよいのである。

E　非行に對する意識性。衝動傾向や浮浪傾向の著しいもの、不平の多い固執傾向の強い神經の太い無情的の情意傾向を有する者、不良化の速力が速かつたり不良化の經路に抵抗の認められない様な者に於ては、自分の非行に對して明確な意識を持つて居ない者がある。何故非行をやつたかの原因についての意識のうすい者がある。さうで無い者も犯罪性が進むとかゝる境地に到達する。わたくしはかゝる境地を、少年の犯罪に對する態度が第三期に迄進んだのであると云ふ風に述べたことがある(註二)。

此の非行に對する意識性の問題は、非行の非行たる所以を單に認識して居るとか居ないとかの問題ではなくてその認識を行動の動因に移して居るか否かの問題である。或は、さう云ふ認識を行動の動因に移さうとする精神の動きが見られるか見られないかの問題である。非行の單なる認識と云ふことから言へば、かゝる認識を持たない者は殆んど無いと言つてよい。此の認識の問題に就いては、種々研究があり、吉益脩夫氏は青少年犯罪者の道德的心情を調査され、法律知識は犯罪を防止する力の少いものであることを明かにして居られる(註三)。

所で、始めに述べた様に、自己の非行の原因を說明し得ないことは非行に對する意識性を知る一つの徴候にはなるが、勿論それのみで決定することは出來ない。場なれないためにうまく說明出來ない者もある。又、不平不滿多く、理窟つぽい者などは犯罪原因の說明をくどくどと行ふけれども、非行の認識を行動の動因に移して居るものではなく、さやうな說明は決してその者の危險性の低いことの證據にはならないのである。

註一　例へばバートは犯罪に關係ある虚言として次の七種を擧げて居られる。(一)冗談的虚言 playful lie. (二)狼狽虚言 lie of confusion. (三)虚榮虚言 lie of vanity. (四)惡意の虚言、復讐虚言 lie of malevolence and range. (五)辨解的虚言 excusive or exculpatory lie. (六)利慾的虚言 selfish lie. (七)忠誠と因襲による虚言 lie of loyalty and convention (Burt, C., op. cit., p. 377——81)

註二　拙稿『「失敗者」の成立條件と其の行動の樣式』(前

出)。

註三 吉益脩夫氏『青少年犯罪者の道徳的心情』(心理學研究、第六巻第一輯)。

むすび

以上に於て、此處に取扱はれて居る資料に基いて立論し得る限りに於て、少年犯罪者の危險性の規定條件を考察して見た。併し此の考察に於て絶えずわたくしの頭を離れないものがあつた。それは上來述べて來た樣な色々の條件に制約されて居る危險性を有する少年を如何に處遇して正しき社會人にすべきかと云ふことである。これは又行刑に直接從事する人達の念頭を絶えず去らないことではある。このことに就いては又他日筆をとる機會もあらうかと思ふ。今はたゞ、處遇方針をたてる前提として、少年の危險性を知る上に多少なりとも確實な基礎を提供すべく努力したに過ぎない。



The German Prevention of Crime Act, 1933

Hermann Mannheim

一九三三年のドイツ犯罪豫防法

元ベルリン大學教授

ヘルマン・マンハイム

これに關する改正は、一九三三年八月一日のプロイセンの法律 ("Preussisches Strafvollstreckungs- und Gnadenrecht") を云ふのである。

(一)

ナチス政府によつてドイツの刑法に加へられた變革は主として次の三つの事項に關するものである。

(イ) 刑法

これは一九三三年五月二十五日の刑法修正法律案及び叛亂罪に關する諸種の法律を云ふのである。

(ロ) 受刑者の處遇

(ハ) 或種の特に危險なる犯人に對する社會防衛處分の增大

自分の今取扱はふとするものは箇の最後の改革で、ミュンヘン大學のエクスナー教授は、一九三三年五月に當時に於けるこの問題の形勢について報告されたものである。

しかし、それから幾程もなくして、一九三三年十一月二十四日の法律によつて事態は全く一變されてしまつたのである。

顧るに、一八七一年のドイツ刑法なるものは刑罰のシステムが極めて不完全なものであつたのである。缺陷の存した理由は、ドイツに於てしば〳〵見らるゝように、犯罪論の一般原則に關する爭論に存したといつてもいゝのである。元來、この刑法の起草者は報復と威嚇防止の思想に固執してゐたもので、刑法は只だ犯人の有罪と宣告された特殊の犯罪をのみ取扱ふべきもので、且つ、この犯罪は罪の輕重の度に從つて處罰せらるべきものであると信じてゐたのである。是に於てか、彼等は、精神錯亂者及び酒狂の如き害心は固よりないが危險極りなき犯人及び、犯した犯罪よりもむしろ本人の犯罪傾向の盛んな個性に危險性の存する犯人の處遇を目的とした法規處分を刑法の中に取り入れることを宜しきを得ないものとなしたのである。從つて、ドイツの刑事裁判所は、最も危險なる狂人や酒亂者さへだまつて其まゝにしておくより外に仕方がなかつたもので、只だ纔かに、行政官憲でかゝる法律違犯者を癘癩院へ閉ぢ込めるだけの思慮は有つてゐるだらうとの希望を懷いて自ら慰めてゐたのである。而して、これと全く同じやり方で、ドイツの行刑當局も、よしいかに危險な常習犯人でも、短縮する權限はあつても延長する權限の彼等にない確定刑期に服した後は、たとへ本人が出てから數日又數週の內にはまた新しい犯罪を行ふだらうとは善く承知してゐても、この危險な人間を釋放してやらなければならなかつたのである。かくして、常習犯人の數はいやが上に增加していつたのである。

刑法の此等の缺點に對する反對は、實施後殆んど踵を接して起つたのであるが、この運動には、フランツ・フォン・リスト、國際刑事學協會（"Internationale Kriminalistische Vereinigung"）、並びに、リストの其創始者の一人たる「社會學派」（"Sociological School"）の名とは切つても切れない深い關係があるのである。已に一八八二年の所謂「マールブルヒ案」（"Marburger Program"）、次いで、彼の主裁した「全刑法學雜誌」（"Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft"）に揭げられたる諸論文及び彼れの敎科書（レールブッフ）の初版で、リストは「目的刑」（"Zweckstrafe"）の觀念を强調してゐたのである。（1）

（1）マールブルヒ案」は「全刑法學雜誌」第三卷及びリストの「刑法論說集」（"Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge"）の第一卷に公にせられてゐるもので、「刑法に於ける目的觀念」（"Zweckgedanke im Strafrecht"）、卽ち刑罰は目的への手段に過ぎないもので目的其自身ではないといふ思想を論じたものである。

かくして、彼の「レールブッフ」（敎科書）第三版（一八八八年）に於て、彼は、刑罰の端的の目的は改善、防止並びに、有害なる犯人を無害になすことの三つであり、「目的刑」の最も重要なる効用は、無益な短期の拘禁に代ふるに敎化的處遇の一層有效なる方法を以てし、改善不可能の犯人を終身の拘禁に處するの手段により職業犯人に對抗するに在り、と言ふてゐる。リストによりて提唱された刑罰の三つの作用は、(a)偶發的犯人は先づこれをプロベーション（監視付刑ノ執行猶豫）に付し、若し猶豫期間中違犯のことあれば、峻嚴なる短期の禁錮に處し、又は、之に代ふるに罰金刑を以てし、(b)改善可能の常習犯人にはリホーメートリー（感化監）に於ける長期の禁錮を以てし、(c)改善不可能の常習犯人は終身の拘禁によりて害毒を及ぼさゞるものとなすといふことであつたのである。一部の人々の間には、リストの「社會學派」は常習犯人の問題に意を用ふることの餘りに少ない、といふものが普通のようであるから、このリストの提唱したプログラムを心に留めておく必要があらうと思ふ。

「マールブルヒ案」から一九三三年までの半世紀間、罰金又はプロベーションによつて短期の禁錮刑に代へ（一九二一年の罰金刑に關する法律（Geldstrafengesetz）及び「試驗期間を伴へる條件附刑の執行猶豫」（"bedingte Strafaussetzung mit Bewährungsfrist"）卽ちプロベーションに關する一九一九年の法律）、及び、少年犯人の矯正（一九二三年の少年裁判所法（"Jugendgerichtsgesetz"）を取扱つたリストのプログラムの其部分のみは實行されたのであつたが、正しくも云はれたように、此等は只だ單に犯人の處遇を寬大にしたといふに止まるのであつて、前記のドイツの刑法には最も危險なる犯人に對處すへき有效な方法を不可能ならしむる缺陷が依然として存してゐるのである。一九〇九年より一九三〇年までの間に起草せられた總て七つの刑法草案も悉く採用されずにしまつたのである。其理由は、一つは刑法の改正に興味を有つてゐた學界のグループの間の不思議な政治的並びに理論上の相互の關係に存し、更らに、戰後のド

イツの全社會の狀勢の不安定なりしに因るのである。勢力の分布が政治に於けるが如くクリミノロジーの學派間には均一でなかつたのである。所謂舊派に屬する人々は社會の防衛と犯人の矯正を目的とする法規の制定に反對であつて、而して、刑罰を報復と威嚇なりとする主義を奉じてゐたので、刑法の改正が「法治國」("Rechtsstaat")の原則と並びに國民の投票權とを危ふした事實を重大視したのである。是に於てか、舊派の人々は、自分達の屬してゐる右翼の政派に加ふるに、自ら「社會黨」("Socialists")又は「自由黨」("Liberals")のいづれを稱するにせよ、如何なる場合にも常に社會黨よりは自由黨に加擔する凡ての左翼の政黨の黨員から援助を受けることになつたのである。而して、實際、遂には、舊派は、「社會學派」によりて要求された裁判權の增大に反對する多くの純粹のソシアリストによつて支持されるに至つたのである。裁判官の大部分を勞働階級の敵と認めてゐるソシアリストは、裁判官の自由裁量の權限を擴張する可能性のある改正よりも、むしろ缺陷はあつても、舊刑法を其まゝにしてをく方が可いと思つたのである。是れ實に、戰後に於てすら、舊派が社會學派の矯正主義の主張努力に對してよく抗爭をつゞけてきた所以なのである。とはいつても、日を經るに從つて、舊派のメムバーのかなりの數が、漸次、社會防衛と矯正とをめざした法規を採用するの必要あることを信ずるに至つたのは事實で、爭點は、今や、かゝる法規の採用の可否にあらずして、採用の方法の問題へと移つたのである。報復主義を奉ずるものは、社會防衛並びに矯正の處分は全く刑罰から區別せらるべく、且つ、全然刑罰と異つた原則に從つて——(卽ち、罪の輕重でなく、犯人の危險性の有無に從つて)——決定せられなければならないもので、更らに其上に、かゝる處分は受刑者が刑期に服了しない以前に適用せらるべきではない、といふドグマを固執してゐるのである。これは、詮ずる所、刑罰と前に述べた他の處分とを積み重ねることになるのである(所謂「二元主義」("Zweispurigkeit"))。之に反して、社會學派の人々は、刑罰と矯正防衛の處分とは同じ目的に役立つべく定められてゐる同一の制度として認めるので、彼等にとつては刑罰と處分との分離は、理論上からも實際上からも、悉くむだな手數としか思はれないのである。彼等は窮極の解決を不定期刑の形式の中に刑罰と他の處分とを鎔和せしむるに在りとなしてゐるのである、が、しかししばらく假りに、彼等は特別の場合に於て矯正と防衛の處分を以

て刑罰に代ふる權限(已に少年法に規定せられてゐる)を判事に與ふることを以て喜んで甘んじたのである(所謂一元主義("Einspurigkeit"))。

刑法草案は、時の政治上の勢力の消長に從つて、如上の兩說の間をさまよつてゐたのである。一九二五年の草案は二元的であつたが、一九一九年と一九三〇年の草案は、或る程度まで、矯正防衛の處分を以て刑罰に代らしむることを許容したのである。而して、加之、また別に前記の處分を言渡す權限は司法行政二者いづれの官憲に屬すべきかについての疑問が存してゐたのである。行政官憲に屬することになると、刑罰と他の處分との間の根本的差異を强調することにならう。

(二)

しかし、この問題は、一九三三年十一月二十四日の刑法修正の形式での「危險性アル常習犯人ノ處遇並ビニ矯正及ビ防衛ノ處分ニ關スル法律」("Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Massregeln der Sicherung und Besserung"——Act concerning the treatment of dangerous habitual criminals and some measures of prevention and reformation)によつて、今や終に決定せらるゝに至つたのである。この法律は、刑法の中に矯正防衛の幾種かの處分を取り入れたのである。

(一) 豫防勾留(Sicherungsverwahrung-Preventive Detention)

此等の處分の中で最も重要なるものは豫防勾留である。この修正法の第一條には、犯人が危險なる常習犯人と宣告された場合には、先づ第一に刑罰の加重せらるべきことが規定せられてゐる。危險なる常習犯人たる要件には二つの異つた種類がある。

(a) 第一類には次の要件が屬する

(イ) 犯人は重罪("Verbrechen")又は舊刑法第一條の意味に於ける惡意ある微罪("Vergehen")のために嘗つて少くも二回死刑、懲役又は六ケ月以上の禁錮の刑を宣告せられたものでなければならない。(ニ)

(ニ) この法律は、行爲がドイツ刑法によつて、重罪又は惡意ある微罪であれば、外國での有罪の宣告をドイツのものと同一に視るのであつて、この點は外國の法律家にとりて興味がある。

（ロ）犯人は惡意ある犯罪のために二回目としてプリズンに送らるゝものでなければならない。

（ハ）犯人の犯行の一般的印象が危險なる常習犯人なることを示すに足ること。

若し此等の要件が滿たさるゝ時には、裁判所は五年の懲役まで又は——最後の犯罪が重罪であれば——十五年の懲役にまで刑を加重しなければならないのである。

（b）次の第二類では、犯人が嘗て刑を宣告されたことを必要としないのである。只だ三回惡意のある犯罪を行つたといふことだけで足りるのであつて、しかも、此等の犯罪は重罪（Verbrechen）であり又は輕罪（Vergehen）であるかも問ふ必要はないのである。理論上から言へば、此等の犯罪で本人が危險な常習犯人であるといふ一般印象が與へられさへすれば、この三回の犯罪は僅かに微少な違警罪（"Übertretungen"）であつても差支ないのである。しかし危險な常習犯人といふような印象が微罪から生ずることは殆んどあり得ないのである。

以上、いかなる場合に於ても、新しい法律で定められた刑の加重は相當に重大なものであり得るのである。

（b）の場合に於ては、刑の加重は裁判所の裁量に委ねられてゐて、强制的なものではないのである。二種の要件の間の相異は、しかし、實際には大して問題にはならないのである。何となれば、双方の場合に於ける刑の加重は「危險なる常習犯人」といふ伸縮自在な觀念の解釋に依存して定まるものであるから、實際に、裁判官は常に自分自身の裁量でやりうるといふことになるのである。たゞ兩者の間の差異の意を留むべき點は、第一の場合に在つては裁量權は只だ法律上の要件のみについて行はるゝのであるが、第二の場合に在つては、更らに同時に行爲の法律上の結果を看て行使さるゝのである。

刑の加重の問題よりも更らに一層重要なるものは、犯人を危險なる常習犯人なりと宣言する裁判所の決定の第二の結果である。卽ち、修正法の第二章に從へば、一人の人間を危險なる常習犯人なりと言明する裁判所は、「社會の防衞上必要なりと認むる時は」刑罰に加へて豫防勾留（Sicherungsverwahrung——Preventive Detention）を言渡す義務があるのである。かくして、この法律は舊派によつて唱へられた反對論を十分に考慮に入れたものであつて、且つ、起草者は、豫防勾留を以て刑罰に代へるに於ては餘りに報復の原則が無視せらるゝことになると明かに信じてゐるので、この二元主義のシステムに從つたものである。この見地は、著名なナチス派の刑事學者にしてライプチツヒ大學のフリードリツヒ・シヤツフスタイン教授によつて最近公にされた一論文に明かに表明されたのである。この論文に於て、シヤツフスタインは、一九三三年十一月二十四日の修正法の出づる數ケ月前プロイセンの司法省から公にされた「覺書」（"Denkschrift"）に反對の意を述べてゐるのである。其理由は「覺書」が輿論は刑罰と豫防勾留とを一樣に視て差別して考ふるものでないことを開陳してゐるので、明らかに一元主義を支持するものとしたからなのである。シヤツフスタインは、この一元主義は報復と威嚇との目的を强調するナチオナール・ゾチヤリスト（ナチス）の刑法の觀念と一致しないものである、といふのである。公正な裁きを愛する社會の輿論は、わづかに微少な犯罪を行つたにせよ、常習犯人が終身の豫防勾留に處せらるゝといふことを聞けば、必ずや反感を懷くであらう、と彼は言明してゐるのである。シヤツフスタインに從へば、裁判官、特に素人の陪審員なら、犯人が處斷された實際の刑に服した後で、プリズンに於けるよりも凡ての事情のいくらか抑壓的なもの、少ない豫防勾留場に移さるゝことの確かであるのを知つたならば、一層造作もなく長期の豫防勾留を言渡す決心ができるだらう、といふのであるが、しかし、これは、二つ一緒に結びつけた處遇の方法が長い懲役刑に存する時にのみ、彼の終りの論證が確定的であるのであつて、一層コンデイションのゆるやかな豫防勾留の形を取る場合には確定的だとはいへないといふことを見落してゐるのである。しかし、この後の溶合體たる豫防勾留こそ、報復と威嚇の觀念の要求を滿さないものであるといふ故を以て、シヤツフスタインによつて排斥せられてゐるものなのである。

是を以て、一九三三年十一月二十四日の法律は、一九三二年公にせられたイングランドの常習犯人に關するプリズン・コムミツションの報告（The English Report of the Departmental Committee on Persistent Offenders）に記載されてゐる種々の經驗には考慮を拂はなかつたのである。このリポートは、普通知られてゐる通り、常習犯人の豫防勾留に關する一九〇八年の犯罪豫防法（The Prevention of Crime Act, 1908）の第二篇の部の比較的に不成功に終つたことを白狀してゐるのである。この不滿足な結果の來つた因由を尋ぬると、主と

してこの法律によつて豫防勾留の言渡に付せられた制限に存し、更らにまた、二元主義に存してゐたことが分明かつたのである。この報告（リポート）は「刑罰と豫防勾留の二重のセンテンス（言渡）は犯人が同一の犯罪で二度罰せられてゐるといふ印象を生じがちのものである」、といふ點を力說してゐるのである。更らに進んで、リポートは、それが（豫防勾留）どうしても必要だと認められゝならばこの處分の開始期を後れさすのは不得策だと考へてゐるのである。「この勾留の目的が社會の防衞である限り、これは犯人を直ちに勾留場（Detention Establishment）へ送ることによつて達せらるるのである。而して、其目的が犯人の訓練に在る限り、訓練が直ちに開始せらるゝことになる方が一層宜しいにきまつてゐる」、と言つてゐるのである。

ドイツの刑事裁判所の手續の實際に於て附加刑としての豫防勾留のシステムと結びついてゐる困難の存することは、既に已に明白に事實上證明せられたのである。其事實といふのは、一九三四年三月九日付のドイツ最高法院（Reichsgericht——Supreme Court）の下した決定から生じたのである。この決定で、ライヒスゲリヒト（最高法院）は、下級裁判所が只だ僅かに言渡の當時に豫防勾留が必要であるかどうかの問題を檢討したばかりで、刑期を終了した後までも尙且つ必要であるかどうかといふ點は考慮しなかつたといふ理由により、豫防勾留の言渡を破毀してしまつたのである。このライヒスゲリヒトの見地は全く正しいのではあるが、しかし、受刑者が數年の懲役に服した後、尙且或る期間の豫防勾留を受ける必要があるかどうかといふことを豫斷するのは、裁判所にとつては極めて困難であるだらうといふことも想像されるのである。しかも、法律は後になつてからの豫防勾留の取消を許さないのであるから、裁判所に負ひかぶさつてゐる責任は益々大きくなるのである。刑期を終つた後更らに進んで矯正防衞の手段を講ずる必要がなくなつたことが證據立てられたならば、其場合には、受刑者が勾留場に移された後直ちにパードン（特赦）する、即ち、特許によつて釋放する外に方法はないのである。

ドイツのこの豫防法が、或る點まで、英國の前記のリポート（報告）の提案する所に近いものを包含してゐるのは、事實である。このリポートは、大した成功も收めなかつたと看た犯前の有罪宣告の要件を豫防勾留から切り離すことを勸說してゐるのである。しかし、この提案は最長期四年の豫防勾留にのみついて云つてゐるのであつて、更らに長びく豫防勾留についてそうしろと言ふのではないのである。この後の場合では、リポートは少くも三回嘗つて有罪判決のあつたことを必要としてゐるのである。前にも言つたように、ドイツの豫防法も、犯人が少くも三度び犯罪を行つてゐれば以前の刑の言渡ありしことを必要としないのである。しかし、之に加ふるにドイツの法律は、彼の英國のリポートが長期の豫防勾留の場合に於て提案してゐる以上に、勾留の期間に關して更らに一步を進めてゐるのである。即ち、リポートに從へば、豫防勾留並びに長期に亘る豫防勾留の期間は共に十四年を超ゆべからざることになつてゐるが、ドイツのこの法律に規定された豫防勾留に在つては其期間は不定期なのである。この法律には（第四十二條以下）、「豫防勾留は其目的の要求する限り繼續せらるべきである」、と云つてあるのである。更らに、この法律に從へば、未だ嘗つて如何なる期間の禁錮刑にも服したことのない人も裁判所で他の法律上の要件の具備せりと考ふる場合には終身の豫防勾留に處せられ得るのである。しかし、これは、非常な愼重なる考慮を以てせざる限り、裁判所が其權限を行使しようとは思はれないのである。

三年毎に裁判所は勾留の目的が達せられたかいなやを檢査しなければならないのであつて、若し肯定的な解答を得れば、犯人を釋放しなければならないのである。其上に、裁判所は上記の期間外といへども隨時調査をなすことができるのである。釋放は必ず條件附で行ふことになつてゐる。裁判所は、なほ其上に、釋放後犯人に特別の義務を負せ、若し彼の行動から勾留が再び必要になつたことが分明になれば、釋放を取消すことができるのである。かくして、前きに一寸觸れてをいたが、豫防勾留を言渡し及び釋放を許可するの權限を司法行政二者いづれの官憲に與ふべきであるかの疑問は、全く裁判所の側に有利に解決せられたわけである。後段に述べるが、豫防法は、多くの他の點で、行政官憲の權限の代りに刑事裁判所の權限を强化したのである。

豫防法並びに其施行法（"Ausführungsgesetz"）共にいづれも豫防勾留に處せられた犯人の處遇方法については何も規定してゐないのである。しかし、この問題は一九二四年五月十四日の命令（Edikt）によりて暫定的に解決されてゐるのである。確定的な解決がつくまではこの命令が效力を有つことになるのである。この命令は、或る部分の改變を除き、彼の有名なる一九二三年六月七日の「刑罰執行の原則』（"Strafvollzugsgrundsätze"）が依然有效であることを規定してゐるのである。且つ、更らに、この命令は、矯正と社會防衞の新しい處分につき、

「原則」を補足してゐるのである。この新しい規定によると、豫防勾留はプリズン（刑務所）と聯接され得る施設で執行さるゝのであるが、しかし、被勾留者は全く受刑者から隔離されてゐなければならないのである。この命令の第三章第十六條に從へば、豫防勾留の目的は、受刑者が宣告された或る期間の刑に服した後、本人を無害なるものたらしむるに在るのである。で、更らに重ねての犯罪に對して社會を防衛するの目的は假借する所なく飽くまでも徹底せらるべきだとされてゐるのである。矯正改善の問題は命令のこの部分には何等規定せらるゝ所はないが、しかし、ベツセルング（矯正改善）も畢竟するに亦た犯人を無害になす一方法であるから、これを全く除外することはできない筈である。豫防勾留の處遇方法の細目に關しては、受刑者の處遇と異る主たる點は次の如くである。卽ち、禁錮に處せられた受刑者と差別さるゝ被勾留者は、自辨の寢具、衣服及び肌着を用ひ、並びに、糧食を自辨することは許されてゐないが、一方、或る制限內で、自己の携帶し來れる又は他より仕送られたる金錢を使用して餘分の糧食其他の慰安物を購買することを許さるる點では、懲役又は禁錮に處せられたる犯人よりも自由がきいて樂なのである。其外、被勾留者は受刑者と異り、自由に自己所有の書籍を讀むことを得、且つ、書籍並びに雜誌を手に入れる場合にも、制限はゆるやかなのである。更らに、懲役の場合には接見は三月に一回發信は二月に一回、禁錮の場合には六週に一回と四週に一回とであるが、被勾留者は全く受刑者から隔離されてゐなければならないのである。この命令の第三章第十六條に從へば、豫防勾留の目的は、受刑者が宣告された或る期間の刑に服した後、本人を無害なるものたらしむるに在るのである。で、更らに重ねての犯罪に對して社會を防衛するの目的は假借する所なく飽くまでも徹底せらるべきだとされてゐるのである。矯正改善の問題は命令のこの部分には何等規定せらるゝ所はないが、しかし、ベツセルング（矯正改善）も畢竟するに亦た犯人を無害になす一方法であるから、これを全く除外することはできない筈である。豫防勾留の處遇方法の細目に關しては、受刑者の處遇と異る主たる點は次の如くである。卽ち、禁錮に處せられた受刑者と差別さるゝ被勾留者は、自辨の寢具、衣服及び肌着を用ひ、並びに、糧食を自辨することは許されてゐないが、一方、或る制限內で、自己の携帶し來れる又は他より仕送られたる金錢を使用して餘分の糧食其他の慰安物を購買することを許さるる點では、懲役又は禁錮に處せられたる犯人よりも自由がきいて樂なのである。其外、被勾留者は受刑者と異り、自由に自己所有の書籍を讀むことを得、且つ、書籍並びに雜誌を手に入れる場合にも、制限はゆるやかなのである。更らに、懲役の場合には接見は三月に一回發信は二月に一回、禁錮の場合には六週に一回と四週に一回とであるが、しかし

をその教育理想として結論したペスタロッチーの人と思想とを誠に要領よく纏め上げたのが本書である。著者は本書の後半（p.81——172）を基礎教育の教育學（第三章）教育方法の原理（第四章）に分ち、「私が即座に知つた限りでは境遇が人間を作る。併し私は即座に人間が境遇を作るといふことを知つた」といふペスタロッチーの言葉を屢々引用しつゝ、『人間の全能力が道徳といふ一つの高き目的に従屬すべきを認めつつ、教育の目標として直ちに道徳を擧げることを殊更に避けてゐるのを見逃してはならない。畢竟精神生活の主理者として道徳を偏し重んずることが、人間教育を歪めることを怖れたからである（p.74）』とも述べ、自發性・直觀・勞作・社會の四を以て彼の教育方法の原理となしてゐる。また、著者はペスタロッチーを以て教育家であると共に社會改革家であつたとし『ペスタロッチーを以て單なる一教育家若しくは教授法の一改革家として見ようとする近世教育史上の傳統は、この方面からのペスタロッチーの研究を殆んど全く閑却してゐた（p.56）』と嘆き、一惡徳を以てしては人は何等の惡徳をも阻止することが出來ないし、又非人間性を以てしては人は何等の人間性を陶冶することが出來ない」と云つたペスタロッチーは『行刑法の立脚點を飽くまでも愛護と教養とに求めた（p.69）』とし、又ペスタロッチーが『凡そ犯罪にあつては當に社會が共犯であるだけでなく、寧ろ主犯が全く社會に歸せらるべきであるといふ現代犯罪學の根本思想を把握してゐること、さうして犯罪者の治療はただ道を誤つた人間を、彼が誤無くして居つたであらうところの生活と境遇とに再び還らせる學校以外のものであつてはならないといふ思想に達したことは實に注目すべきである（p.16）』と述べてゐる。（第二章、社會改革の教育學）。

本書の第一章（p.1——50）はペスタロッチーの生涯と題され、思想の生起・發展・弘布と副題されてゐる。ヨハン・ハインリッヒ・ペスタロッチー（一七四六——一八二七）の生涯が生々と力強く畫かれてゐる。「如何なる事情にあつても、また如何なる勞作に依つても、指導の手さへ盡せば誰でも善人になれる。……心に依つてのみ心が導かれる」といふ信念とそして「木の葉の屋根の蔭に住まつても

その本質に於いて同じである」といふ確信とによつて屆することのなかつたペスタロッチーの兒童教育に對する熱意を說き、『教へることによつて化さうとするは彼の立場ではなく、化して教へることこそ彼の立場であつた（p.136）』と著書はいふ。此の熱意こそ、また、行刑の眞諦を教ふるものとして、つよくわれわれを感動させるものであらう。本書に對しては、終始一貫全面的な感激と肯定だけによる著書の敍述態度は不滿なきを得ないといふ一の批判が加へられてゐるのであるが（帝國大學新聞三月二十三日號）、しかし此の著者の敍述態度によつてあらはされたるペスタロッチーの熱と力とこそわれわれに教ふるところが多いであらう。浩瀚なる「ペスタロッチー全集」によつても教へられないであらう本書の價値と存在理由とはむしろ懸つて著者のこの態度にあるのである。四六版。一七二頁。（T）

□シドニー・ゼー・ビーア著『**犯罪、性格、教育**』（Sidney J. Beer; Crime ... Craracter ... Education ..., 1935）

四六判、一九〇頁、十四章より成り、各章區切りが短く至極讀みよい手頃な本である。著者は學者ではない。彼は最近社會各方面の人物を網羅した國民犯罪防止會議を組織してゐるから寧ろ自己の主張を實際化した社會改良家の一人に數ふべきであらうか。「性格の理想を少年に賣るべし」といふ倫理教育的主張が著者の出發點であり歸着點である。大戰後の社會は道徳の腐敗甚だしく犯罪殊に少年犯罪は激增の趨勢を示し犯罪問題はやがて少年問題と轉化してゐる。茲に於て犯罪克服の最も必要な武器こそは少年の性格陶冶であり換言せば教育こそ犯罪防止の最良手段である。立派な性格の模範は受容性と模倣性に富む少年の興味を惹くべく從つて吾々は物の賣買のやうに求める者に對して性格の最高理想を賣るべき契機を造らねばならぬとし、各章に亙つて犯罪と性格、少年と犯罪、犯罪原因、教育と犯罪、犯罪豫防と教育の問題等々を取扱ひ、主として新聞紙、雜誌、ラヂオ、講演等より米國現代知名の士の意見を引用し來つて其の主張を解明してゐる。著者は最後に著者の確信と主張に一致した各方面に亙る有力者のステートメントを揭げて本文を結んでゐる。

（G・O）

大日本帝國獄制沿革徴略 (二)

第三篇 第一卷

明治天皇慶應三年（卽紀元二千五百二十七年）十月十四日征夷大將軍內大臣德川慶喜（第十五世）上表シテ政權ヲ奉還セント請フ十五日其請ヲ允シ是ニ至テ政權始テ朝廷ニ歸ス（後鳥羽天皇文治二年政權ヲ源頼朝ニ委テヨリ德川慶喜之ヲ奉還スルニ至ル迄凡六百七十四年トス）其翌年年號ヲ改メ明治元年トス）自時厥後囚獄ノ事ヲ分テ獄舍遇待（未決ノ罪囚）未決已決病監懲役（徒罪ヲ合敍ス）流移囚員（善ニ遷ル者之ニ付ス）ノ六門ヲ立テ一門ヲ一卷ト爲シ記注スル事左ノ如シ

獄舍

明治天皇明治元年（卽紀元二千五百二十八年）正月十七日**肇メテ太政官中七科ヲ置キ刑法科其一ニ居ル二月三日刑法科ヲ刑法官ト改メ閏月四月廿一日刑法局ヲ改メテ刑法官トス**

囚獄ノ事仍ホ德川氏ノ舊ヲ襲ヒ其所在ノ地方廳ニ委ス

京都

六角獄舍　悲田院（病囚及輕罪囚ヲ禁スル處）

右京都府廳ノ所轄ニ屬ス

東京

小傳馬街獄舍

淺草品川二病監

石川島寄場

右四箇所ハ一時鎭將府ヲ置クノ日姑ラク之レガ所轄ニ歸ス

別ニ軍務官糺問局ノ囹圄有リ當時軍事關係ノ犯人ヲ禁ス軍務官之ヲ管轄ス又京都刑法官所屬ノ鞫獄司中ニ囹圄有リ其司ノ管轄スルトコロトス

十一月五日東京ニ**刑法官支廳ヲ置ク**ニ及テ其支廳中又囹圄ヲ設ケ捕亡司ノ吏員ヲシテ之ヲ守ラシム此ニ至テ軍務官糺問局ノ囹圄ヲ廢シ其囚人ヲ其支廳中ノ囹圄ニ移ス明治二年（卽紀元二千五百二十九年）刑部省ヲ置カレ其省中ニ囚獄司ヲ設クルノ制ヲ定ム然レトモ未タ實際施行セス囚獄ノ事仍ホ其舊ニ因ル明治三年（卽紀元二千五百三十年）正月二十六日東京府廳所轄ノ小傳馬街獄舍淺草品川ノ二病監石川島寄場ヲ刑部省ニ屬ス刑部省ヨリ刑部權大錄逮部權大佑（從前ノ捕亡司ヲ廢シ逮部司ヲ置ク）以下官員數名及從來獄署ニ勤仕スル者（德川氏ノ時ノ獄舍同心ナルモノ）ヲ以テ囚獄司ノ事務ヲ行ハシム二月十七日始テ囚獄司ノ官員ヲ任シ現ニ其事ヲ掌ラシム左ノ如シ

正一員（正ハ長官ヲ云當時正ヲ任セス權正ヲ以テ正ノ事ヲ行ハシム）

權正一員

以上奏任トス

大佑三員　權大佑二員

小佑二員　權小佑一員

大令史十一員　小令史十九員

以上判任トス

使部九十員　監門十一員

辻番人四員（小傳馬街獄舍周圍外ノ東西見張所ニ在テ看護スル者ヲ云フ）

以上等外吏

明治三年（紀元年數既ニ上文ニ注スルモノハ更ニ注セス以下之ニ倣ヘ）三月囹房中名主及役付ノ者ヲ停メ輕囚若クハ所犯强竊盜ニ非ル者ヲ選ミ一房每ト一人ヲ命シ門頭トナス明治三年四月小傳馬街本銀街材木街ノ地主ニ賦課スルモノヲ蠲除シ一切官費ヲ以テ之ヲ辨理ス（其地主ニ賦課スル目ハ德川氏囚獄ノ部ニ審カナリ）

明治三年八月刑死（梟首及斬絞ノ屍體）ヲ其親戚ヨリ乞フモノアレハ下付スル事ヲ聽ルス其下付スヘキ親戚ナキモノハ大學東校醫員ノ請ニ因テ解剖スルコヲ聽ルス

囚獄司官員ヲ任シテヨリ專ラ優恤ヲ旨トシ德川氏執柄ノ日ノ陋惡ナル弊習ヲ剗除改正スルモノ亦甚多シ宜シク後ニ記載セル部門ト德川氏囚獄ノ部トニ參照シテ其沿革スルトコロヲ見ルヘシ

明治四年（卽紀元二千五百三十一年）七月刑部省ヲ廢シ其事務ヲ盡ク東京府廳ニ屬ス

是ヨリ先キ囚獄司ノ管スルトコロハ唯東京ノ囚獄ニ止テ其他ハ皆所在地ノ地方廳管轄スルモノトス此ニ至ツテ東京ノ囚獄亦其府廳ノ管轄ニ歸ス然レトモ囚獄ノ法則等ニ至テハ司法省ノ掌ルトコロトス

明治五年（卽紀元二千五百三十二年）十二月監獄則及圖式ヲ（圖式ハ今之ヲ略ス）各地方廳ニ頒布ス左ノ如シ（各地方ノ囚犯ヲ處待シ及懲役ニ之ヲ施行シ其他圖式ニ載スル如キハ監獄創建ノ日ヲ竢ツ）

明治四年中歐羅巴洲ノ獄制ニ倣ヒ我獄制ヲ改正スル事アラントス而シテ英國所轄ノ香港（支那）新嘉舖（印土）地方ノ人種ハ我國人ト均シク粒食ヲ以テ性命ヲ保スルモノニシテ且萬國人民ノ輻湊スルナルトコロナルニ付其拘禁

ノ方法ニ基カハ必ス其宜キニ適スルノ議アリ因テ政府ヨリ英國代理公使アタムス氏ニ依賴シ特ニ囚獄權正小原重哉及屬官二名ヲ香港新嘉舖ニ派遣シ兩地ノ未決監懲役場植民所ノ方法ヲ問ハシム卽是監獄則及圖式ノ因テ成ルトコロナリ

監獄ハ市街ヲ隔テタル空閑高燥ノ地ヲトシ其區域ヲ大ニスヘシ運動所ヲ設クレハ其左右ノ餘地ニ草木ヲ雜植シ罪囚ヲシテ心神ヲ怡ハシ新鮮ノ氣ヲ吸入セシム可シ

凡監獄ヲ構造スルニ其制都鄙大小ノ別アリト雖トモ只其制ノ堅牢ナラン事ヲ要ス隅角方口子門ノ左右上下等ハ最モ注意シ欞格ノ如キハ鍊鐵ヲ用ユヘシ

守卒看守所ノ制ハ圓形室ヲ獄舍四通ノ中央ニ設ケ一目洞視シテ障蔽ノ弊無ラシム

獄ノ內外渾テ汚物ナキヲ要ス先ツ土地ノ高低ヲ量リ各處水道ヲ穿チ能ク潦水ヲ疏通シ每舍ノ雨露及ヒ日用ノ水渣ヲ送テ遠地ニ致シ周墻外ト雖モ死水ノ構渠ヲ置クヘカラス獄中ノ濕氣ヲ防ク所以ナリ

始メテ入獄ノ者ハ裁判官ヨリ其鄉貫姓名ヲ記シテ獄官ニ送ル獄官更ニ其鄉貫姓名ヲ本犯ニ證シテ之ヲ囚籍ニ記シ（本書ハ別ニ之ヲ藏貯ス）次ニ其肥瘠長短或初犯再犯等ヲ記ス次ニ其衣服ヲ檢查シ禁物アレハ之ヲ領置シ再其衣服ヲ着セシム

（圖表省略）

犯囚ノ衣服諸品ハ之ヲ一庫ニ領置ス庫內ニ若干ノ戶棚ヲ設ケ盞上ニ番號ヲ記ス囚人ノ衣物ニモ亦番號ヲ附シテ之ヲ鎖ス

未決者入獄ノ節初犯若クハ再三犯ヲ糺スハ獄吏ノ專任タリ若シ再三犯ナレハ之ヲ裁判所ニ告ク力ノ及フ可キハ初犯ノ者ト居房ヲ同フセシメス其惡事ヲ誘導スルノ恐レテナリ

火災非常ノ節ハ守卒獄丁衆囚ヲ率テ之ヲ他所ニ避ク守兵ヲシテ之ヲ監護セシム（守兵ハ卽今巡查ノ類）監獄表門ノ開閉ハ刻限ノ條ヲ參考シ（刻限ノ條ハ懲役ノ門ニ見ユ）日ノ出沒ニ從フ但日中ト雖モ出入ノ外ハ其扉ヲ合シ貫木ヲ施ス只其銷鑰ヲセサルノミ

官署ハ門內ニ設ケ囚人ノ出入必ス其舍前ヲ過ルヲ要ス其廣狹ノ如キハ適宜ニシテ可ナリ

獄司以下每日出席シテ事ヲ執ル退出ノ後ハ其屬官及醫員輪番宿直ス小使ハ獄署ノ雜事及ヒ他廳ニ往復等ニ使用ス

未決者繫獄中ノ則目左ノ如シ

一　工役ヲ命セス

一　役囚ノ制服ヲ着セス

一　工業ヲ營ント請フ者ハ之ヲ聽シ且其器械ヲ貸シ與フ若シ其人罪ナキニ決スレバ獄中ニ營ム所ノ工錢ハ悉ク之ヲ與フ只器械ノ損價少許ヲ官ニ收ムルノミ若シ罪アルニ決スレハ從前ノ工錢ハ前例ニ從テ之ヲ給シ爾後ハ懲役ノ例ニ入ル

一　其親戚ヨリ衣食ヲ贈與セント請フモノアレハ之ヲ聽ルス但シ食物ハ醫ヲシテ檢查セシメ衣服ハ包藏物ヲ嚴查ス

一　書信ハ囚ノ情願已ムヲ得サル事アレハ獄司裁判官ト商議シテ之ヲ聽ルス

一　監中日沒後ハ談話ヲ禁ス

一　裁判官其輕罪ナルヲ察スレハ其親戚若クハ故舊兩人以上ニ責保シ證書ヲ入レシメテ其家ニ還ス但シ證書ニハ若シ囚人遁逃スレハ律法ニ依リ罰ヲ受ク可キ事ヲ書載ス

一　裁判官其重罪ナルヲ察スレハ事每トニ指揮シテ嚴密ヲ極メシム

一　重典ニ處スルノ罪ナシト雖モ其人奸猾且ツ屢法ヲ犯シテ悔サル者ハ之ヲ處スル事他ノ輕囚ト同シカラス亦事每トニ注意シテ每朝其居ル所ヲ掃除セシム

一　各囚ヲシテ每舍ニ一隅ニ設ク周圍其垣墻ヲ高クシ其門扉ヲ嚴ニス未決者病死及ヒ刑死ノ遺體ハ親戚乞フ者アレハ之ヲ與フ乞フ者ナケレハ官醫ノ解剖ヲ聽ルス

死刑ハ朝十時ニ之ヲ行フ其餘ハ十時ヨリ十二時ノ間ニ之ヲ行フ

大祀令節國忌等ノ日ハ刑ヲ行ハス又大風雨及ヒ非常ノ天變アレハ時ニ臨テ刑ヲ止ム

死刑申渡シ決放ニ至ルマテ守率獄丁之ヲ看護ス

出火及ヒ非常ノ節ハ監護人ヲ增ス但シ豫メ近傍ノ屯所ノ警察官ト約定スヘシ監護人ハ犯人ト接話スルヲ禁ス

明治六年（卽紀元二千五百三十三年）一月三十日凡囚犯ヲ繫獄スルノ日其被ムル衣服ノ外物品ヲ携帶スルヲ聽ルサス其携帶スル物品アレハ官ニ領置シ準流以下決放ノ者ハ滿限ノ日皆之ヲ還與シ終身禁獄終身懲役及死罪或ハ未決巳決ヲ問ハス繫獄中ニ病死スル者其身ニ被ムル衣服ノ外官ニ領置スル物品ハ其親戚ニ下附ス親戚無レハ沒入ス若シ親戚遠地ニ在リ遞送ノ輕費ヲ致スモノハ物品ヲ販賣シテ其代價ヲ交付ス但シ賍及犯時携帶セシ囚器ニ係レハ華士族ト雖トモ

之ヲ沒入ス

明治六年六月七日未タ口供ナラサル禁囚病死セシトキハ即日其屍體ヲ親戚ニ下附セシム

明治七年（即紀元二千五百三十四年）六月二十四日閏刑中ノ禁錮ヲ禁獄ニ改メ司法省周圍内ニ禁獄人ノ拘置舎ヲ設ク監倉課ノ官員之ヲ管理ス（各地方未タ禁獄舎ヲ設ケサル間ハ其犯人ノ宅舎ニ於テ禁獄ト相等シキ處置ヲナサシム）明治七年十一月二日司法省及各裁判所所屬ノ監ヲ除クノ外全國未決已決ノ兩監ヲ内務省ノ統轄ニ歸ス（明治七年十一月十五日ヨリ内務省第一局ノ第一課ニ於テ其事務ヲ統理ス明治八年十一月二十四日其事務ヲ内務省所轄ノ警保寮ニ屬ス明治九年四月十七日警保寮ヲ廢シ更ニ警保局ヲ設ケ其事務ヲ統理セシム）

明治八年（即紀元二千五百三十五年）五月市ケ谷（東京）ノ未決監落成ス（明治七年東京府廳ノ建議ヲ采用シ監倉ヲ市ケ谷ニ新築シ此ニ至テ始メテ功ヲ竣ス）五月二十八日小傳馬街未決監ノ禁囚ヲ新監ニ移シ小傳馬街舊監ヲ以テ懲役人ノ病監トナス（翌明治九年懲役人ノ病監ヲ改メテ私娼ヲ拘置スル處トナス厥後未タ幾ハクナラスシテ之ヲ廢毀ス）

明治八年十二月十八日市ケ谷未決監石川島已決監ヲ警視廳ニ屬ス（是迄東京府廳ノ管スルトコロ也）

明治八年十二月二十四日司法省周圍内新監倉成ル監倉課官員之ヲ管守ス其建築ノ方法明治五年十二月頒布スルトコロノ樣式ノ如シ因テ從前省内ニ在ル監倉ヲ廢毀ス（是時ヨリ未決監ニ始メテ燈火ヲ置ク其製各房前四通路ノ中央及四隅ノ天井ニ玻璃燈ヲ懸ケ其明ヲ各房中ニ通ス）

明治九年（即紀元二千五百三十六年）二月三日司法省周圍内監倉及各裁判所所屬ノ監倉ヲ内務省ノ總轄トナシ東京ハ警視廳自餘ハ其所在ノ使府縣廳ニ司管セシム

第三篇　第一卷

遇待（未決ノ罪囚）

明治二年（即紀元二千五百二十九年）三月十七日全國ノ罪囚有籍無籍ヲ論セス其衣食ヲ給與ス六月八日ニ至リ有籍者ノ給與ヲ停ム但京都東京大阪ハ仍ホ德川氏ノ舊ヲ襲ヒ有籍無籍ヲ論セス官費ヲ以テ給與ス

明治三年（即紀元二千五百三十年）囚獄司ニ於テ禁囚ニ給スル衣食ノ制ヲ定ム左ノ如シ

夏時ハ單衣（淺葱色木綿ヲ以テ製ス冬時ノ袍モ亦同シ）

冬時ハ綿袍

罪囚ノ貧困ナル者ニ之ヲ貸ス徒刑ニ處スレハ其徒場ノ制服ニ改メ其貸ストコロノ衣ハ返還セシム笞杖ノ刑ニ處スレハ刑畢テ其交付スル親戚等ヨリ返還セシム無籍ニシテ東京府廳戸籍調所ヘ（戸籍調所ハ貫籍分明ナラサル者ヲ救育スル處ニシテ適宜ニ官ノ使役ニ供ス）交付スル者ハ返還セシメス

右貸與ノ服ハ徒刑人ヲシテ浣濯セシム

飯（從來ノ飯ハ沸液ヲ去リ之ヲ冷カニシ木篋中ニ納レ範脫シテ一人一次ノ飯量ヲ定ム之ヲ盛裝飯ト云今其弊習ヲ改正シ尋常ノ炊法ヲ用ヒ一日兩次溫飯ヲ給與ス）朝ハ豉汁　夕ハ羹（汁羹並ニ蔬菜ヲ以テ實トナス）

鹽菜

右揚屋ノ差別ナク罪囚一人ニ付一日ノ政量二十匁醬油二勺八才（醬油ハ羹料ニ充ツ）汁實ノ價約ネ錢四文八分四釐羹實ノ價約ネ錢八文一分ヲ給ス但シ米ヲ給スル五等ニ分ツ

男囚ノ間頭（一人ニ付一日ノ飯料）

白米五合四勺

男囚　（同）白米四合五勺

女囚ノ間頭（同）白米四合

女囚　（同）白米三合六勺

童男童女ノ囚（十歲以下四歲以上）

同白米二合七勺

但シ罪犯ニ非スト雖モ父母罪ヲ犯シ童男童女ヲ携帶セシモノモ亦同シ

食鹽

右隔日ニ之ヲ給ス其量揚屋ハ五勺各房ハ一合（揚屋ハ囚人少ク各房ハ多數ナルヲ以テ其差アリ）

病囚（未タ病監ニ入ラサル者ヲ云）粥ヲ喫セント請フ者ハ允ルス（平常給スルトコロノ米量ノ半ヲ以テ）麥飯ヲ請フ者亦允ルス（米麥ヲ等分ニシ之ヲ給ス）其他病囚ノ請フトコロ應禁ノ食品ニ非ルモノハ臨時議シテ其請ヲ允ス事有リ

常食ノ外別ニ加給スル左ノ如シ

孝明天皇祭日　魚若クハ蔬菜

天長節　魚

正月朔日二日三日　魚

右各次給スル魚菜ノ價一囚ニ付錢四拾文トス

正月十五日　赤小豆粥

右一囚ニ付白米一合赤小豆三勺餅砂糖ノ價錢百文トス

禁囚ノ親戚故舊ヨリ衣食ヲ送致セント請フ者アレハ之ヲ聽ス其品目ヲ定ムル左ノ如シ

甘藷　胡蘿蔔　蓮根

百合　蘿蔔　長芋

右烹煮シタルヲ贈ルモノハ方八寸ノ重荷一箇ニ納レ凡一ケ月ニ五度ヲ聽ス

鹽菜（澤莽漬ナルモノ）廿本

梅干　一升
右食料
袷（春秋ノ時）　一領
單衣（夏時）　一領
綿袍襦袢（冬時）　各一領
臥褥（不論四時）　一展

右ノ贈致者アレハ大少佑其品目書ヲ撿シ令吏ヲシテ獄丁ニ命シ贈致者ノ姓名ト品目トヲ其禁囚ニ告ク

司法省及各裁判所所屬ノ監倉ニ拘留人ノ食糧ハ一人ニ付一人一日白米四合十歳以下ノ男女ハ一人ニ付白米二合七勺トシ並ニ魚若クハ蔬菜鹽菜ヲ給ス皆時價ヲ以テ之ヲ辨ス

明治三年二月各房ヲシテ毎月一兩次房中ノ蘭席其他ノ器具ヲ房外ニ出シ器物ハ之ヲ濯ヒ臥具ノ類ハ日ニ曝サシム明治三年三月囹圄中陰濕ノ氣積鬱シテ空氣ノ新陳代謝ヲ支フルヲ以テ病ヒヲ釀ス者少カラス因テ各房內ノ四邊ニ醋ヲ灌キ其積鬱ノ邪氣ヲ驅ラシム

明治三年四月禁囚ヲシテ毎月六次（一六ノ日ヲ以テス）正午十二時ヨリ日沒ニ至ル迄ノ間ヲ以テ浴湯セシム且毎日熱湯ヲ各房ニ配與シ禁囚ヲシテ脚湯ヲナシ汚臭ヲ除カシム

明治三年六月禁囚ヲシテ酷暑ヨリ減暑ノ候ニ至ル迄ノ間毎日晝四ツ時ヨリ七ツ時ニ至ル迄外欞トノ間地ニ莚席ヲ敷キ涼ヲ納レシム（他房ノ者ト混同接話スルコヲ禁ス）

明治三年七月囚獄司佐令史涖テ剃工ヲシテ各囚ノ梳剃ヲナサシム剃工一人ニ付雇錢九百文（例年七月十三日ヲ以ス）

明治三年十一月各房ノ禁囚二人ニ一箇ノ湯婆ヲ給ス約ネ十一月中旬ヨリ翌年三月上旬迄トス

明治五年（卽紀元二千五百卅二年）十二月監獄則成ル未決囚ヲ遇スル規律左ノ如シ

衣衾

未決ノ貧囚獄衣（淺葱色）ヲ乞フ者アレハ時衣ヲ貸與ス

暑中ハ單衣一領トシ春秋ハ袷一領襦袢一領トシ冬時ハ綿入ヲ加ヘ三領トス單衣ハ三日毎ニ之ヲ洗ヒ襦袢ハ五日毎ニ之ヲ洗フ

枕衾ハ守卒毎朝獄丁ニ命シテ之ヲ檢査シ汚損ナケレハ之ヲ一室ニ斂メ房中ヲ掃除ス日暮又之ヲ出シテ各房ニ送ラシム

春夏秋三時ノ臥具ハ毛布一展若クハ褥一展夏時ハ別ニ莞一展ヲ與フ冬時ハ毛布二展草褥一展トス枕ハ半圓木ヲ用フ

病囚老囚ハ獄司醫ト議シ衾襖ヲ增加スルコアリ

食料（雜則ヲ付ス）

未決者ノ食料ハ一人一日ニ付米（白米）麥合セ四合十歳以下男女共ニ同ク二合七勺トス（麥ハ挽キ割リヲ用ユ炊熟ニ便ナリ又印土米ノ如キ麥價ヨリ卑キ時ハ麥ニ代用ス可シ）

獄囚若シ其幼孩ヲ携ンコヲ願ヒ情實ノ已ムヲ得サル者ハ之ヲ聽ルシ貧困ナレハ官費ヲ以テ之ヲ養フ監倉ニ在ル未決ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝飯ハ豉汁鹽菜午飯ハ一羹鹽菜夕飯ハ鹽菜トスル類ナリ毎日ノ定額左ノ如シ

野菜羹實鹽菜	各一人一日ニ付價錢拾文內外
醬油	一人一日ニ付量四勺
茶	一人一日ニ付量三匁
薪	一人一日ニ付量二百拾匁

常食ノ外加給ノ例左ノ如シ

一月一日	一人一日ニ付一餅一魚
孝明天皇祭日	一人一日ニ付一魚
神武天皇祭日	一人一日ニ付一魚
天長節	一人一日ニ付一魚

病囚ノ食ハ醫ノ言ニ由リ價値ヲ論セス

未決者ノ監ハ每舍ニ浴場ヲ置ク（各房接續舍ノ一方ニ設ク）未決者ハ懲役ヲ命セス故ニ時々運動場ニ出テ逍遙シ花樹ニ灌キ藥草ニ培ヒ以テ其身體ヲ養フ

獄署內ニ書室アリ佳書ヲ藏シ以テ囚人ノ誦讀ニ供ス

獄舍ノ周圍內ニ置ク厠圍場ノ結構ハ尤モ注意ス可シ惡臭ヲ防キ溝水ヲ通シテ汚物ヲ流シ務メテ疾病傳染ノ患ヒナカラシム

每房容ル者ハ只臥具ト大中小ノ三桶ノミ（大桶ハ便器ニシテ蓋アリ以テ惡臭ヲ防ク中桶ハ水ヲ盛ルヲ以テ飲料ニ供ス小桶ハ唾器每朝之ヲ出シテ自ラ其汚穢ヲ洗滌ス）他物ヲ入ルル事ヲ許サス

囚人ノ故鄉遠地ニ在リ入獄ノ後其妻孥生計ナク饑餓スヘキヲ訴レハ獄司ヨリ管轄廳ヲ經由シテ其囚人故鄉ノ地方廳ニ傳達スヘシ

明治六年（卽紀元二千五百三十三年）九月東京府廳ニ於テ（旣ニ囚獄司ヲ廢シ東京囚獄ハ其府廳ニ屬ス獄舍ノ門ニ審也）一時東京囚獄ノ未決囚有籍ノ者ノ官費ヲ停ム翌明治七年三月再ヒ舊ニ復シ官費トナス

明治七年（卽紀元二千五百三十四年）九月十九日太政官令シテ明治八年（卽紀元二千五百三十五年）一月ヨリ全國未決罪囚ノ衣食ハ有藉

無籍ヲ論セス官費ノ制ヲ定ム其制左ノ如シ

食量

白米四合　平囚男女共
白米二合五勺　十歳以下男女共
但其半量ヲ以テ麥ニ換ヘ挽割ヲ加蒸シ又ハ合炊スル事ハ地方ノ適宜ニ任カス
菜（野菜魚肉）適宜（醤油鹽菜）
合テ代價一錢三厘
但病囚ノ食ハ醫員ノ言ニ從ヒ其證書ヲ取リ實際點檢ノ上給與ス

常食ノ外加給

一月一日　二餅一魚代價二錢
孝明天皇祭日　魚
神武天皇祭日　魚
天長節　魚
以上一日一囚ニ給スルノ量トス

衣服

單衣	柿色（ヘニカラ質ノ土ニ薄澁ヲ加ヘ之ヲ染ム以下皆同シ）一領
袷	常尺窄袖（以下皆同）代價五十錢
夏時一度之ヲ給ス	一領　代價七十五錢
春秋ノ內一度之ヲ給ス	一領　代價三十錢
褌	一條　代價五錢（四時ニ給ス凡四度トス）
冬時一度之ヲ給ス	一條　代價八錢五厘
三尺帶	二條　代價二十五錢
毛布	一展代價五錢

臥具

褥	（夏時ハ一展ヲ以テ二人ニ共用セシム）一展代價壹圓二十五錢
莞	毛布草褥等ニ換ルハ適宜タリト雖トモ代價ハ定額ヲ踰ルヲ得ス
枕	一展代價五錢
蚊張	一箇代價壹錢
	一垂（但五人共用）代價四圓

右ノ內蚊張ハ四五年褥ハ二年乃至三四年以上ヲ保タシム其衣類共時々洗濯修補ヲ加フ

以上罪囚ノ貧囚ナル者ニハ衣服ヲ始七品ノ內缺乏ノモノヲ貸與ス

浴（夏時ハ水冬時ハ湯）

每年五月ヨリ十月迄ハ每月十二次十二月ヨリ四月迄ハ每月六次一人ニ付定費五拾錢

雜費

一囚ニ付一日ノ定費七厘トシ之ヲ以テ每日炊用及衣類ノ洗濯幷病囚煎藥等ノ炭薪其他必需ノ小費ニ充ツ

右衣食ヲ始メ一定ノ價額ヲ定ムト雖モ地方ニ因リ物價昂低一樣ナラサルヲ以テ甲品代價有餘アルトキハ乙品代價ノ不足ヲ補フハ各地ノ適宜ニ任ス

明治九年（卽紀元二千五百三十六年）三月十二日微罪者若クハ老幼癈疾ノ類便宜ニ依リ旅店或ハ親戚隣保へ責付スル者ハ一人ニ付一日ノ費用トシテ拾二錢五厘ヲ給ス（拾貳錢ヲ以テ一日三次ノ食料及ヒ臥具點燈等ニ充ツ）未決者ト雖モ自己ノ宅舍ニ在ルモノ及父兄ノ請ニ由リ保管セシムルモノハ此限ニ在ラス（未完）

漢詩五篇

江村宕村

題倫敦軍縮會議

不脅不侵軍不貪　使臣說盡折衝間
凜然至理如金鐵　何事猶聞五五三
送人之滿洲

烟華二月出鄉家　西向平沙望眼賒
餞送山櫻三百樹　新京城外想名葩
春曉聽雨

一枕眠醒對曉釭　雨聲瑟々入幽窓
蕉梧未展春猶淺　卻喜池邊灑蘚矼
春水生

池塘涸盡不勝情　沙鳥失栖眠臣成
昨夜東風吹雨散　蘆芽寸々碧盈々
嘲春風

吹花飄柳弄芳叢　柳魄花魂一醉中
取次東君留不得　多情多恨是春風

全國戒護課長會同

全國の戒護課長が招集せられ、四月十日及び十一日の二日間司法省會議室を會場として、劃期的な會同が開催せられた。課長制度の復活を有意義ならしめたものといふべきであらう。議題は主として累進處遇の運用と刑務事故の防止とに關し、事が具體的であるだけに、各課長何れも豐富なる經驗に基き、活潑なる討議を續けられ、此の時とばかり平素の蘊蓄を吐露せられた、誠に有意義なる會同であつた。

會同の經過大略左の如し。

〔第一日〕四月十日。午前九時開會。會同掛中尾書記官の開會の辭に次いで、先づ岩松行刑局長の指示(前掲巻頭)があり、午前九時三十分いよいよ岡書記官を議長として協議會に入る。本省提出の協議事項につき議長から説明があつた後、札幌戒護課長の發言に續いて各課長順次立つ。正午一旦閉會。刑務協會樓上に於ける刑務協會招待午餐會に臨み、午後二時再會。午後五時までに本省提出の協議事項二題の協議を終へる。散會後二つの小委員會は早速答申案作成のため刑務協會の別室へ。

〔第二日〕四月十一日。午前八時開會。前日に引續き岡書記官を議長とし、各所提出の協議事項三題の協議に入り、それぞれ先づ提案刑務所の課長より説明があつた。三題の協議を終へたのが午前十時半。此の時、議長より協議事項一題が追加せられ、午前十一時全く議事を終る。岩松行刑局長の懇篤なる挨拶があつて後、一同記念撮影。正午、司法大臣官邸に於ける司法次官招待午餐會に臨み、さらに午後二時打揃つて明治神宮に參拜す。

協議事項　(本省提出)

一、行刑累進處遇ニ關スル左記諸點ニ就キ考慮スヘキ點如何
(イ)行刑成績採點ノ標準ト犯數トノ關係
(ロ)進級條件ニ於ケル作業得點ト其ノ他ノ得點トノ關係
(ハ)責任點數ト刑期ノ長短及ヒ犯數トノ調節ニ關スル點
二、自殺防止ニ關スル對策如何

協議事項　(各所提出)

一、受刑者ノ精神訓練ニ關スル戒護指導上ノ具體的對策如何
(宮城、名古屋)
二、左記事項ニ付キ處遇ヲ統一スルノ可否
(イ)入浴ノ度數
(ロ)増菜ノ度數
(ハ)自辨物品ノ範圍　(長崎、名古屋、甲府、福岡、三重)
三、看守教養ニ關スル件　(豐多摩、名古屋、前橋、岡崎)
四、行刑累進處遇令適用ノ受刑者ニ對シ入所後二ヶ月並ニ六ヶ月毎ノ定期行狀審査ヲ省略スル件　(豐多摩、福岡)

右の各協議事項に關し會議に於いて結論せられたるところは大略次の如くであつた。

本省提出の二題に對しては議長より指名せられたる小委員會に於いて答申書が作成されたが、其の答申によれば、(一)第一題については、毎月の行刑成績の採點に當つて犯數を顧慮し、責任點數は犯數によつて特に加重せずといふ立場を採り、先づ(イ)に於いて、作業點に關しては初犯と累犯とによつて其の成績點の評價標準を異にすべく(例へば累犯十五割以上初犯十割以上を二點)、操行點及責任・意志點に關しては初犯と累犯とによつて所謂持續期間に長短を附すべきものとし、(ロ)に於いては、最終の月に於ける操行點及責任・意志點の計が第四級二點、第三級四點、第二級五點に足らざるときは滯級せしむべきものとし、(ハ)に於いては、行刑累進處遇令第二十二條へ更に「六年未滿三十六點」の制を加ふべく、犯數による責任點數の分別は、(イ)によりその必要なしと爲してゐる。尚、(ロ)に於いて令第二十三條第二項を削除せられたき旨、(ハ)に於いて不定期刑に付いては短期を以て責任點數計算の基礎とする旨を附加してゐる。(大阪、名古屋、熊本、府中、廣島、岡山、岡崎少年)

(二)第二題については、直接戒護の任に當る看守の緊張せる不斷の注意觀察と獻身的努力とにより自殺を未然に發見し適當なる對策を講ずるの外なしとし、尚特に、人的戒護に就いては、職員の訓練養成、入所時に於ける心情調査の細密と迅速、科學的方法による精神並心理考査、舍房訪問及個人教誨、人事相談所の活用、信書の檢閲接見の立會等に於ける注意、作業賦課上の注意、希望の維持に努め自暴自棄の防止等、物的戒護に就いては、建造物の構造並配置上等の注意、舍房視察口の改造により視察の容易を圖ること及戒護看守の疲勞防止、特別房の特設、舍房内の昭明採光及換氣上の注意、自殺の用に供し得べき物品取扱上の注意、戒具運用の適切、を注意すべき事項として擧げてゐる。(豐多摩、金澤、秋田、宮崎、八王子少年)

各所提出の四題については別に答申書を作成されるところがなかつたのであるが、(一)第一題については結局其の具體的對策を各所それぞれ十二分に研究すべきこととし、(二)第二題については各處遇を階級別に統一せられることが要望せられ、又自辨糧食は之を廢止せられたしとの意見が多數であつた。(三)第三題については當局に於いて將來看守教習用教科書或ひは行刑讀本の如きものを編纂することを考慮するといふことに落付き、(四)第四題については定期行狀審査は之を省略して毎月の累進審査と併せ行ふことにすべしと爲し、目下進行中の身分帳簿樣式の統一に際して考慮することとなつた。

矯正図書館

訓令通牒

◎司法省告示第六號

昭和四年司法省告示第四十二號中左ノ通改正シ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年三月十六日

司法大臣　林　頼三郎

札幌刑務所所轄樺太刑務支所及眞岡刑務支所ヲ削リ網走刑務所所轄ニ見ヶ岡刑務支所ノ次ニ左ノ項ヲ加ヘ

釧路刑務支所	北海道釧路市
帶廣刑務支所	北海道帶廣市

釧路刑務所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

樺太	眞岡刑務支所	樺太眞岡郡眞岡町

〔參照〕

昭和四年十二月二十七日司法省告示第四十二號ハ分監ノ名稱及位置ノ件ナリ

司法省行刑局行甲第二一二號

懲役禁錮ノ男少年受刑者ハ左ノ區分ニ依リ移送集容スヘシ

種別	集容刑務所	移送刑務所
十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未滿者ニ準スル處遇ヲ爲スヘキモノ	小田原少年	市谷、豐多摩、横濱、千葉、前橋、長野、川越少年
十八歳未滿ノ處遇ヲ爲スヘキモノ	川越少年	市谷、豐多摩、横濱、千葉、前橋、長野、小田原少年
十八歳未滿ノ處遇ヲ爲スヘキモノ及十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未滿者ニ準スル處遇ヲ爲スヘキモノ	姫路少年	神戸、京都、大阪、奈良、德島、金澤、名古屋、岐阜、三重、靜岡、滋賀、
	岡崎少年	山口、松江、高松、松山、宮崎、
	岩國少年	長崎、熊本、福岡、鹿兒島、
	久留米少年	宇都宮、水戸、甲府、新潟、宮城、秋田、青森、
	盛岡少年	函館、札幌、網走、樺太、
	北海少年	廣島、岡山、高知、
	尾道刑務支所	市谷、豐多摩、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋、靜岡、甲府、長野、新潟、名古屋、三重、岐阜、宮城、小田原少年、川越少年、岡崎少年、盛岡少年、
十八歳未滿ノ處遇ヲ爲スヘキモノ及十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未滿者ニ準スル處遇ヲ爲スヘキモノノ中心神耗弱者ト認ムルモノ但シ殘刑期五月未滿ノモノヲ除ク	八王子少年	

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年十一月司法省行刑局行甲第一、七九八號訓令ハ之ヲ廢止ス

右訓令ス

昭和十一年二月二十一日

司法大臣　小原　直

◎收容者心理ノ調査研究ニ關スル件通牒

（司法省行刑局行甲第三三〇號）

昭和十一年三月十　日

貴所ニ於ケル收容者ノ心理ニ關スル事項ノ調査研究ノ爲メ醫務課ニ心理考査室ヲ置キ囑託員ヲ配置シ別紙内規ニ依リ執務セシメ度候間可然御配意相成度候

心理考査室處務内規

一、心理考査室ニ於テハ收容者ノ心理ニ關スル事項ニ付調査研究ヲ掌ル

二、衞生官ハ行刑局長ノ命ヲ承ケ調査研究事項ヲ決定シ執務ノ順序方法及時期ヲ指示シ職員ヲ督勵ス

三、囑託員ハ調査研究事項ヲ分擔シテ各其ノ職務ニ從事シ每月一回衞生官ニ對シ調査研究ニ關スル事項ヲ報告シ相當指揮ヲ承クルモノトス

四、心理考査室ニ日誌簿ヲ備ヘ置キ日々ノ重要事項ヲ記載シ每週一回刑務所長ノ檢印ヲ受クヘシ

五、考査室ニ於ケル器具、器械、書籍其他ノ備品ハ囑託員ニ於テ分擔整理シ醫務課長ニ對シ保管ノ責ニ任スルモノトス

六、囑託員規定ノ日ニ出勤スルコト能ハサルトキハ醫務課長ヲ經テ刑務所長ニ屆出スヘキモノトス

◎行刑局事務分配變更ノ件

（司法省行刑局行祕甲第七二號）

昭和十一年三月二十八日

行刑局事務分配内規

一、事務分類中左記ノ通リ追加シ以下順次番號繰下ク

衞生

（2）收容者ノ心理考査ニ關スル事項

二、事務分配

（一）局務掌理　庶務會議司掌　局　長　榎本、布施屬

（二）施　制　岡書記官　寺光、横山屬

（三）刑　務（兼）

(1) 一般事務　中尾書記官　寺光屬

(2) 東京控訴院管内　岡書記官　寺光屬

(3) 名古屋、廣島、長崎控訴院管内
中尾書記官 (宮城屬(名古屋、長崎)
(福山屬(廣島)
(4) 大阪、宮城、札幌控訴院管内
清原書記官 小野崎屬
(5) 少年及準少年受刑者ノ假釋放
森山書記官 宮城屬
(四) 思想(思想犯人ニ關スル事務)
大竹書記官 福山屬
(五) 經理 (1)
岡書記官 (牟田屬(豫算編成、俸給諸支出金營繕費豫算等)
(横山屬(事務費)
(2) 中尾書記官 島田屬(收容費ニ關スル事務)
(六) 教化 清原書記官 荻生、島田屬
(兼)
(七) 作業 中尾書記官 山崎屬、田澤囑託
(八) 衞生 芥川衞生官 野崎囑託、松富屬
(九) 指紋 芥川衞生官 鹽見、久保田、河西技手
野崎、廣田屬
(一〇) 統計 清原書記官 中林、天津屬

(二) 巡閲 各書記官、衞生官

備考
一、局長ニ於テ指定スルモノニ付テハ前各項ノ限リニ在ラズ
二、他ノ主管ト關係アル事項ニ付テハ互ニ協議ヲ要ス

高等官一同會議 (毎週火曜日及木曜日午前十時ヨリ)

三、代理順序

森山書記官 大竹書記官
芥川衞生官 中尾書記官
岡 書記官 清原書記官
大竹書記官 森山書記官
清原書記官 中尾書記官
中尾書記官 岡 書記官

我國體の本義と憲法第五十七條 (下)

東京控訴院檢事長 金山季逸

本文は金山檢事長が二月刑務官練習生に對し講演されたものの筆記である。文責はすべて記者にある。

(五)

國法學の講義をなすに當り、日本の法學者は世界各國に共通する國家の概念を借り來り、國家といふものはかくの如きものなりと決定して、それを以て日本の憲法の解釋にも當てはめやうとした、その點にそも〳〵の誤謬があつたのであると思ふ。卽ち西洋の學說に從つて、かれ等は國家といふものはかやうなものである日本國も亦國家なるが故に、日本國の概念もかやうに解釋すべきであると、三段論法式に說明したのであるが、それが間違ひであつたのである。一言でいへば、共通の理論を特殊の國に當てはめやうとしたことが間違ひなのである。元來概念といふことは共通の要素を抽出した思想の形であつて、從つて概念には特殊性といふものは含まれてゐない。特殊性を拔き去つたものが概念なのである。それ故抽象的な國家の概念を土臺として、日本の國を論ずることは、多くの場合、日本の特殊性を見逃す結果となる。況してや、西洋の學說としての國家の概念は、西洋各國の國柄を土臺として抽象され來つたものであるから、西洋各國の國家を論ずる場合には或は相當ツボにはまる點があるかしれぬが、日本の如き特殊な國柄に對しては、うまく當てはまるわけがないのである。尤も英國でも米國でも、その他各國ともそれ〴〵の特殊性がある。若しそれ〴〵の特殊性といふものがなかつたならば各國はみな同一の國家となつてしまふ。概念そのものが、具體化したやうな一律的な國家となつてしまふ。特殊性を除いて、國家を論ずることそのことがすでに誤なのである。西洋各國とは大に趣を異にしてゐる日本國を論ずる場合には特にさうである。憲法の第一條には「大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」と明記してあり又第五十七條には「天皇の名に於て」と明記してある。それ等を見ても、日本が、西洋各國ともちがつた特殊の國であり、歷史傳統からいつても、國民の信念からいつても、天皇が統治權の主體であることは殆んど議論の餘地がないのである。法學者はこの儼として存する日本の特殊性を見落してゐ

るのか。見落してゐないとすれば、餘りに國家の概念に囚はれすぎて、日本の國體に對する觀念を學問の中に盛れ切れなかつたのであらうか。何れにしても、日本の憲法を解釋するに當つては、概念法學を以てしては正鵠を期し難いのである。各國に共通な國家の概念を、直に日本の國家にも當てはめやうとするのは無理である。國民意識がこれを反撥するのは當然のことである。その意味からいつて、憲法第五十七條が一天皇の名に於て一と規定してゐるのは大に意味深長である。單に司法權の獨立を規定したものとのみ解釋してはいけない。日本の國體の特殊性を、この規定は強く高調してゐるのである。日本の憲法の精神並にその一々の條文の意義を正確に把握し得るものならば、到底天皇機關説に左袒することは出來ないのであらう。

（六）

天皇機關説が日本の國體に合致せず從つて、日本の憲法を解釋するに當りこの學説を採用すべきではないことは以上述べた通りであるが、しからば、天皇機關説の土臺を示すところの國家法人説をも併せて否定し去るべきであるかどうか、これが一つの問題である。國家法人説を否定しても、前にいつたやうな法律制度の説明等に差支へないかどうか、上杉博士の説く、國家を單なる人間の團體と見て、それで國家の説明がつくかどうか。問題はいろ〳〵と出て來るのである。

これ等の問題を考へるに當つて、第一に當面する難關は前にもいふ如く、第二は國際關係の問題である。即ち國家が財産を有し、借金をすることは、國家を法人と見て始めて説明が可能なのである。國際條約の關係に於ても同樣である。少くもこれ等二つの關係に於て法律上の説明を合理化するためには、國家法人説を否定することが出來ぬやうに思へる。天皇機關説を否定するはいゝがその生みの親である國家法人説をも併せて否定し去るときは、恐らく天皇機關説の如きは、日本の國體に對する法律關係をいかに取扱つたらいゝか、問題はそこにある。

現在の法制に於ては、少くも會計法に關する限り、或る場合國家が權利義務の主體であることは否むべからざる事實である。國家は國有財産を有つてゐるし、又公債を發行する。又歳出歳入に於て金の使ひ途を決定することが出來る。國家は何故にさうした能力を有つてゐるのであるか。上杉博士の説くやうに、國家を單なる人間の團體とのみ見たのでは、法律上さうした能力を有ち得ない筈である。これはどうしても、國家を一つの有機體なりと見、法律上の人格を有するものと見なければ、即ち國家法人を否定しては、法律上の説明が行きつまつてしまふのである。國家を法人と見ない上杉博士の説が、天皇機關説から一本參つて、一寸敗北の形と見えたのもこの點に弱味があるからである。若し上杉博士の説がその點の説明に支障を來さなかつたならば、恐らく天皇機關説の如きは、日本の憲法學説としてあのやうな勢力を有ち得なかつたのであらうと思はれる。しからば國家法人説は、現制度の解釋上どうしても容認しなければならぬのであるか。それについては私はかう考へてゐる。憲法第六章の會計に關する規定を見るに、國家の財産的方面を現す言葉として特に國庫といふ用語が用ゐられてゐる。國庫とは財産關係から見ての國家の一つの反面であり、一つの作用である。勿論國家は財産を所有し、公債を發行することが出來るが、それ等財産關係の關する限りに於て、その權利義務の主體は、全體としての國家にあらずして、財産的方面を代表する意味に於ての國家——國庫であると見ることが出來る。從つて少くも國庫は法人でなければならない。財産上の權利義務の主體であるがために、法人たることを必要とするのである。國家全體を法人と見ずとも、國庫だけを法人と見ることは差支ないことである。全體としての國家そのものは法人ではないが、國家の一面の作用としての國庫は法人であると思ふ。即ち國家の會計上の働き、財産を有つたり租稅を徴收したりする關係に於ては、即ち國庫としての作用に關する限り、國家は法人であると見なければならない。言ひかへれば、國家から國庫だけを引き離してこれを法人と見るのである。さうだからとて、全體としての國家そのものまでも、法人としなければならぬ理由はないのである。かやうに解釋すれば、國家を法人と見ねば會計法上の説明がつかぬといふ國家法人説の論據が少くも一部的には崩れて來るのである

次には國際間の條約問題である。國家と國家とが條約を結ぶのは、國家が一つの有機體であるからであり、永久の生命を有する法律上の人格者であるからだとの説にも一理はある。日露戰爭は、人格者同志の戰爭であるといふことは説明の便宜としてまことに都合がよい。しかしこれは、國家を法人と見ねばどうしても説明がつかぬといふものではあるまいと思ふ。必ずしも法人と見ずとも、一つの

團體が他の團體と條約を結び、又戰爭したと解釋して差支ないものと思ふ。さういふことは事實いくらもあり得ることである。青年團が青年團と約束し、蠻人部落が蠻人部落と戰爭するなどいふことは事實上、行はれてゐる。條約や戰爭の關係は、財産上の關係とは自ら異つてゐる。國家は一個の團體として條約を結び戰爭をなし得る。法人でなければそれ等のことが出來ず、又その解釋がつかないといふ理由はない。勿論條約を結べば天皇の御批准があつて國民はこれに服從しなければならぬ。條約は、國民に對し憲法上法律上同一の效果を有つてゐるのである。國民はそれを遵守するの義務がある。又戰爭を開始するに際しては天皇から宣戰の布告がある。その際、國民は何れも矛を取つて出て戰ふの義務がある。それ等は天皇陛下への奉公であり、國民としての義務である。必ずしも國家法人說を持ち出して來ずとも、結構解釋のつくことである。要するに、國家法人說は、論理的には筋が立つてゐて、會計法その他の法律制度を說明するには都合がよく、役にも立つ。しかし財産關係を除いては、必ずしも國家法人說を借りて來ずとも、說明に困りはしないのである。そこで財産關係を代表する國家の一面、即ち國庫だけはこれを國家から切り離して法人と見る、といふことだけに止めておき、全體としての國家は法人にあらずと斷定して差支ない。憲法が特に國庫といふ文字を使用し、國家の一つの作用ではあるが恰も別個の人格を有するもの〻如く規定してゐるに見ても、その邊は消息を伺へるのであるまいか。

（七）

かやうに國家法人說は必ずしも絶對の眞理ではない。國家法人說の强味とするところも、他の方面からの說明によつては必ずしもこの說を支持し得ない。國家法人說を否定され〻ば、その土臺の上に築かれたる天皇機關說も、亦崩壞せざるを得ないことになる。これは當然の次第であらう。天皇機關說はまことに砂上の樓閣である。かくの如くして少くとも日本憲法の解釋に於ては、國家法人說並に天皇機關說は採用さるべきものではない。天皇機關說は餘りに概念法學に囚はれすぎてゐる。日本の憲法は日本の國體に基いて制定されたものであるから、日本の憲法を說明する學說としては天皇機關說は適當である。論理の構成は立派であつても、肝腎の國情國體と相容れないのでは何ともいたし方がない。手取り早くいへば、天皇機關說は日本人の頭にはピンと來ない。日本人の信念は西洋流の理窟を端的に反撥するのである。

國家を法人と見ないとすれば、では國家とは一體いかなるものであるか、國家の本質如何——といふことになる、これは學問上なか〳〵六ケしい問題で、この席上で簡單に片附けてしまふわけに行かない。しかし、大體國家の觀察としては一定の領土があり、一定の人民があつて

一個の統治權の下に結合統治されてゐる團體であるといふことが出來る。その意味に於て支那が果して國家であるかどうか、議論の出るところだらう。支那は一定の領土を有し一定の人民を有するも、一個の統治權の下に統治されてゐない。それでは國家としての條件に缺けてゐる。支那との戰爭は國家と國家との戰爭といへないなどいふ議論も出た位である。しかしそれは支那の現狀を見ての話で、必ずしもこれが永久的の現象でもあるまい。いつかは完全に統治さるゝ日もあるものと見なければなるまい。さうすれば勿論完全なる國家たるを失はない。國家といふものをさやうに解釋して、しからば統治權の主權は何人か、といふことになると、それはその國の國情によつて決まる。若くはその國情を法文化した憲法によつて決まるといつてよからう。一人の君主にある國もあれば、國民全體即ち議會にある國もあれば、又特別の貴族階級が統治權を有つてゐる國もある。そこに國の特異性がある。米國は英國から獨立したとき、國民が互に相談して一國を形作つた。それ故合衆國といふ。これは契約に基くものである。又野蠻人を征服してそこの王樣となり、國を作つたものもある。かやうに國の成り立ちには いろ〳〵な場合がある。統治權の主體も從つて區々である。我日本國は、契約によりて出來た國ではない。又征服によつて王樣となつた國でもない。又人民から選ばれ委任によつて君權が成り立つたわけでもない。又中世紀に於ける歐洲のある國王のやうに神意に基いて主權者が出來たといふわけでもない。又支那のやうに天の命によつて王となつたのでもない。支那では世襲の君主があるわけでなく、有德の人が天の命によつて、君主となるといふ思想である。堯の次に舜が王位に即き舜の次きに禹が天下に號令してゐる。血統によるのではない。有德なるが故に天に代つて天下を治むるのである。いはゆる禪讓放伐の思想がこゝに於てお こる。天の命を革むるこれを革命といふ、で易世革命は支那の歷史の根幹を成してゐる。今日では民國といふことになつてゐる。從つて西洋や支那は統治權の所在が區々である。ひとり日本だけはさうでない。日本は天照大神の神勅に仰せられたやうに、神化以來、未來永劫にわたつて天照大神の御子孫の治めます國である。從つて寶祚の隆んなることは天地と共に窮りなき國である。日本國は、皇室を大宗家として、それから岐れ榮えて來た一大家族國である。萬世一系の天子が、飽くまでも日本國の大親であり、統治者であらせられる。これは誰れがさうしたといふわけでなく、自然發生的に國の成り立ち、歷史がさうなつてゐるのである。同時にこれが日本國民の信念であり、絶對無二の國體を形作つてゐる所以である。いくら國民中に有德の士があつたとて、國の親に代ることは出來ない。國民が君主に權力を委任したのでないから、國民は我儘をいつてはいけな

い。委任による君主なれば、氣に入らなければ取り代へることも出來やうが、日本ではさやうなことは勿論想像だも許されない。同時に君主の方でも、國民を見ること赤子の如く、代々厚く仁慈を垂れさせられてゐる。君は民を愛し、民は君を慕ひ奉ることによつて、光輝ある三千年の歷史が保たれて來てゐるのである。雄略天皇の勅語の中にある一義は君臣にして情は父子一とはこの關係を申されてゐるものと拜察する。日本の君民の關係に父子の關係なのである。日本の歷史には隨分亂暴な人間もあつたが皇室に對しては弓を引いたものはない。多少不心得なものはあつても日本國家の法則は直にこれを排斥してしまふ。武門が權力を握つても皇室の下に於て、天皇の御委任によるものである。かうした國柄にあつては、天皇は絶對の御存在である。皇室最初にあつて國民が出來たのである。皇室の御仁慈なる治下に國民がその生を享けてゐるのである。國家の統治者は天皇であらせられる。天皇は飽までも統治權の主體である。これが歷史であり傳統であり、國民の信念である。日本の憲法はこの事實と信念とに基いて制定されたものである。從つてこれが解釋も、又これに基いてなされなければならない。天皇機關說の如きは正しくこの精神に背馳するものである。根本の精神に於て國體と相容れない學說は、いかに論理的に好ましいものであつても、日本憲法の解釋としては殆んど無意味である。否、有害である。況んやその理窟に於てさへも、天皇機關說はすでに國家法人說が成り立ち得ないとすれば、砂上樓閣にもひとしいものである。思ふに日本は、明治維新後、西洋の學說を殆んど無批判的に輸入した。論理と筋道の正確さに引きづられて一も二もなく、有り難いものと思ひ込んでしまつた。そしてさうした學說が長い間學界を支配してゐた。しかし國民にして深く自國の國柄を反省し西洋輸入の學說に再吟味を加へて來れば、それ等の直譯的の學說が、たゞに國體上からばかりでなく、憲法の精神からも又法理上からも、まことに不都合なものであるといふことを發見するであらう。國民は我國體の本義に對し深き認識を把握すると共に國體と相容れない學說に對しては、よく再檢討再吟味を試みて、斥くべきは斥けなければならない。近頃國體明徵問題が八ヶ間しく論議せられたのも故なきでないと思ふ。偶々明徵問題の起つたのを機緣として聊か所見を述べて諸君の御參考に供する次第である。

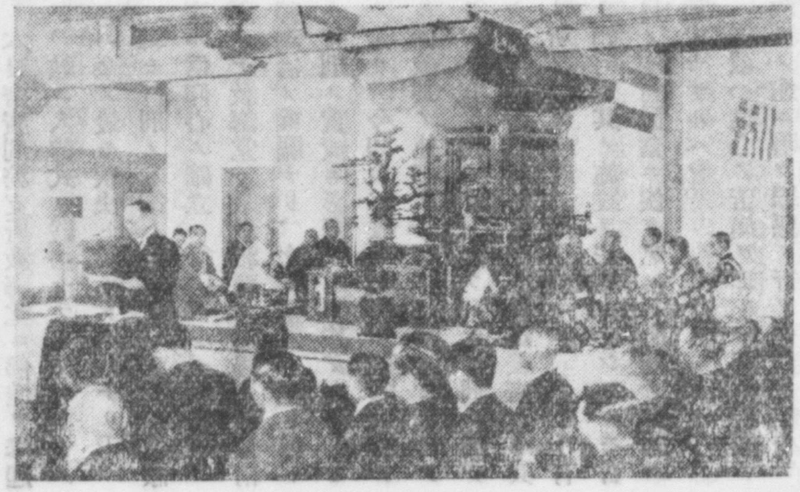


刑務所だより

帶廣刑務支所に於ける入佛式

帶廣刑務支所では教誨堂は昭和二年新築落成せしも、御本尊は十勝監獄當時よりの御繪像を奉安せし爲め、多數者の禮拜には不適當の觀ありし處、今回之を統內原野泊込所教誨堂に移し奉り新しく大谷派本願寺より御木像の御本尊並に佛具一切の寄贈を受け、去る三月十五日大谷派北海教務所長大照德順師導師の許に之が入佛式を盛大に擧行した。

當日は天氣極めて晴朗にして當季節としては稀なる好日和に惠れ、北海教務所長大照德順師をはじめ帶廣區裁判所檢事、帶廣市長、十勝支廳長、帶廣東西本願寺別院輪番其他保護團體關係者、各宗僧侶三十有餘名の來賓を迎へ、五人の伶人の奏する典雅なる音樂裡に午後一時より式は開始された。



佛前には大谷派本願寺寄贈の供物を典し燈火燦然として之に映じ、香煙徐ろに立ち昇る中に讀經は始められ場內は肅然法要が終れば次で高橋釧路刑務所長の式辭、行刑局長の讀辭、大谷派宗務總長の祝辭、帶廣市長の祝辭、十勝支廳長の祝電の朗讀等の後に、大照德順師の「信仰による社會生活」と題する熱烈なる講話があり、參集收容者一同はこの盛典を眼前に拜し、齊しく佛陀の慈光に浴し懇切なる信仰談を聽取し、感銘一入深く未だ曾つて見ざる敬虔なる光景であつた。

式辭

本日玆ニ御本尊ヲ奉迎安置シ貴顯紳士ノ御貴臨ヲ忝フシ、入佛慶讚法要ヲ盛擧シ得タルコトハ本職ノ最モ欣幸トスル所デアリマス。

惟フニ行刑ノ基調ハ教化ニアリ、教化ノ中樞ハ宗教的信念ニ基クモノニシテ教誨堂ノ完備ハ等閑視得ザル所デアリマス。大谷派本願寺ニアリテハ夙ニ意ヲ之ニ注ギ其ノ功績尠カラズ世人ノ敬表ヲ表スル所ナルニ、而シテ今亦御本尊並ニ佛具ノ御寄贈ヲ受ケ且ツ此ノ式典ニ際リテハ北海教務所長大照德順師ノ御參勤ヲ辱

フシタルコトハ斯業ニ携ルモノ、深ク感謝スル所デアリマス。

顧ミレバ世ハ聖代ノ恩澤ヲ受ケ萬民齊シク皇化ニ浴スト雖モ内ニ我見我情ニ執レ顚倒ノ忘想ニ沈ミ不幸刑律ニ觸ル者アルハ恐懼ニ堪ザル所デアリマス。

然ルニ佛陀ハ悲知圓滿ニシテ所有衆生ヲ救濟スルノ妙願ヲ建テ一切ノ罪障ヲ消滅シ安養ノ樂土ニ導キ賜フト聞ク、今玆ニ如來ヲ迎ヘテ奉安スルニ其ノ福祿巍々トシテ慈光徹照シ賜フアリ、此ノ恩容ニ接シ此ノ慈顏ヲ拜スルモノ必ズヤ邪見ヲ驅シ正見ニ歸シ相互感謝ノ念ニ醒ルモノアルヲ信ジテ疑ハズ、收容者諸氏ノ前途ニ一道ノ光明ヲ寄與セラレタルコトハ洵ニ隨喜措カザル所デアリマス。

希クハ收容者一同ト共ニ之レ一遍ニ聖代ノ恩澤ノ然ラシメ賜フ所ト拜戴シ益々至誠奉公ノ志ヲ厚クシ遷善改過ノ實績ヲ顯シ廣ク社會一般ノ期待ニ添ハンコトヲ切望シテ止マザル所デアリマス。

聊カ蕪辭ヲ述ベテ式辭ト致シマス。

昭和十一年三月十五日

釧路刑務所長　高橋健

讃辭

本日帶廣刑務支所教誨堂ニ佛像ヲ奉迎シ、玆ニ入佛式ヲ嚴修セラルヽニ至リタルハ余ノ最モ欣快トスルトコロナリ。

聊モ行刑ノ本領ハ教化ニシテ教化ノ徹底ハ信仰心ノ確立ニ待タザルベカラズ。而シテ教誨堂ハ宗教教育ノ道場ニシテ精神陶冶ノ機關ナリ、之ガ整備スルト否トハ行刑ノ實績ニ影響スル所甚ダ大ナルモノアリ、今回大谷派本願寺ハ莊麗端嚴ナル佛像其ノ他佛具一切ヲ寄贈セラレタリ、時宜ヲ得タリト謂フベシ、刑ハ刑ナリ。庶幾ハ無漏ノ慧燈ヲカヽゲテ濁世ノ迷闇ヲハラシ以テ教化ノ實ヲ擧ゲラレンコトヲ望ム。

一言以テ讃辭トナス。

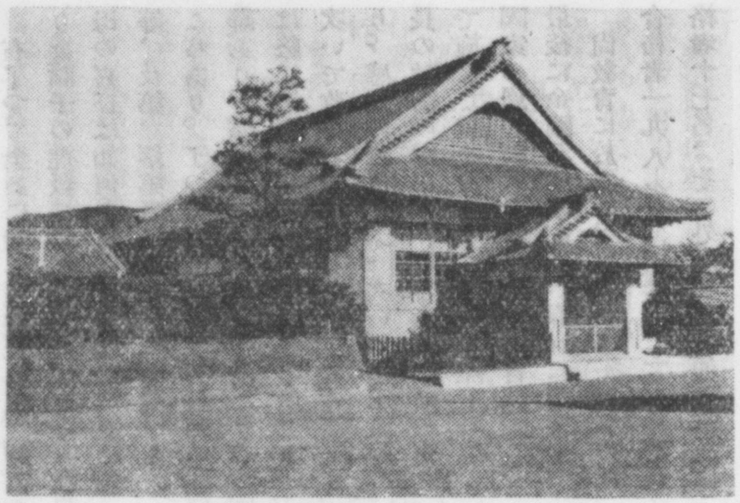
昭和十一年三月十五日

行刑局長　岩松玄十

武道場落成式並に記念武道大會概況

奈良刑務所

當所の元演武場は明治四十年の建物なりしが一昨年の大風に倒壊せしに依り、總工費四千八百餘圓を以て昭和十年八月復興の工を起し爾來營々工を進め本年三月竣工を見るに至りしを以て、先づ道場内に鹿島、香取、春日の大神を勸請し、三月廿日官幣大社春日神社宮司祭主となり和田所長以下職員參列の下に莊嚴なる奉鎭の祭典を營み、翌廿一日春季皇靈祭の日を卜し記念武道大會を開催した。



當日午前十時木の香に勾ふ新道場を裝飾し、神殿に山の幸海の幸を供獻し、先づ新道場の落成式を行ひ、引續き和田所長の開會の辭を以て記念武道大會の幕は開かれ、元氣潑溂たる當所職員の柔・劍道紅白試合を華々しく展開し、午後一時より大阪（北區、和歌山支所ヲ含ム）京都、神戸、姫路、滋賀の各刑務所及奈良、郡山、柳生の各警察署並ニ奈良郡山各中學校、奈良師範學校生徒等招待選士と當所職員の對抗試合を行うた。

この日細雨を混じたる白雪霏々としても恰も古都寧樂を清淨するが如く、春寒料峭恰好の練武日和とも謂ふべく、各選士は意氣弁天、互に妙技を揮ひ、玄妙を盡して正々堂々覇を競ひ、克く武道精神を發揚し午後三時四十分盛會裡に各試合を終へた。

因に本日の重なる來賓は森檢事正、佐藤裁判所長、征木檢事、青木判事、其他判檢事、齋藤警察部長、北河原男爵、京都、神戸、滋賀、姫路、北區、和歌山各刑務所長、奈良警察署長、木本聯合保護會長等約五十名にて始終熱心に觀戰せられ、この意義ある記念大會に光彩を添へられたことを感謝する。

進級告知式及び花祭狀況

川越少年刑務所

昭和十一年四月三日神武天皇祭の吉日を卜し、教育教練に關する春季進級告知式を嚴肅裡に擧行す。遲れ勝ちなる氣候に櫻花は未だ綻ぶに至らず。剩さへ夜來の雨さへ蕭々として降りしきるうちに教誨堂御佛壇の前に國旗を交叉し、國旗の下に收容者全部參集して時の到るを待てり。

午前八時半大庭教師の開式の辭に始まり先づ畝傍山陵に向ひ一同遙拜、ついで一同國歌を齊唱し教育勅語は高らかに所長により捧讀せらる。ついで一同は勅語奉答歌を謹唱し、了つて各擔任教師は教育及び教練の進級者の姓を呼び上ぐ。呼ばれたるものは各自起立敬禮を爲し、次いで十二名の教育優等者に對し所長より賞狀、賞品を授與せられたり。尚教練優

等者十三名並に教育に於ける努力の效果著しきもの八名に對し、夫々所長より特に賞讃の辭あり。

右了つて全員に對して所長の訓辭あり。諸子の進級に對し家庭に居らるゝ父母の喜びは如何ならんと冒頭し、更に優等、及第、落第者に對し夫々激勵するところあり。了つて教師總代柴田教師の祝辭あり。學の貴きこと、理想のなきものは終に滅ぶと結び將來を戒むる所あり。次いで收容者總代として終了者の答辭あり。感謝の意を述ぶ。次いで小玉教務課長の教誨の辭あり。收容者が如斯教育まで施して戴けるは、これ全く陛下の惠、國家の恩の廣大なるに基ける旨懇諭し、最後に金剛石の歌を唱へ靜肅に閉式す。

尙教育に於ては受驗人員二一五名の內合格者一九八名（內優等十二名）、不合格者十七名、その外病氣其の他の事故により受驗せざるもの八名、未教育者二十二名。教練に於ては進級者二六三名、滯級者二十七名なり。

× × ×

四月八日釋尊降誕の聖日川越少年刑務所では少年囚の宗教的情操涵養の目的で盛大な花まつりを催した。

此の日朝來の花曇り、和かな春靄につゝまれた夕陽の光も大聖釋尊誕生の奇瑞を象徵するかのようで花まつりに相應しい日和であつた。

午前九時入堂する收容者に一々東京花まつり聯合會から寄贈の花まつりカードを交付し全員入堂終つて所長室に安置された花御堂を一級收容少年十四名で捧持し市內四ヶ寺住職や教誨師の禮裝せる結象に供奉され靜々教誨堂に入堂すれば三百の收容者は一齊に絢爛たる造花に飾られた花御堂に眼を注ぎ、一時寂として聲なく敬虔の氣は堂內に充ち溢れた。

佛前には收容者のため寄贈された供物菓子袋四百、山の如く盛り上げられ、前面に白布の卓上には同じく寄贈の生花十鉢を飾り、美麗なる花まつりポスターや「出山之釋迦」の掛け軸等を掲げ、教誨堂內側には紅白の幔幕をさへ張りめぐらされて嚴の裡にも賑かであつた。佛前に花御堂安置され、泉所長訓示あつて小玉教務課長灌佛の式をとり行ふ、折から「花咲踊り」のレコードから輕快なリズムの流るゝ裡に、所長以下職員並に一級收容者の灌佛の儀終つて、教務課長導師にて先請伽陀、三誓謁讀誦收容少年の助韻も今日は一入莊重なものがあつた。

次で市內光西寺住職近藤多聞師の釋尊降誕に因む講話あり、師が病軀を押しての熱辯白眉も一入光を副へ、一語一語强き信念の迸りは一同に深き感銘を與へた。最後に佛教唱歌「慈悲なる御親」合唱し盛大裡に式を終り、佛前で記念撮影をなした。尙式後收容者には甘茶、菓子の供物が與へられたが、當所にては最初の試みとて少年收容者が釋尊の德を偲びつつ和かな信仰氣分に浸つた。

引續き午後四時より今回新に改築完成した川越就實園で、官舍並に附近一般人のため花まつり、子供大會を催し非常に好評であつた。

滿洲國便り

滿洲國は建國以來、鋭意司法制度の整備と司法法規の新定に努力してゐるが、その實蹟は甚だ見る可きものが多い。特に友邦の行刑制度の現狀と改善方策の一斑を知るために、こゝにその概略を摘記することとした。

物的施設の整備

既に監獄官制が公布され、監獄に文書、會計、需用、戒護、作業、教務の各科を設け、就中衛生施設の改良と作業の振興に力を注ぎ、病舍の新改築、衛生官、保健技佐、保健技士の任用を急ぎ、一路改善の實をあげてゐる。

また建國前は司法機關は軍閥の頤使の下にあつて、監獄の如きは廢朽にまかせられてゐたが、建國後はこれが新築、改修に意を用ひ近い將來には面目を一新することと思はれる。奉天外人監獄、撫順監獄等の新營、增築等も近く着手されるといふ。

人事の刷新

滿洲國の司法制度を確立するため最も必要にして又難事とするところは、司法人事の充實にあるので、司法部では、人材の登用、職員の養成訓練、人員の陶汰等に留意し、一路人事刷新に邁進してゐるがその主要なものをあげれば、

日人職員の任命　有能なる日人職員を主要司科に任用し、重要事務を掌理せしむると共に、滿人職員の指導訓練に當らしめてゐる。（次表參照）

監獄看守所現員調査　（康德三年三月十五日現在）

官名	新監獄 日人	新監獄 滿人	縣監獄	計
典獄	一七	一八	一八	一八
典獄佐		一〇	二七	二七
看守長	八八	七二		一六〇
所官及管獄員		一一	一一三	一二四
保健技士		一二		一二
教務官		二七		二七
作業技士	一八		一八	一八
主任守看	七五	二五二	一八七	五一四
看守		一、三二七	一、〇七一	二、三九八
作業助手	二	七五		七七
計	二〇〇	一、八〇四	一、三七一	三、三七五

日滿職員の養成及訓練　大同二年度以降司法部に獄制訓練所を設置し、日滿刑務官六十名を入學せしめ刑務の修習を爲さしめたのであるが、康德元年度以降これを刑務官訓練所と改め、日滿人刑務官の養成訓練をなしつゝある。

また康德元年度以降、每年看守長中より優秀なる者十

名宛を選抜して日本に留學せしめ、刑務官練習所及び東京所在の刑務所に於て理論並に實務の修習をなさしめてゐる。

これら留學生の歸朝後に於ける狀態をみるに、孰れも成績優秀であつて留學の徒爾に非ざることを證すると共に日本の文化に信賴するの氣風を生じてゐることは悦ぶべきことであらう。（滿洲國、法曹雜誌第三卷第三號より摘記）

司法政務次官及參與官の就任

新たに任命された司法政務次官野田俊作氏及び同參與官秋月種英子爵は四月十五日晴れの初登廳の後、大臣官舍に於て廳員一同に挨拶、今後政務官として司法部のために一路邁進される事となつた。次に兩政務官の閲歷について簡單に紹介することとする。

×



野田政務次官

司法政務次官野田俊作氏、氏が故大塊野田卯太郎氏の長男である事は周知の事實である。明治二十一年五月、福岡縣三池郡岩田村に生れ、大正二年東大法學部卒業、しばらく滿鐵に勤められ、辭職後は千葉縣、福岡縣等から選ばれて代議士となり、床次竹二郎氏の鐵道大臣時代には參與官の職にあつた。

×



秋月參與官

司法參與官秋月種英子、子は明治四十三年の京大法科出身で高橋文之助氏が司法省職員課長時代から、現東京控訴院長皆川治廣氏に亙つて職員課（現在の人事課）に屬官として四年間勤務され、その後貴族院議員として政界に立つことゝなり退職、以來貴族院に議席を置いてをられるが、從來司法部と貴族院との間に立つて種々斡旋されたことも多かつた。



讀者の頁

再社會化の再檢討

名古屋　島　英生

再社會化の本質から見れば、尠くとも受刑者が再社會化されたと謂ふ以上は、その受刑者が社會の大勢に合法的適應性を有する者でなければならぬ。然してその合法的適應性とは、刑務所内の環境に一時的變體的に適應したそれではなく、より普遍化され恒久化された處の永續的な適應性を保持するものでなければならぬ。しかし吾々が再社會化の意義を深く認識し、その本質に合致せしめんとする時、刑務所と謂ふ特定な場所に於て、限られた規則を形式的に運行し、機械的に時間的に押し出すやうな所謂刑務所タイプの空虚な人間を吾々は造り上げてはならないのである。若し現在斯様な人間を刑務所がドシドシ社會に送り出しつゝあるとしたらば、それは最早既に一顧の價値をも有さない有害無益な存在として、直に社會から排斥されるであらう。だから吾々はどうしても時代の實勢をより深く探究し、その時流に合流することの出來るやう受刑者の同化性を培つて行かなければならぬ。でないと刑務所内に於ける受刑者對役人間のみに成立する極めて無意義な再社會化が出來上る丈で、眞の社會人としての責任生活を確保することの出來る人間を培ふことが出來ないからである。

しかしながら從來の傳統的慣習を其儘踏襲し固守するような自在性に缺けた消極的退嬰思想も、現實的な教化思想として有意義なものとは考へられない。して見ると、どうしても矢張り吾々は時代思想を適當に加味しつゝ、しかも明朗性を帶びた穩健にして中正、公平にして妥當なる教化思想をもつて受刑者を改過遷善して行かなければならない。とまれ吾々は何時も社會一般の生活要望と時代の必然的要求とを洞察し、受刑者をしてこれに順應せしめるべく人格向上の涵養にこれ努め、決して不當な彈壓を加へたり、過當な權力を行使したりして歪曲された性格を築き上げたりしてはならないのである。ともすると御互は些々たる感情の行違ひや、微々たる意見の衝突等で無暗に神經を尖らし、機會ある毎にその人間を虐めに掛らうとする傾向あるやに見受けらるゝのは、洵に遺憾の至りである。この意味に於て今少し、部内刷新作用を活潑に行ひ、新生面を開拓し、新しい主張と新しい意氣とに燃えた若人が、一歩〳〵と更新の歩武を進めるの氣慨を有するのもあながち悪いことではなからう。

斯くして若し受刑者をして時代的に合

矯正図書館

法的適應性を涵養することが出來たとしたならば、今度は更に一歩を進めて世相即社會的環境をして、刑務所に於て再社會化されたと謂ふ受刑者は、眞の社會人として毫末も遜色なき眞人間であることを認識せしめるべく、積極的に社會大衆に向つて呼びかけて行かなければならない。しかして社會大衆としては、刑務所に於て再社會化されたと謂ふ受刑者を安心して歡迎し、受刑者亦この社會大衆の歡迎に背くことなくピッタリと同化し、しかして兩者が渾然融和する時、始めて吾々の要望する受刑者の眞の再社會化が可能となるのである。

然るに現今の我が國行刑思潮を大觀するに、餘りにも刑務所内に於ける受刑者對役人間の主觀情勞のみにその重點が注がれ、受刑者對社會問題と謂ふ極めて煩雜にして廣汎、重大にして必要缺くべからざる客觀情勞の認識が、これに伴ざるのみならず、只々保護團體の如きものにこれを委ねたきり、なんの施すべき術もなく拱手傍觀の體あるは吾々をして聊か奇異の念を抱かしめる次第である。聞く處に據ると來る十月一日以降法律として實施されると謂ふ思想保護法なるものは、相當有效適確なる施設内容のもとに、思想關係に依る釋放者並に執行猶豫者の保護觀察を行ひ、是等の人々をして思想的に生活的に社會復歸せしめるべく、國家自身が强制的に積極的に働きかけると聞くが、これが若し事實なりとせば釋放者全般に亙つても同樣の主旨のもとに、國家自らが働きかけては如何かと思ふ。併しこれに就ては相當程度の財政問題が伏在して刑務所内の科學設備さへも充分に施設することの出來得ない現狀より見て、直に實行を期待することは出來ないだらうが、兎角こうした氣持のもとに當局者がその方向に向つて精進邁進するの必要は確かにあるであらう。要するに吾々は井の中の蛙式に行刑を運營することなく、渺々たる大海を展望するの氣持で更めて再社會化の意義を根本的に再檢討するの時機に遭遇して居るであらうことを自覺しなければならぬ。

自辨品の購求に就て

横濱鈴木一郎

行刑累進處遇令がその各階級の受刑者に對し作業賞與金の一部を「自己の用途に使用することを得」と謂ひ放つたことは、確にエポック・メーキングなことであつた。これによつて受刑者は自己の生活の向上を翹望し、發奮努力の心を起すのみならず、愛物思想の美風を助長することであらうことは、否定出來ないことである。又慰安の擧い受刑者にとつては、自辨品の交付を受ける位嬉しくも樂しいことはないのである、物品の來る日を指折り數へる有樣は子供のそれにも類似するのであり、敎化的作用は蓋し鮮少ではない。

さり乍ら、自辨品の購入も矢張双刃の劍たる作用を有し、若しそれを濫用して

省みないならば、その弊害も亦少しとせぬのである蓋し濫なる自辨品の購求は、汗の結晶として、且つ釋放後の生活に資すべき、賞與金給與の趣旨を沒却するのみならず、若しそれ之を誤りて彼等に濫費を敎ふることにならんか、改善敎化の行刑上の根本精神に眞正面より衝突せねばならぬからである。

私は現在自辨品の購求に關しては、一二の刑務所の實狀を知るのみであり、整つた統計に依據せずして論を爲すは、早計の謗を免れぬであらうが、貧しき私の經驗に依れば、累犯者と初犯者の自辨品購入狀態を比較するに、前者は後者に比して、賞與金の謂はば使ひぶりがよく、一人平均購求價額の多いことは勿論、基本賞與金に對する購入價格の平均率も亦高い事實を知るのである。又財產犯人は然らざる者に比して多額の傾向あるを見るのである。

若しこれが誤りなきものとするならば、この事實は一體何を語るであらうか。彼等には往々裁判費用すら拂ふことを嫌ふに拘らず、惜しげもなく賞與金を使はんとする者がある。この心こそ彼等が釋放後再び罪に陷る一原因ではないか。否有力な原因でなくて何んであらう。

私は不當に自辨品の購求を制限して該制度の趣旨を滅却することを是認するものではない。たゞこの制度の運用が如何に單純なものでないかを痛感するのである。それと共に臆測せられるのは、受刑者の社會適應性は、累進の測定に方り、やゝもすると考慮を拂はれないであらう所の、自辨品の購求を通じて、よりよく洞見せしめらるゝにあらずやと謂ふことである。

累進處遇と受刑者觀察に就きて

岡山明石直太

累進處遇令に於て階級の累進に連れて其の處遇を緩和し優遇する所以は、優遇せんが爲の優遇に非ずして、彼等の社會的自覺に基く責任行爲の認容とその自發的努力に對する當然の代償であり、亦之を助長誘發せしむる敎育的手段である。故に彼等優遇の前提を爲すものは彼等の絶對的責任行爲であり、又之が決定をなすものは刑務官の科學的觀察と僞りなき良心の判斷に依る累進決定である。

されば公正を得たる累進決定こそ累進處遇の基本的決定をなすものにして、之を誤る時は到底行刑敎化の敎育的効果を期待する事は不可能である。

今刑務事故を大別して一般受刑者の爲す事故と「上級者が自己に與へられたる優先的地位及物件を惡用して爲す犯則」に大別する時、近時著しく後者に屬する犯則行爲の增加的傾向のある事を見逃す事は出來ない。

もとより、如何に戒護の徹底を期し敎育の最善を盡すと雖も、社會に犯罪の絶えない樣に、刑務所内に於ける犯則行爲の絶滅を期する事は或は困難であるかも知れない。然し乍ら之を調査考察する時、其の原因が制度の不備と設備の不完全に因る事は稀であり、概ねは戒護者の

注意の至らざるか、或は之を過信する事に依るものである。

又例ひ、制度若くは設備の不備に起因する事ありとするも、法を用ひ、制度を生かし、設備を活用するものは人である故に、その依りて來る所以も亦之を刑務官の過誤に求めなくてはならない。殊に前述の後者に屬する犯則の如きは、一に刑務官の彼等に對する性情判斷の杜撰と、教育的技術の未熟乃至はその感念の未成に依るものと言はなくてはならない。何となれば世に謂ふ「恩を仇で報ゆる」樣な無自覺、無責任な行爲を敢へて爲すが如き彼等は、作業成績如何に優良なりと雖も、その性狀に於て上級者たるの資格を缺くものである、卽ち此の修養の至らない非社會性を多分に抱懷する彼等を上級者に進級せしめ之を優遇する時は「狂人に刃物を持たし」、「虎を野に放つ」と同樣の結果を招來するかも知れない事は豫め想像し得る事たるのみならず、之に依りて行刑の教育的効果を阻害する事極めて大なるもの有るが故である。卽ち之を極言すれば、之の種犯則の根絶は理想的累進決定に依りてのみ期待し得るものなりと言ふ事が出來る。

然し乍ら刑務官も人である以上絶對に過ちなきを期する事は出來ないであらうが、可及的効果的審査方法に依りて、之が決定を爲すべきである。

彼等は概ね世故に通じて居るが故に、兎角詭辯を弄して巧みに自己を詐り、人を瞞着する僞善的行爲多く、面從腹背の徒亦尠しとしない。然し乍ら「隱すものは現るゝ」の喩の如く、如何に表面從順にして饒舌であり怠慢で有り傲慢であるを裝ひ實直らしく働くと雖も、その一擧一動を仔細に綿密に注視する時、必ずや何等かの機會に眞の性狀を露はすもので有り、凡そ共同禍祉の增進を目的とし、社會生活適應性の涵養を使命とする行刑教育の本旨に悖る事甚だしきものと云ふべきものと云ふべきである。此の弊害を除去し、累進處遇令をして眞の教育的處遇令としての實績向上を期さんが爲めには、形式的行刑を廢除し感情に拘泥せず、科學智識の應用と、僞りなき良心の判斷に基く可及的多角的觀察の實を擧ぐべく、更に之をより効果的ならしめんが爲めには、行刑の第一線に働く全刑務官の自覺と協力一致の努力に待つの外ないのである。

之を要するに、全刑務官が克くその主旨を體し教務、醫務、作業、戒護等の區別なく、自己の本分に向つて眞摯な努力を致す時、其處に始めて科學と理論と實際の三者相倚り相扶くる眞の多角的觀察の効果を期待し得るものではあるまいか。累進決定の基礎をなす觀察を輕視して外面的形式に拘泥し處遇の根本義を謬り、而も徒らに上級者の增加とその質の低下を嘆くが如きは、眞に盡さずして需むる愚の至りと云ふべきである。

斯くありたい心境

滋賀　H

常に緊張した生活態度は吾人の人生をより生かしめ向上せしめ發展せしめるものであります。しかし乍ら不斷の緊張と謂ふ事は、固くなつて居れと云ふのではなくして餘裕綽々たれ、と云ふ事があらうと思ひます。『滿を張つた弓は最早矢を發たれる而已』にて、事に處して善處する彈力性を持たないものであります。

故に吾々人生々活に餘裕を持つと謂ふ事程大切な事はないと思ひます。餘裕ある生活態度と云ふ事は『靜中に動あり』、『動中に靜ある』態度を指すのでありまして、卽ち區々たる小事に動かされて無い平靜な態度の中に脈々、流々已まい血潮は、事に處して自己の全生命に變へ得る態度の心境であります。『風、粗竹より來り、風過て竹聲を留めず。雁寒潭を渡りて、雁去つて潭影を留めず』と云ふ事があります。

誠に斯の如き心境を吾々は常に持ちたいものであり日常練磨の糧としたいのであります。平常はシンとした寂寥、そのものゝ如き靜かな感じがする竹林も、風が何處ともなく吹き來る時は竹はサラ〳〵〳〵と聲を立てゝ之に應ずるが、風が過て後は元の靜寂に歸り一見空虛なるが如くであります。雁が月明の湖上を渡れば明鏡止水の湖面も、波立つが如く其の影を映ずれ共、雁去つて元の靜明な潭に返るのであります。實に靜中に動あり動中に靜ありとは、斯くの如きものであらうと思います。卽ち彈力性ある生活態度はかくの如きものであります。此の餘裕——彈力性——を涵養するには如何にすべきか、卽ち新鮮なる血潮を浪費してはならないのであります。吾人は血潮の現實を視る時は、一滴の大切な事は百も承知であるが、然も現實の象に現れない血潮の浪費は敢て顧みないのであります。所謂無意味な所に力を入れて居るのであります。例へば『散步の途中犬に吠えられて無性に生命を賭しても追かけ、憤激する樣な類似行爲』であります。

吾々は常に人々受刑者に接して人生を造り上げる義務を國家に負擔してゐるのであります。しからば一滴の血潮もなほざりにしてはならないと共に、常に溢れる血潮を持して吾々の大きな努を悠々遂行して行き度いものであり、自彊進取積極的練磨行の人となりたいものであります。こゝには妄動も右顧左眄も躊躇もなく、永遠の吾々の生命なる行刑教化の理念に向つて、ひたぶるに步み續けたい事であります。



海外異聞錄

◇「世紀の犯罪」リンデー二世誘拐殺害犯人ハウプトマンの死刑執行

有罪か無罪か、さすが米國犯罪史にもかつてない不可解な事件といはれるリンドバーグ大佐愛兒誘拐殺害事件も、三月三十一日確定犯人ハウプトマンの死刑によつて遂に幕がしまるかと信じられてゐたが同日死刑執行の瞬間、突如として再び知事から死刑執行延期命令が發せられ、全米國はこの思ひがけない結果に驚かされた。「世紀の犯罪」と呼びなされるこのリンデー二世誘拐事件の犯人ハウプトマンは、最後まで無罪を主張し續けてゐたが、いよ〳〵最後の日となつて氣力も失せ、獨房で食事も取らず死の瞬間に怯えてゐた、そして午後になると電氣椅子に乘る掟として頭が剃られた。彼はすつかり落つきを失つたもの丶如く獨房を右往左往したり、ドイツにゐる母親に最後の手紙を書いたり、慌しい氣分のうちにたうとう最後の瞬間が迫り、いよいよ電氣椅子へ！　と覺悟したところへ再び死刑延期の命令が發せられたのである。

世界に轟くリンドバーグ大佐の愛兒が誘拐されたといふ超大ニュースが世界の民衆の耳を疑はしめたのが四年前の三月一日、爾來二ヶ年間リンドバーグ大佐は身代金五萬圓を詐取され、愛兒は死體となつて現れたが、犯人の影も形もなく事件は迷宮入りした。ところが一九三四年九月十九日に身代金の札の番號から足がついて、問題のハウプトマンが犯人として逮捕され、それから審理に一ヶ年を要し、昨年三月には百萬ドル公判といはれ米國法曹會未曾有の大豪華版がトレントンに開かれハウプトマンは遂に死刑の判決を受けた。しかしハウプトマンが頑として無罪を主張し物的證據にもいま一つの不充分なところがあつて、彼が事件の當事者たることは差支へないとするも、當然あるべき共犯關係については一切不明で再審裁判、控訴審等にかけられたが何れも却下、一月十七日が死刑執行日ときめられてゐたところを、ニュージアシー州知事ホフマン氏の權限で一ヶ月延期となり、また二月十九日改めて三月三十一日が死刑執行日と定められたのだがこゝにまた〳〵延期となるに至つた。この間事件がもつれて來るにつれ、デマはデマを呼び或は犯人が現れたと傳はり、或は若しハウプトマンを死刑にすればリンドバーグ大佐自身を殺す等との脅迫も飛び、リンドバーグ大佐は遂に故國を逃げ出して英國に避難するといふやふなエピソードをも生んだものである。

此度の延期理由は、陪審官より或る重大新事實に關し審議の要ありとの申立によるもので、最近陪審官が共犯者たる元トレントン辯護士ボール・ウエンデルを再訊問の結果興味ある新事實を發見した爲めと言はれる。今度の再延期は四十八時間であつて、萬丈の波瀾の連續に息詰まる思ひをさせた犯人ハウプトマンは遂に四月三日午後八時四十八分電氣椅子により死刑を受けた。しかし彼は最後の瞬間まで犯行を否定し自白しなかつたので、一抹の謎は永久に

殘されてゐる譯である。

◇サインの墨色で犯人も突止めるフアーラー氏

アメリカ合衆國大藏省員で「筆蹟鑑定の第一人者」として、又最近はリンドバーグ愛兒事件の犯人ハウプトマン檢擧に最大の助力を與へたバート・シー・フアーラー氏は、すべての公文書を作製する米國政府に取つてはこの上なく有難い老人で、この老人の判斷は正しく百發百中、如何なる誤魔化しも完全に見破られてしまふといふのである、それで大藏省で發行するこれ等の公文書が年にざつと八千萬通だが、惡者が如何に苦心細工をしても駄目だといふ。この老人の下に八十名の係員が居り、氏によつて獨特の教育を受けて事務を片附けてゐるがこれこそ全く獨特のもので好い後繼者が中々ないので隱退も出來ないと氏はこぼしたりしてゐる。氏がこの職業を開始したのは五十年前で、當時ミゾリーセントルイス市の銀行員であつた若いフアーラー君が、或日極めて似通つた二枚の小切手を受取つたことに始まる。その姓は同じだが名前がジョン・ジャックの違ひ、これを受取つた時に同一人が空小切手を發行したのではないかと興味を持ち調査して行くと、これは双生兒だといふことが發見された。老人の說に依れば性格、遺傳、環境といつたものがいづれもサインに反映するもので、こんな特殊の場合を除いては決して完全な眞似が出來ないものだといふのである。

老人の御自慢は最近世界を騷がしたリンドバーグ愛兒事件の犯人檢擧に絡むもので、事件直後ニュージャーシー州政府の招聘によつてワシントンから乘込んだ氏は、唯一の手掛りとして赤兒の寢室に殘された紙片を鑑定の結果「ドイツ學校で教育を受けたドイツ人の書いた英語」といふことが判明し、續いてリンドバーグ大佐に送られて來た手紙四通がいづれもドイツ人の筆蹟であるといふことが判明、しかも氏はこの四通の手紙はいづれも犯行前のものであるといふことも、インキの乾き工合によつて判斷したといふのである。ニューヨークで犯人ドイツ系のハウプトマンが逮捕された時、續いて同人の筆蹟を鑑定の結果犯人は同人でしかも單獨の犯行であるといふことも判明したのだつた。その理由は文中不用意にも書かれて居るI（私）といふ言葉は完全にこれを物語つてゐるといふことを氏が州政府當局に進言したことによるものだつた。氏は「彼を電氣椅子に送るか送らぬかそんなことは自分の知つたことではない、併し彼が犯人だといふことは自分は斷言する、赤兒の寢室から殺されたのは梯子で寢室から子供を連出した時、手製の梯子が折れ赤兒に怪我をさせたので已むなく殺したものだと思ふ、決して初めから殺す目的ではなかつたと彼のために一言いひたい」と言つてゐる。

因に、氏は三月下旬夫人同伴で二週間の豫定で日本觀光にやつて來た。

◇パプア島の珍談

パプア島といへば云はずと知れた熱帶地とて、土地は腰布の外何も身に纏ふ必要はないのだが、先頃土人間の新しがりやが、文明の風潮にかぶれて衣服をつけ始めたのはいいが、そのまゝ幾月も洗濯もせず着續けたので、忽ち疫病發生の因となり全島に大迷惑をかけたので「自今衣服を着る時には島廳の許可を要す」といふ喧しいお觸れが出た。

從つて衣服着用資格者は、着方を正しく解し、洗濯を怠らざる者に限られる譯だが、ともかく土人が最近衣服の必要を痛感し、身仕舞ひを正した者の多くなつたのは喜ばしい現象だと、マレイ總督は云つてゐる。

刑政第49巻第5号
矯正図書館

選句所感

華白君の句は夜明け頃の櫻を咏つたものである。眼近くに見る櫻は、夜の間にしめりを充分にふくみ、花の色もしつとりと、そして枝も重さうに咲き靜まつてゐる。晝の明るい光りの中にみるのとは異つて、花の色がふかく、あたりに際立つてくつきりとしてゐる。空には有明の月が遠く傾いてゐる。夜は刻々に朝の光に追ひつめられて花の上も次第に明るさを増して來る。暫らくは朝の光とも明け殘る月の光とも分ちがたい光が花に集つてゐたのだが、今は月はその光を失つて白く變つてゆくのである。そしておのづから空を移つてやがて咲き滿ちた櫻の花の間に見えなくなつてしまつた。あとには完全に天地を領した朝の光が花を抱擁し愛撫してゐるのである。華麗な櫻の花は何時見ても、その時々の趣きがある。朝光にパッと匂ひ立つたさまもよし、月下に見るも、燈光に仰ぐも、いづれも惡くはない。芭蕉は「しばらくは花の上なる月夜かな」と春月と花との調和を咏つてゐる。此處に採つた句は、それらとはまた趣を異にして夜と朝との相剋するところに刻々に光を失つて花間に隱れてゆく朝の月のあはれさを以てしてゐるのである。此の句で問題になるのは櫻の位置である。一體櫻は何處にあるのか、それが分らない。これは一應尤もな疑問なのであるが、斯うした印象句においてはそれを深く詮議立てする必要はないのであつて、強ひて云へば前の丘あたりにある櫻としていゝのである。夜明けの靜寂の中に浮き立つ花のさまに、光なくかゝる月のあはれさが融合して、幽玄な味ひあるところは捨てがたい。

□

鳳龍君の句は、これは紫雲英の花である。春の田に一面に咲き滿ちたさまは、恰も毛氈を敷きつめた如くに、そして溫い感じのする花で、その一面の花を見ると、そこに寢ころんでみたくなる。横へた身體を花の中に埋めて春の青空を仰いだらどんなにいゝ氣持だらうと思ふ。こんなことをおのづから思はしめられてゐる眼の前にパッと飛んで來た數羽の雀がある。そして雀は猶豫もなく紫雲英の花に下りたが、花の上にはその姿もなく、皆な花の中に入つてしまつたのである。何だかその雀が羨ましくなつて、下りたあたりをじつと見てゐるのであつた。春光のあふれた田園における一小景ではあるが、極めて親しい感じのある

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切每月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天　朝の月花間に沈む櫻かな　大曲　華白

地　雀下りて紫雲英の花にかくれけり　宇和島　鳳龍

人　茶の花にいつしか月の光りかな　高知　輪道

秀逸

木の芽垣月の雫をつくりけり　千葉　古山
船を曳く灯のまたゝきや川朧　馬山　覺坊
染物を濯ぐにごりや春の川　岡崎　冷月
山畑に鍬打つ音や夕霞　青森　紫淵
木蓮の花に夕陽や塀の上　名古屋　春汀

佳作

曙や露のしたゝる桃の花　旅順　漣
嶋蔭を出でし帆舟や春の風　哈爾濱　晃泉
春寒や山影沈む水の澄み　哈爾濱　景介
庭櫻宵雨うけて一二輪　宇和島　鬼天樓
自動車の過ぎて鳴きやむ蛙かな　富山　越人
春雷の遠く聞えてやみにけり　府中　水陽
たくましき虎杖の芽や遭難碑　室蘭　彩月
大佛の後に明るき櫻かな　大曲　刀羅象
影暮るゝ湖面靜かに春の山　松山　規一
瀬戸ぬちに散りし白帆や風光る　岡山　一葉
普請場の木槌の音や春めける　福岡　紫陽
春雨や傘さして行く鰯賣り　富山　苦味子
春雨や借りたる傘に大き文字　富山　劍兒
花散りて塞ぐ筧や山の寺　釧路　霧笛
連翹に小庭明るき町家かな　大邱　讃州
濱に沿ふ貝殼道や土筆　釧路　船風
暖かき縁に鬚剃る納所かな　盛岡　雅風
沼尻の水の淀みや蛙の子　宮城　紫雲
山吹の散るや小雨にまじりつつ　名古屋　筑醪
岩くぼに湧く水のあり藤の花　和歌山　啄醉
燈臺に散る波白しおぼろ月　青森　靜風
早く寢し漁師の町や春の月　千葉　松風
ハンカチに包み餘りし土筆かな　岐阜　章水

矯正図書館

竹の根を洗ひ出しけり雪解水　宮城　木星
焼きあとの黒野に土筆伸びにけり　岐阜　水数
紫雲英田にひねもす遊ぶ子供かな　岡崎　暁天
消えてゆく朝の煙や春の空　宮城　星女
雨に散りて石に貼りつく櫻かな　釧路　星丘
春光や何を啄む庭雀　釧路　孤舟
うたゝねをひとりたのしむ春夜かな　三重　總來
水郷や柳にけぶる春の月　千葉　桑平
春雨に故郷の夢を見る夜かな　大邱　凡平
春光や牛に曳かせる地曳網　名古屋　双葉
肥柄杓濯ぐに散りぬ蝌斗の群　福岡　楳城
春風や街のピエロの鳴らす笛　福岡　鳴牛
大松の根の焦げてある燒野かな　宮崎　峯月
雲雀野や人垣つくる野球團　靜岡　皐月
朧夜や廓出て行く大男　水戸　麗月
石投げて散らす目高や春の水　名古屋　翠光
賣り札の舟繋ぎある柳かな　高知　高月
小蒸氣の水切る音や川霞　滋賀　しげぞ
藤の花うつれる水や魚あそぶ　富山　千里
病床に活けさせて見る櫻かな　大分　干城
衣打つ娘等出でて水温む　新京　夕雨

句だ。

□

輪道君の句は菜の花である。今月は三才に推した句が皆な花であるのも不思議だ。春の遲日は暮れそめても容易に暮れきらぬ一面に展開して黄に照りあかる菜の花はまるで海の感じだ。そして漸く夕づいた日影がその上に今たゆたつてゐる。しばらくしてみてもおなじやうな氣がする。永い春の日はいつ暮れきるとも見えぬさまに、悠々と菜の花の上にあるのだ。だが暮るゝを惜しむ日の一方には夜を待ちがたき月がある。そして月光はいつしか夕光と交替してゐるのであつて、いつまでも殘る夕光と見たのは月光に明りたつ花明りなのであつた。蕪村の句に「菜の花や月は東に日は西に」といふのがある。蕪村の句と此の句の境地は全く同じと云つてもいゝ程であるが、此の句は月の方に餘計傾いてゐて、いつしか月になつた菜の花明りを咏つてゐる。春の遲日の夕べの感じが菜の花の上によく出てゐる。

刑政雜記

全國控訴院長檢事長會同に於ける司法大臣の訓示要旨

全國各控訴院長、檢事長會同は三月二十三日、二十四日の兩日、大臣官邸會議室に於て行はれたが、席上林司法大臣は司法部革新に關し十數項に亙る所見を披瀝されたが、訓示の要旨は概略左の如くである。

一、司法權の獨立公正の確保　新內閣の政綱中に「常に國憲國法の尊嚴を保持するは特に現下の時局においてそのもつとも切要なるを信ず」とあるは寔に司法部の總意を表現せられたるものにして司法部に取りては最も意義深きものなり、國憲國法の尊嚴は司法權の獨立公正を確保することにより保持せらるるものなるを以て職に司法部に在る者は責任の重大なることを自覺し任務に精進し以てその使命を全うせざるべからず

一、司法精神の昂揚と因襲の打破　司法部全般に亙りて光輝ある傳統的司法精神を維持昂揚すると共に固陋なる因襲を打破し時代の進運に適する必要なる革新をなさざるべからず

一、常設法律調査機關の設置　現行の法令中その起草に當り範を外國法に採りたるがため往々にして我が國風民情に適せざるものあり、又時勢の進展社會事情の變遷に因りて事の實際に適せざるものなきに非ず、この事たる將來においても亦常に起り得る現象なり、故に之が調査機關を常設し其の必要を認めたるものは從來の例を改めて部分的に着々之が改正を行ふの要ありと認む、而して之が事業の遂行に付ては在野法曹實業家其の他各方面の協力に俟たざるべからざるも、日常法律運用の事に當り最も能く法の適否を知るの機會ある判檢事諸君の協力に俟つ所多きや勿論なり、其の機關の組織等は考究中に屬す

一、特殊犯罪の嚴重檢擧　左の犯罪は現下最も嚴重に之を檢擧するの要ありと認む、但し其の手續の合法妥當に意を用ゆべきは勿論なり

1、國體に反し又は國體と相容れざる思想に基く犯罪
2、目的の如何を問はず非合法的手段殊に直接行動に出づる犯罪
3、選擧に關する惡質の犯罪
4、官公吏又は議員等の瀆職罪
5、地位又は權勢を利用して行ふ犯罪

6、常習的又は團體的に暴力又は恐喝に依りて私利を圖るの犯罪
7、流言蜚語を爲し因て人心を惑亂するの犯罪
8、其の他法律又は裁判を輕視する思想又は動機に出づる犯罪

一、訴訟手續並に執行手續の促進　裁判はその内容の適正に最も意を用ゆべきは勿論なるが訴訟手續遲延するに於ては刑事に於ては刑罰の効力を減じ民事に於ては權利保護の實を擧くるを得ず、殊に民事に付ては訴訟手續を迅速に進行し適正なる裁判確定するも執行手續遲延するに於ては結局權利保護の實を全うすることを得ざるを以てその結果は司法の信頼を害し國法の尊嚴を傷くるに至るべし、職員の負擔過重を寛和する方法を講じ法規の改正手續の刷新等爲すべきこと尠なからずと雖も又職員の責任の自覺と精神の緊張に俟つものあり、又長官の司法行政監督の如何に繫るところ必ずしも之なしとせざるを以て特に一層の努力を望む

一、人事高等諮問機關の設置　現行の法制に於ては人事行政は司法大臣の專權に屬し之を行ふに付ては最も愼重を期すと雖も萬一の過誤なきを期し又專恣に亙るの疑念なからしむるため一定の範圍の人事に關しては判事檢事等純粹の司法官を包含する機關に諮問したる上之を決する以て適當なりと認む、其の組織權限等につきては別に考究中に屬す

一、行刑の刷新と行刑に關する司法官の關心　行刑は收容者の職業訓練に偏重することなく精神訓練に力を注がざるべからず、之が指導方針として諸般の施設行はれんとす、而して刑事裁判の効果は行刑に依りて實現するものなれば裁判所及檢事局は常に行刑の主義方針施設其の他の實情に關心を持し刑務當局と密接なる連繫を保ち刑罰の適正なる實現に協力するを要す

警視廳防犯課を新設

犯罪の發生以前に豫防方策を講ずべしといふ聲は從來から唱導されて來たのであるが、今回警視廳刑事部に防犯課が新らたに設けられ、右の要望の一部を滿たすことゝなつた。防犯課は課長以下二十五名の課員によつて組織され、事務的處理にとゞまり外部に向つて積極的に働きかけることのなかつた以前の防犯係（係員九名）を課に擴張したものである。警視廳の調査によれば起訴猶豫、微罪處分釋放者、浮浪者など東京市内を徘徊する犯罪傾向者は二萬五千人に達してをり、檢擧だけでは到底犯罪絶滅を期し得ない狀態にあるといふ。

以上の實情に鑑み防犯課では暴力團、無賴漢の調査、受刑釋放者の調査及び捜査、犯罪豫防に關する調査研究等に從事する他、家出人の捜索保護、犯罪傾向者保護、不良青少年の保護指導等々に當る事となつた。それと同時に市民の町會、自警團、自治會等に呼びかけて防犯組合の設立を促進するほか、盜難豫防設備を各戸に普及せしむるために積極的に活動する筈である。

家出人と犯罪の相關關係

常に家出、自殺、犯罪の三つが密接に關聯してゐることは、家出人の增加する春先きから夏にかけて自殺と犯罪が相關的に增加する事實に依つても明らかであるが、昨今警視廳に屆出される救護捜索願ひは一日平均五十人の多數にのぼつてゐる。同じく昭和三年度の家出人總數五、五八三名は昭和十年度には一三、八一二名と二倍以上の飛躍を逃らねばならなかつた。

家出の理由は就職希望、現業嫌惡、都會憧憬、家庭不和等が主で、最近は兩親あるもの、高等小學卒業程度及び中等學校半途退學者の間に著るしく多く、而もその傾向は一樣に話を有利に導くため、自己の言分を通すためといふ我儘で利己的な色彩が濃い。「話解決ス、スグ歸レ」といふ新聞廣告の多い事はよくその間の事情を物語つてゐる。

無斷家出は各種の犯罪の溫床であるといはれてゐるが次の少年審判所の統計はその意味でも暗示に富むものであらう。

□家出人總數	一一二三
承諾を得たもの	七五六
無斷家出	三六七
□上京後の境遇	
就職したもの	五六二
寄食	一五二
浮浪	三四八

その他で、無斷家出の三六七名と、上京後浮浪した者の三四八名の數は常にほゞ一致してゐることは、無斷家出人の大多數が浮浪者となることを實證してゐると考へても差支へなからう。

尚ほ一步を進めて、浮浪者が窃盜、かつ拂ひ、橫領、拐帶等の犯罪に陷入り易い事を思へば、無斷家出人の行方を推測する事は決して難くはない。彼等を速やかに發見し、これに適當な保護を加へることは、犯罪豫防方策として蓋し緊急の事でなければならぬ次第である。

元支部長の訃

元刑務協會支部長大原公平氏は本月十一日死去せられた。茲に謹んで弔意を表す。

敍任及辞令

府中所長　所長典獄　辻　敬助（大阪）
大阪所長　同　岡部　常（府中）

三月十六日

二級（願免）　同　齋藤敬二（静岡）
五級（同）　同　千葉　貢（新潟）
五級（同）　同　藤井藤藏（青森）
願　免　同　江澤經雅（徳島）
同　同　典獄補　川添敬三（大阪）
同　同　支所長典獄補　小松直清（大分）
典獄（松山所長）　六等　同　米倉忠治（小倉）
同（鹿兒島所長）　七級六等八級　同　雨村信七（北區支）
同（徳島所長）　六等八級　少年所長同　鍵山俊治（小田原）
同（新潟所長）　七等九級　同　鷲津愛十郎（岩國）
典獄補（富山支所長）　七等七級　作業技師　甕川兵次（宮城）
同（釧路所長）　同　支所長看守長　樋上貳策（三次支）
同（佐賀支所長）　同　同　二瓶伊七（栃木支）
同（大阪）　同　司法属掛　樋松治郎（行刑局）
典獄補（大阪）　七等九級　看守長　楠本順作（大阪）
同（神戸）　同　司法属　小川太郎（行刑局）
静岡所長　所長典獄　杉本虎吉（松山）
小田原少年所長　同典獄補　香椎豊次郎（網走）
網走所長　同典獄　松岡武四郎（水戸）
水戸所長　同　吉田綱紀（山口）
北區支所長　典獄補　津久井作司（大阪）
岩國少年所長　所長同　高橋　健（釧路）
青森所長　典獄補　都　福常（府中）
府中　同　鈴木英三郎（廣島）
廣島　同　杉藤豊治（神戸）
大分支所長　六級　支所長同　齋藤信一（佐賀支）
作業技師（宮城）十一級　技手属　金田榮三郎（行刑局）

三月二十日

免本官　專任属（行刑局）　五級　裁判所會計書記兼属　島田幸治
裁判所書記、属　六級　看守長　豊田淺一（府中）
技手兼属（行刑局）　四級　属　鹽見市郎（行刑局）
府中　看守長　鈴木　勇（宇都宮）
宇都宮　同　大森佐登美（市谷）
市谷　同　牟田作一（鹿兒島）
鹿兒島　同　備　榮彦（福岡）

福　岡　看守長　高橋　清（名古屋）
名古屋　同　浦口市之進（市谷）
看守長（市谷）　四三圓　看　守　若林　仁（豊多摩）
栃木支所長　支所長　野手甚之助（土浦支）
土浦支所長　看守長　小林利吉（千葉）
看守長（千葉）　四三圓　看　守　山本堯春（甲府）
三次支所長　支所長　太田彦治（嚴原支）
看守長（熊本）　五三圓　看守長　礎　孫市（久留米）
大　阪　看守長　上野　豐（濱松支）
濱　松　支　同　小林一郎（秋田）
看守長（秋田）　八級　看　守　佐藤末治（宮城）
屬　（行刑局）　六七圓　看守長　小野崎權七（豊多摩）
看守長（豊多摩）　十級　看　守　上澤　隆（府中）
屬　（行刑局）　六三圓　看守長　福山家賢（市谷）
市　谷　同　綿野靜三郎（大阪）
免本職（大阪）　支所長同　牧野　料（豊橋支岡崎兼）
豊橋支所長岡崎少年兼　看守長　濱田顯吉（奈良）
看守長（奈良）　十級　看　守　淺野俊信（金澤）

三月二十三日

願　免　保健技師　河口忠雄（函館）
函館兼汐見町支　十級　同　多田隈滿（府中）

三月二十四日

大臣官房人事課兼務　司法属　榎本高義（行刑局）
典獄補（小倉支所長）　七等七級　作業技師　井川信一（府中）
作業技師（小菅）十一級　看守長　守田千松（府中）
府中　作業技師　宇田象三（廣島）
廣　島　同　中谷源一（小菅）

三月二十五日

府　中　看守長　瀧川捨三郎（静岡）
静　岡　同　立川達文（高松）
高　松　同　市原福馬（前橋）
前　橋　同　渡邊清次（甲府）
甲　府　同　泉　久造（山口）
看守長（宮崎）八級　看　守　寒竹　進（福岡）

三月二十六日

刑法竝監獄法改正調査委員會書記ヲ命ス　司法属　寺光　忠（行刑局）
免本職（岡崎少年專務）　支所長看守長　濱田顯吉（豊橋支岡崎兼）
豊橋支所長岡崎少年兼務　看守長　立石晋作（岡崎）

三月三十一日

釧路支所長　典獄補　樋上貳策（三次支）

樺太所長　典獄補　青柳彌錄（樺太支）
樺　太　保健技師　西村　博（同）
同　教誨師　松原顯然（同）
釧路支　保健技師　金坂直矢（釧路）
同　教誨師　兒玉義蘊（同）
樺太　看守長　三浦秀文（樺太支）
同　同　中村鶴松（同）
同　同　石垣周作（札幌）
釧路支　看守長及川勇（釧路）
同　看守長　佐々木昇三（同）
同　同　船山市太郎（同）
札幌　同　小泉泰衛（同）

四月一日

奈良　同　長谷川幹雄（豐多摩）
豐多摩　同　吉田益雄（小菅）
看守長（小菅）七級　屬兼書記　島田健吉
屬兼書記　六級　看守長　佐々木盛（奈良）
看守長（濱松支）十級　看　守　大川新作（靜岡）

四月六日

依願免本官　木浦看守長　幸田永吉
同　新義州同　前間英六

二月二十五日

任朝鮮總督府看守長　西大門　看　守　小川芳之佐
給月俸六十圓釜山刑務所在勤ヲ命ス
任朝鮮總督府看守長　木浦　看　守　近藤英三郎
給九級俸
西大門刑務所在勤ヲ命ス
新義州刑務所在勤ヲ命ス
木浦刑務所在勤ヲ命ス
西大門刑務所在勤ヲ命ス
叙勳五等授瑞寶章
叙勳七等授瑞寶章
叙勳八等授瑞寶章

三月十一日

大田典獄　小丸源左衞門
元西大門典獄補　藤掛嘉作
咸興通譯生兼看守長　韓正仁

三月十三日

三級俸下賜　金泉教誨師　良永猛

三月十四日

叙正六位　同　同　人

三月十六日

願ニ依リ本職ヲ免ス　同　同　一人
朝鮮總督府教誨師兼教誨師　金泉　渡邊貞治
教師ニ任ス　四級俸ヲ給ス
金泉少年刑務所在勤ヲ命ス
奏任官ヲ以テ待遇セラル

八級俸下賜
奏任官ヲ以テ待遇セラル　咸興教誨師　藤井人呆
九級俸下賜

三月十九日

給七級俸　金泉看守長　日淺嘉見
（死亡）

三月十九日

叙從七位　大田技手兼看守長　福山福太郎

三月二十六日

依願免本官並兼官　同　同　人
朝鮮總督府作業技師ニ任ス
十一級俸下賜大田刑務所在勤ヲ命ス
願ニ依リ本職ヲ免ス　同　作業技師　福山福太郎

三月二十七日

免本官專任朝鮮總督府看守長　法務局屬兼西大門看守長　村本岩松
給月俸六十圓
大田刑務所在勤ヲ命ス
任朝鮮總督府屬兼同　清津看守長　松浦秀雄
看守長　給七級俸
法務局勤務、行刑課勤務ヲ命ス
西大門刑務所在勤ヲ命ス
任朝鮮總督府看守長　普州看守長　小倉柳兼
給十級俸
光州刑務所在勤ヲ命ス
清津刑務所在勤ヲ命ス　光州看守長　長澤松次

三月三十日

給四級俸依願免本官　新義州看守長　蓬萊新太郎
給四級俸依願免本官　公州看守長　山本彌三次
依願免本官　春川同　朱龍煥
任朝鮮總督府看守長　海州看守　高橋惣一
給九級俸公州刑務所在勤ヲ命ス
同　普洲看守　小島信三
給十級俸
金州刑務所在勤ヲ命ス
同　兼監獄　大邱看守　李善玉
通譯生　給十級俸
咸興刑務所（元山支所）在勤ヲ命ス
同　兼監獄　新義州看守　金瑞洛
通譯生　給十級俸
海州刑務所在勤ヲ命ス
新義州刑務所在勤ヲ命ス　京城看守長　遠藤譲也
京城刑務所在勤ヲ命ス　大邱同　青柳義雄
大邱刑務所在勤ヲ命ス　公州同　倉原門次
公州刑務所在勤ヲ命ス　全州同　清水義亮

西大門刑務所（春川支所）海州通譯生兼看守長　金　星庚
在勤ヲ命ス

三月三十一日

願ニ依リ本職ヲ免ス　平壤保健技師　大島芳生

四月一日

京城刑務所在勤ヲ命ス　西大門看守長　森田久成
大邱刑務所在勤ヲ命ス　京城同　松井甫
大邱刑務所在勤ヲ免ス　大邱同　高山定一
金泉同

三月三十一日

陞敍高等官六等　海州典獄補　武藤勝次
同　木浦同　水町忠三

四月四日

任朝鮮總督府看守長　西大門看守　山内榮一
給八級俸　大田刑務所在勤ヲ命ス
西大門刑務所在勤ヲ命ス　平壤看守長　岩切好美
平壤刑務所在勤ヲ命ス　大田同　林田唯義

前號本欄の誤植訂正

五級　所長典獄　西岡川郎（金澤）
六級　司法書記官　中尾文策（行刑局）
六級　所長典獄　吉田綱紀（江口）
六級　支所長典獄補　香椎豐次郎（網走支）

右ノ五級、六級、六級、六級トアルヲ五等、六等、六等、六等ト訂正ス

改姓

飯野豐治（廣島）　（舊姓）杉藤豐治

四月一日附退職者表彰並ニ死亡者慰藉

一　銀杯壹箇宛　尾形一外貳拾參名
一　金參百五拾八圓也　故今井光治外拾參名
一　金貳百參拾圓並ニ銀杯壹組宛　齋藤敬二外三名

◇◇◇　行刑統計　◇◇◇

昭和十一年三月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of March 1936

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者		4,580	4,738	50,194	50,352	49,055	158	1,139
被疑者		2,980	3,320	488	828	203	△ 340	285
刑事被告人		5,404	4,444	6,285	5,325	5,192	960	1,093
勞役場留置者		1,028	736	680	388	751	292	△ 71
兒		4	5	8	9	10	△ 1	△ 2
總計 男		13,749	13,026	56,727	56,004	54,207	723	2,520
總計 女		247	217	928	898	1,004	30	△ 76
總計 計		13,996	13,243	57,655	56,902	55,211	753	2,444

備考　受刑者現員中ニ朝鮮人 男 2,544人 女 6人 ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國 男	92	—	5	1	98
露西亞 男	2	—	—	—	2
不詳 男	2	—	—	—	2
總計 男	96	—	5	1	102

刑政第49巻第5号
矯正図書館

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十六卷　第五號　昭和十一年五月

公企業の特許……講師 田上穰治
アウグスツスの元首政と羅馬の民事訴訟(一)……船田享二
新刑法に於ける常習犯人處遇の形式(上)……安平政吉
刑事法雜題(一六)……講師 平井彦三郎
刑事判例研究
　牽連犯に於ける牽連性——第三者の行爲に因る脅迫罪……講師 草野豹一郎
　恐喝の被害者と贈賄罪の成立……講師 吉田常次郎
民事判例研究(一五)……民事判例研究會
　裁判上の和解と其の無效(高橋靜一)——大阪市電氣局共濟組合の退職給與金と差押(前野順一)——競賣法第二十七條の所謂債務者(吉田　久)——所有權に對する侵害除去の請求と權利の濫用(犬丸　巖)——部分品又は材料の買入を爲したる製品の販賣と商行爲(佐々　穆)
民事訴訟法研究錄(九)……講師 前野順一
略註商法中改正法律案(四)……教授 佐々　穆
近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十四卷　第五號
昭和十一年五月一日發行　司法省構内 法曹會
定價　金五十錢　振替口座東京一五六七〇番

○競賣法に依る競賣手續に關する不服申立に就て……廣島地方裁判所判事 山井健之助
○罪刑法定主義の保安處分に於ける思想的展開(三・完)……橫濱地方裁判所判事 佐瀨昌三
○一九三四年度獨逸國司法統計……司法省調査課
○一九三五年六月二十八日の獨逸刑法改正法竝に刑事訴訟法及び裁判所構成法改正法……司法省調査課
○名判官物語(十三)　○德川將軍の直裁(その三)……小山松吉
○無刑錄著者　蘆東山略傳(二)……石塚挨一
○司法沿革考(六・完)　○彈正臺沿革……瀧谷　質
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○判例要旨　○戸籍事務協議會決議　○審法令　○雜報

編輯餘錄

□ ハウプト・フォーゲルといふドイツの監獄學者が突如として死んだ。リイプマンやフロイデンタールのなくなつたほどに學界への關心を持たしめなかつたが、しかし、監獄雜誌が氏の爲に丁重なネクロロジーを捧げた丈けに氏が現下ナチス行刑の重鎭でありしことがわかる。

□ ハウプト・フォーゲルが始めて賣り出したのは氏がゲフエングニスクンデにイギリスの豫防拘禁を紹介批判した頃から始まる。而して最近のナチス治下になつてからの氏は所謂痛苦的行刑のお先棒をかついでさへ居たが、さてその痛苦をいかなる方法で行刑の上に組織すべきかは示すところはなかつた。

□ 刑事政策家も行刑家も徒らに批判のみに終始しては何にもならない。人の仕事を批判することは容易であるが、これに代るべき具體的方法を提示することは容易なわざではない。刑事政策家や行刑家は理論よりも組織を編みだすところに貴い價値が見出されなければならぬのである。

□ リイプマンの殘した業績は現代にうけ容れられない。その自由主義的な行刑法規は褒されつつあるが、しかし、それに代るよりよき行刑法規は未だ容易に作り上げられさうにもない。そこに第一流のリイプマンと第二流のハウプトフォーゲルの差があつたことは止むを得ない。只、氏は之からのナチス行刑に非常に必要な地位に置かれ又われわれも氏に期待することが多かつたのに。

□ 戒護課長會議に於ていろいろの點が議せられた。しかし、その結論はどうあらはれやうとも戒護の妙諦は頭と度胸とさうして慈愛との外にはない。そこに累進點數のはかり方は形式的ではなく累進點數のはかり方は形式的ではなく て戒護官吏の頭腦が基本である。累進處遇を生かすも殺すも此等諸員の度胸にあるのだ。

□ 尠くとも刑務所長や戒護課長の留守中に不祥事が起るやうでは制度そのものよりも戒護精神が弛緩して居ると第三者は見ますぞ。それが制度のゆるやかさでなくて戒護精神に基くものであるといふことを認識しない間は不祥事はいつまで經つても絶えませんぞ。

□ 戒嚴令下に花は散るなり。

昭和十一年四月二十日　——あき羅——

定價　一冊(稅共)　金二十五錢
　　六冊(稅共)　金一圓五十錢
　　十二冊(稅共)　金三圓
廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

注文規定

御注文は總て前金のこと
御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番
御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十一年四月二十八日印刷納本
昭和十一年五月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地　編輯兼發行人　伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地　印刷人　竹田益平
東京市葛飾區小菅町一二八四番地　印刷所　刑務協會印刷所
東京市麹町區西日比谷町一番地　發行所　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番　振替口座東京二五〇五九番

刑政第49巻第5号

矯正図書館

49e Année N° 5 Mai 1936

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale

Kimura, K. — Classification du prisonnier.

Hosokawa, K. — Système pénitentiare sous Shogounat Tokugawa.

Kondo, T. — Les Conditions déterminantes de la perversité des jeunes delinquants. (II et fin)

Mouvement des idées à l'étranger :

Herman Mannheim ; The German Prevention of Crime Act, 1933.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice